

資産評価システムに関する調査研究

- 登記情報の自治体への通知に関する調査研究 -

平成 13 年 3 月

財団法人 資産評価システム研究センター

**資産評価システムに関する調査研究
- 登記情報の自治体への通知に関する調査研究 -**

目 次

はしがき

平成12年度 資産評価システム研究委員会委員名簿

資産評価システムに関する研究委員会審議経過

第1章 はじめに

- 1 調査研究の必要性・目的
- 2 調査研究の方法

**第2章 登記通知制度に関するこれまでの調査研究の取り組み
(概要)**

- 1 平成9年度資産評価システムに関する調査研究
 - (1) アンケート調査の実施
 - (2) 法務省における登記情報電子化事業の概要
- 2 平成10年度資産評価システムに関する調査研究
 - (1) 電子化終了登記所からの通知の改善
 - (2) 登記所と市町村とのオンライン化又は磁気媒体による通知の改善
- 3 平成11年度資産評価システムに関する調査研究
 - (1) 登記所からの登記情報通知制度運用の実態
 - (2) 今後の検討課題

**第3章 平成12年度資産評価システムに関する調査研究における
検討課題**

- 1 これまでの調査研究結果を踏まえた改善要望事項に係る改善状況
- 2 現行の登記情報通知制度運用上において存在する検討課題
 - (1) 現行の登記情報通知制度
 - (2) 登記情報通知制度の運用実態と課題

第4章 登記情報通知制度を巡る最近の状況

- 1 法務省による登記事務の電算処理化及び登記情報の電子化への取り組み
 - (1) 登記事務の電算処理化及び登記情報の電子化の概要、進捗状況
 - (2) 登記事務の電算処理化及び登記情報の電子化による登記情報通知制度運用の変化
 - (3) 登記情報電子化終了登記所からの登記情報通知制度運用上の残された課題と現実的対応策
- 2 法務省によるインターネットによる登記情報提供サービスの取り組み
 - (1) 電子登記情報提供法及び指定法人の概要

- (2) 電子登記情報提供システムの概要
- (3) 利用者登録（登記情報提供契約の締結）、登録料及び利用料金
- (4) インターネット登記情報提供サービス実施状況及び計画
- (5) オンライン登記情報提供システム接続の方法・手順

3 今後における登記情報提供サービス実施計画の概要と現況の登記情報通知制度との関係

- (1) 各登記所のオンライン化への動き
- (2) 各登記所間での情報提供化の動き
- (3) 市町村が利用する場合の問題点と利用方法

第5章 市町村が望んでいる登記情報通知方法

1 異動通知に関するアンケート調査について

- (1) 登記所からの異動通知書の受取頻度
 - (2) 不動産登記事項に係る課税台帳の更新件数
 - (3) 登記所の登記情報の電子化
 - (4) 電子化済みの登記所からの異動通知の方法
 - (5) 課税台帳の更新作業の方法
 - (6) 課税台帳の更新作業の業者委託
 - (7) 課税台帳の更新作業の延べ従事員数の1ヶ月平均
 - (8) 課税台帳の全件登記簿照合
 - (9) 登記所からの登記情報のあるべき提供方法
 - (10) 登記所からの地積測量図、建物平面図等のあるべき提供方法
 - (11) 登記所への固定資産税評価額の通知の頻度
 - (12) 登記所への固定資産税評価額の通知方法
 - (13) 登記所への固定資産税評価額のあるべき通知方法
 - (14) 異動通知の受取頻度と課税台帳の更新件数
 - (15) 課税台帳更新件数と課税台帳の更新作業の方法
 - (16) 課税台帳の更新件数と登記所の登記情報の電子化及び電子化済の登記所からの異動通知方法
 - (17) 課税台帳の更新件数と登記所への固定資産税評価額のあるべき通知方法
 - (18) 登記所の登記情報の電子化及び固定資産税評価額の通知方法
 - (19) 登記所の登記情報の電子化と課税台帳の更新作業及び登記所からの登記情報のあるべき提供方法
 - (20) 登記所の電子化の有無と課税台帳の更新作業及び登記所からの図面等のあるべき提供方法
- ### 2 調査結果のまとめ
- ### 3 平成12年度資産評価システム研究委員会における主な意見

第6章 市町村が望んでいる登記情報通知方法を実現するための方策

- ### 1 電子化未了登記所からの登記情報通知に係る検討課題の実現方策
- (1) 電子化未了登記所からの登記情報通知に係る検討課題の実現状況
 - (2) 電子化未了登記所からの登記情報通知に係る検討課題の実現方策

- 2 電子化終了登記所からの登記情報通知に係る検討課題の実現方策
 - (1) 電子化終了登記所からの登記情報通知に係る検討課題の実現状況
 - (2) 電子化終了登記所からの登記情報通知に係る検討課題の実現方策

第7章 電子登記情報提供制度の運用開始など最近の状況変化を踏まえた検討課題の実現方策

- 1 法務省のインターネット登記情報提供サービスの活用方策
 - (1) 法務省のインターネット登記情報提供サービスにより登記情報を入手する場合課題
 - (2) 登記情報提供制度と登記情報通知制度の関係
 - (3) 登記情報提供システムを活用した登記情報通知システム構築する上での課題
 - (4) 登記情報提供システムを活用した登記情報通知システム構築に向けた検討の必要性
- 2 行政情報の電子化と電子情報による行政情報交換制度の活用方策
 - (1) 国における行政情報電子化の取り組み
 - (2) 電子情報による行政情報交換施策の具体化
- 3 電子情報による行政情報交換制度を活用した登記情報通知システム
 - (1) 国・地方公共団体間における電子行政情報交換制度を活用した登記情報通知システム構築の可能性
 - (2) 電子情報による行政情報交換制度を活用した登記情報通知システム構築に向けた調査検討の必要性

・参考資料

第3章関連資料

資料3-1「地方税法第三章市町村の普通税第二節固定資産税」

第4章関連資料

資料4-1「電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律」

資料4-2「不動産登記法」

資料4-3「電気通信回線による登記情報の提供に関する法律」

資料4-4「電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行令」

資料4-5「電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則」

資料4-6「法務省告示第二百四十三号」

資料4-7「登記手数料令」

資料4-8「登記情報提供システム」

資料4-9「登記情報提供業務に関する業務規程」

第5章関連資料

第5章参考集計

第7章関連資料

資料7-1「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」

資料7-2「e-Japan戦略」

資料7-3「電ヶ関WANについて」

資料 7 - 4 「行政情報化推進基本計画」

資料 7 - 5 「自治事務等に係る申請・届出等手続のオンライン化の推進に関する政府の取組方針」

資料 7 - 6 「地域 IT 推進のための自治省アクション・プラン」

資料 7 - 7 「総合行政ネットワーク説明書」

資料 7 - 8 「情報行政ネットワーク構築に関する調査研究最終報告書(H12.3)の 要約」

は し が き

財団法人資産評価システム研究センター（評価センター）は、資産の状況及びその評価の方法に関する調査研究を行い、国や地方公共団体の行う諸施策の推進に寄与することを目的として、昭和53年5月1日に設立されました。

当評価センターでは、その目的を達成するため、全ての地方公共団体に会員として参加していただき、共有の調査研究機関であるとの認識をもって、業務の推進に努めてまいりました。

具体的には、市町村の税収入の柱である固定資産税における土地や家屋等の固定資産評価の基本問題及び評価方法等の調査研究、固定資産評価研究大会の開催、固定資産評価関係職員の研修、「資産評価情報」や「固定資産税のしおり」等の情報・啓発資料の提供等の諸事業を積極的に推進しています。

当評価センターの主要事業であります調査研究事業は、資産評価の基礎理論及び地方公共団体等における資産評価技法の両面にわたって、毎年度、学識経験者、地方公共団体等の関係者を持って構成する「評価の基本問題」、「土地評価」、「家屋評価」、「償却資産評価」、「資産評価システム」、「資産課税のあり方」の6つの研究委員会を設けて、調査研究を行っております。

本年度の資産評価システム研究委員会では、1．「登記情報の自治体への通知についての調査研究」2．「路線価等の開示情報のデータベース化及び公開方法等についての調査研究」、の2項目について調査研究を実施いたしました。

本報告書は、上記1．の報告書であり、登記所から市町村に対して通知される不動産登記情報について、その通知の収受等の現状を踏まえ、市町村にとって望ましい登記情報通知制度の構築のための施策について調査研究を行いました。

この程、その調査研究の成果をとりまとめ、ここに調査研究報告書として公表する運びとなりましたが、この機会に熱心にご研究、ご審議いただきました委員・関係者の方々に対し、心から感謝申し上げます。

なお、当評価センターは、今後とも、所期の目的にそって、事業内容の充実および地方公共団体等に役立つ調査研究に努力をいたす所存でありますので、地方公共団体をはじめ関係団体の皆様のなお一層のご指導、ご支援をお願い申し上げます。

最後に、この調査研究事業は、日本財団の補助金の交付を受けて実施したものであり、改めて深く感謝の意を表するものであります。

平成13年3月

財団法人資産評価システム研究センター
理事長 小川 徳治

委員名簿

平成12年度 資産評価システム研究委員会委員名簿

(委員長) 前川 尚美 地方財政審議会委員

(委員) 濱田 浩美 千葉大学教育学部助教授

加藤 洋一 日本大学文理学部・生物資源科学部
非常勤講師

林 克己 地方自治情報センター 研究開発部長

樋山 裕 全国市長会 財政部長

堀江 宏隆 全国町村会 財政部副部長

杉浦 謙二 東京都主税局資産税部固定資産税課長

永嶋 美男 東京都主税局資産税部資産評価担当専門副参事

猪山 三郎 横浜市財政局主税部固定資産税課長

古屋 和彦 大阪市財政局主税部固定資産税課長

森 清春 名古屋市財政局主税部固定資産税課長

松井 信作 福岡市財政局税務部資産税課長

沼舘 晃 札幌市財政局税政部固定資産税課長

松丸 勝男 柏市財政部資産税課長

今井 修 国土空間データ基盤推進協議会事務局長代行

海老原 諭 総務省自治行政局地域情報政策室課長補佐

登記情報部会名簿

部会長 濱田 浩美 千葉大学教育学部助教授

委員 林 克己 地方自治情報センター 研究開発部長

杉浦 謙二 東京都主税局資産税部固定資産税課長

猪山 三郎 横浜市財政局主税部固定資産税課長

松丸 勝男 柏市財政部資産税課長

研究委員会審議経過

資産評価システムに関する研究委員会審議経過 —登記情報の自治体への通知に関する調査研究—

- 第 1 回委員会 [平成12年7月6日 (木) 14 : 00 ~ 16 : 00]
 - 議題 (1) 検討項目について
 - (2) その他

- ・ 第 1 回登記情報部会 [平成12年7月31日 (月) 14 : 00 ~ 16 : 00]
 - 議題 (1) 総合行政ネットワークについて
 - (2) 既研究の提言の整理検討について
 - (3) その他

- ・ 第 2 回登記情報部会 [平成12年12月22日 (金) 10 : 30 ~ 12 : 30]
 - 議題 (1) 異動通知のアンケート調査結果について
 - (2) インターネットによる登記情報提供サービスについて
 - (3) その他

- 第 2 回委員会 [平成12年12月25日 (月) 14 : 00 ~ 16 : 00]
 - 議題 (1) 登記情報部会の経過と今後の予定について
 - (2) 路線価開示情報部会の経過と今後の予定について
 - (3) その他

- ・ 第 3 回登記情報部会 [平成13年2月22日 (木) 14 : 00 ~ 16 : 00]
 - 議題 (1) インターネットによる登記情報提供サービスについて
 - (2) 異動通知のアンケート調査結果について
 - (3) 報告書骨子案について
 - (4) その他

- ・ 第 4 回登記情報部会 [平成13年3月6日 (火) 10 : 30 ~ 12 : 30]
 - 議題 (1) 報告書案について
 - (2) その他

- 第 3 回委員会 [平成13年3月22日 (木) 15 : 30 ~ 17 : 30]
 - 議題 (1) 報告書案について
 - (2) その他

第1章 はじめに

1 調査研究の必要性・目的

財団法人資産評価システム研究センターでは、その資産評価システムに関する調査研究委員会で、平成9年度から平成11年度までの3か年度にかけて、現在における登記情報通知制度の運用実態を把握し、より効率的な制度を構築するために、市町村に対するアンケート調査を実施するなどの調査研究を実施してきている。

これらの調査研究においては、その調査研究結果を踏まえて、現行登記情報通知制度を運用する上で、市町村が望んでいる改善要望事項について提言しており、これらの改善要望事項のうちには、法務省・自治省（現総務省）の協議により、法務省において進めてきている登記情報の電子化が終了している登記所（以下「電子化終了登記所」という。）から市町村に対する登記異動通知書の様式統一など改善されたものもあるが、共有財産に係る6名以上の所有者名が電子化終了登記所からの登記異動通知書に表示されていないなど残されている課題も多い。

登記情報通知制度については、電子化終了登記所の増加、法務省による電子登記情報提供システムの運用開始など新たな状況が生まれてきており、こうした新たな状況を踏まえて、これに対応した望ましい登記情報通知制度を構築するための新たな検討課題も発生していることから、引き続き調査研究する必要性がある。

平成12年度資産評価システムに関する調査研究においては、従前の調査研究結果における提言を踏まえ、なお残されている課題及び新たに生じた状況に対応して検討すべき課題の二つについて、おのおの現実的な解決策と望ましい登記情報通知制度の在り方について調査研究を行うこととした。

2 調査研究の方法

平成12年度資産評価システムに関する調査研究では、おおむね次の方法により調査研究を行ってきた。

現行の登記情報通知制度の運用上残されている課題を把握するために、平成9年度から平成11年度における調査研究結果を検証し、そこで提言されている市町村からの改善要望事項を整理したうえで、その改善状況を把握する。

現在における登記情報通知制度の運用実態と市町村が望んでいる望ましい登記情報通知制度の在り方についての意向を把握するために、全市町村に対するアンケート調査を実施する。

上記及びの調査結果に基づき、現行登記情報通知制度を運用する上で改善すべき残されている課題及び登記所における登記情報の電子化の進展などの状況変化に伴い、現在市町村が望んでいる望ましい登記情報通知制度を構築する上で検討すべき課題の洗い出しを行う。

上記の検討課題について、現行登記情報通知制度を運用する上で早急に現実的な解決策を講ずべき課題と制度改正を要するなどの理由から、今後その解決策の確立に向けて中長期に検討していくべき課題とに分類整理して調査研究を行い、今後講ずべき解決策を提言する。

法務省による電子登記情報提供システムの運用開始を踏まえて、これを活した登記情報通知システムの構築の可能性についても調査研究し、今後の対応策について提言する。

なお、望ましい登記情報通知制度を構築するには、法務省・登記所と総務省・市町村との緊密な連絡協調が不可欠であることから、上記課題の検討に当たっては、その双方にとってメリットのある実現可能性のある解決方策を見い出すとの視点に立つて行う。

第2章 登記通知制度に関するこれまでの調査研究の取り組み（概要）

当委員会で、平成9年度～平成11年度間に行った登記情報の市町村の収受等に関する調査研究の概要は、次のとおりである。

1 平成9年度資産評価システムに関する調査研究

登記所と市町村の通知のあり方を検討するため、以下の調査を実施している。

（1）アンケート調査の実施

a 目的

電算化終了登記所から市町村に対する不動産登記異動情報の通知は、全国一律の様式によって打ち出したものとなっている。しかし、登記所の電算化が終了していない登記所からの通知については、不動産登記事務取扱手続準則に定める附録様式又はこれに準ずる様式により通知することとされているものの、その態様は各登記所間で様々であることから、登記所からの通知に関する市町村の事務処理の実態を把握するため、以下の項目について調査を実施している。

b 調査項目

- ・ 登記所からの通知内容
- ・ 通知の収受の方法、頻度
- ・ 登記所からの通知漏れの対策
- ・ 登記所の電算化終了後の通知内容の変更
- ・ 登記所から磁気媒体での通知収受が可能となった場合の、媒体の種別とその媒体の通知の内容
- ・ 登記所からの通知に関しての要望・問題点

c 調査方法・結果

人口規模、地域に偏りがないように、市町村が通知を受ける登記所の電子化の状況（電算化終了又は未了）に偏りがないように、全国3,233団体中（東京都を含む。以下同じ）500団体を抽出し、アンケート調査を行った。具体的な調査団体数の内訳は、次表のとおりである。

人 口	電子化終了登記 所関係市町村	電子化未了登記所 関係市町村	合 計
1万人未満	31団体	33団体	64団体
1万人以上	33	37	70
2万人以上	34	36	70
3万人以上	34	28	62
5万人以上	49	30	79
10万人以上	25	28	53
20万人以上	13	26	39
30万人以上	16	28	44
50万人以上	14	5	19
合 計	249団体	251団体	500団体

d 調査結果

主な項目の集計結果は以下のとおりであった。

(a) 「登記所からの通知の内容」

登記所からの通知の内容	電子化終了登記所 関係市町村		電子化未了登記所 関係市町村		合計	
①登記権利者の住所氏名	249	100.0%	251	100.0%	500	100.0%
②登記義務者の住所氏名	248	99.6%	245	97.6%	493	98.6%
③受付の日付	238	95.6%	227	90.4%	465	93.0%
④登記原因とその日付	249	100.0%	251	100.0%	500	100.0%
⑤登記の日付	190	76.3%	222	88.4%	412	82.4%
⑥土地又は建物の所在地番	249	100.0%	251	100.0%	500	100.0%
⑦地目	249	100.0%	251	100.0%	500	100.0%
⑧地積	249	100.0%	251	100.0%	500	100.0%
⑨家屋番号	248	99.6%	249	99.2%	497	99.4%
⑩家屋の種類	248	99.6%	249	99.2%	497	99.4%
⑪家屋の構造	248	99.6%	250	99.6%	498	99.6%
⑫床面積	248	99.6%	250	99.6%	498	99.6%
⑬公図の写し	132	53.0%	141	56.2%	273	54.6%
⑭地積測量図	220	88.4%	218	86.9%	438	87.6%
⑮建物図面（各階平面図）	221	88.8%	226	90.0%	447	89.4%
⑯その他	32	12.9%	20	8.0%	52	10.4%

(b) 「通知のやりとり」

登記所との通知のやりとり	電算化終了登記所 関係市町村		電算化未了登記所 関係市町村		合計	
①登記所と市町村が直接行う	242	97.2%	248	98.8%	490	98.0%
②都道府県税事務所、税務署を経由して通知される	6	2.4%	2	0.8%	8	1.6%
③管轄の市町村が代表して受け取る	1	0.4%	1	0.4%	2	0.4%
合計	249	100.0%	251	100.0%	500	100.0%

(c) 「通知の收受方法」

通知の收受方法	電算化終了登記所 関係市町村		電算化未了登記所 関係市町村		合計	
①登記所に行き受け取る	236	94.8%	227	90.4%	463	92.6%
②登記所から送付される	7	2.8%	21	8.4%	28	5.6%
③都道府県税事務所、税務署を経由して受け取る	6	2.4%	2	0.8%	8	1.6%
④登記所に行き異動分を閲覧する	0	0.0%	1	0.4%	1	0.2%
合計	249	100.0%	251	100.0%	500	100.0%

(d) 「通知の收受の頻度」

通知の收受方法	電算化終了登記所 関係市町村		電算化未了登記所 関係市町村		合計	
①1週間以内に一度	11	4.4%	12	4.8%	23	4.6%
②10日に一度	37	14.9%	29	11.6%	66	13.2%
③2～3週間に一度	21	8.4%	15	6.0%	36	7.2%
④1ヶ月に一度	168	67.5%	185	73.7%	353	70.6%
⑤2ヶ月に一度	4	1.6%	6	2.4%	10	2.0%
⑥3ヶ月に一度	1	0.4%	0	0.0%	1	0.2%
⑦その他	7	2.8%	4	1.6%	11	2.2%
合計	249	100.0%	251	100.0%	500	100.0%

(e) 「通知漏れの対策」

通知漏れ防止対策を講じている	電算化終了登記所 関係市町村		電算化未了登記所 関係市町村		合計	
①はい	62	24.9%	81	32.3%	143	28.6%
②いいえ	187	75.1%	170	67.7%	357	71.4%
合計	249	100.0%	251	100.0%	500	100.0%

以上のうち、(e)の通知漏れの対策を講じているか否かについては、具体的な方法を探っており、これによると約3割の市町村から、以下のような回答が寄せられている。

- ・ 登記所から通知書とその一覧表を受け取り、これらの照合を行っている。
- ・ 登記申請書をマイクロ撮影し、通知書との照合を行っている。
- ・ 通知書の受付番号をリストアップし、登記所の申請書綴りとの照合を行っている。
- ・ 通知書と登記簿との照合を行っている。
- ・ 区分所有のマンション等については、登記簿の閲覧を行っている。
- ・ 登記簿を閲覧し、課税台帳との全筆照合を行っている。
- ・ 不動産取得税の課税資料との照合を行っている。

以上のような照合作業をどのくらいの間隔で行っているかについては、異動のあったものの

照合作業は通知ごとに行っていたり、1か月から1年単位で行うなど、様々な回答が市町村から寄せられていた。

また、台帳と登記簿との全筆照合を行うとした市町村については、これらの作業にかなりの時間を要することから、3年に1度（特に評価替え年度の前年度）や5～6年に1度といったある一定期間をおいて行っているという回答が多く見受けられている。

（２）法務省における登記情報電子化事業の概要

平成9年度の調査研究では、法務省における登記情報電子化事業の概要について、調査を実施しているが、このことについては、後段（第4章、1）参照。

2 平成10年度資産評価システムに関する調査研究

（１）電子化終了登記所からの通知の改善

現在の電算化が終了している登記所から通知について実態を調べるために神戸市の実例を調査したものであり、その概要は次のとおりであった。

受取方法

法務局で電算出力された「登記済通知書一覧」と「登記済通知書」を、各区役所の賦課担当者が1～2週間ごとに法務局に直接受取りに行く。

また、表示の登記については「登記申請書副本」も1～2週間ごとに法務局に直接受取りに行く。

受取情報

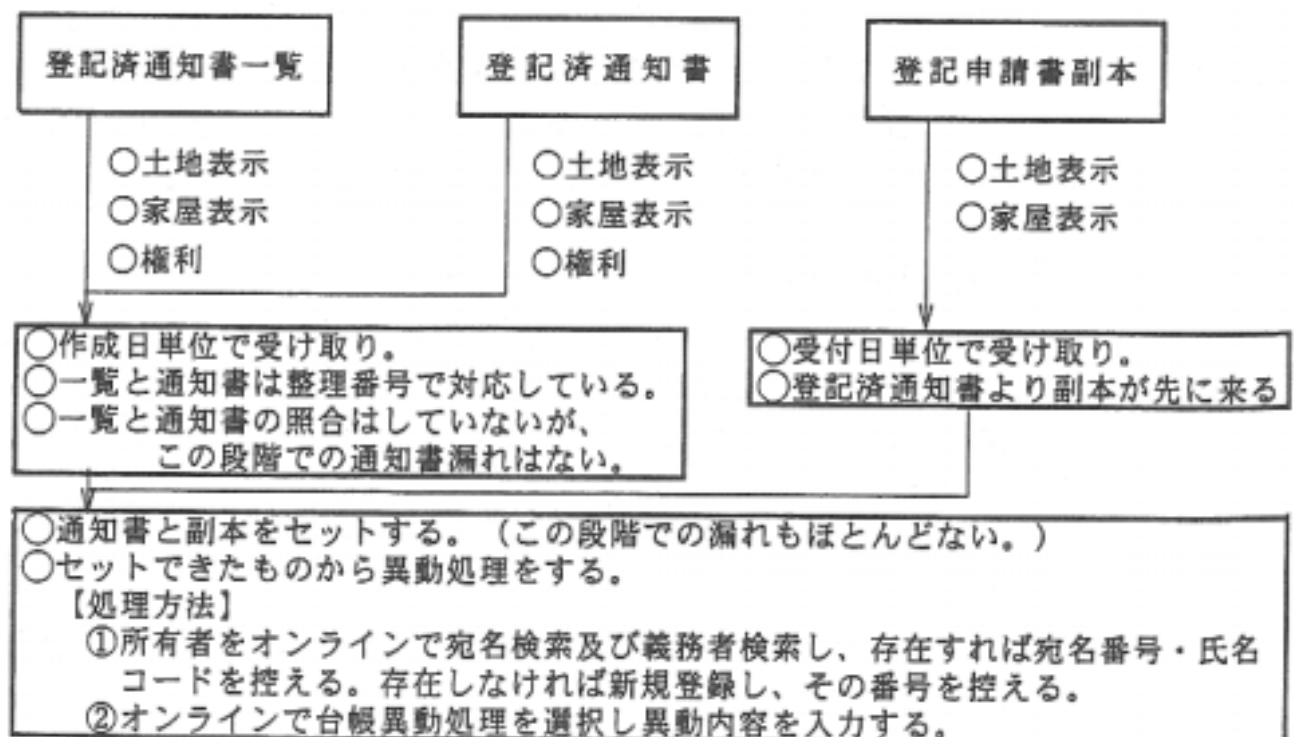
【土地】

a所在 b所在地番 c地目 d地積 e登記原因 f登記原因日 g登記受付日 h登記義務者の住所氏名 i登記権利者の住所氏名 j共有持分

【家屋】

a所在 b所在地番 c家屋番号 d棟符号 e種類 f構造 g床面積 h登記原因 i登記原因日 j登記受付日 k登記権利者の住所氏名 l登記義務者の住所氏名 m共有持分

受取書類と処理方法



アンケート調査より得られた市町村からの改善要望事項の検討

電子化終了登記所からの通知の実態については、他の市町村においても上記の神戸市の事例と同様の通知方法であると考えられるが、平成9年度において実施したアンケートによると、この電算の打ち出しによる通知において、市町村からの改善要望事項としては以下の10項目の要望が多く寄せられていることから、これらの項目についての改善のための方策を神戸市の事例を踏まえて検討した。

- ・ 共有者の氏名・持分（6名以上）の通知をする。
- ・ 通知漏れをなくす。
- ・ 地積測量図、建物平面図等の添付書類も通知する。
- ・ 電算化された媒体による通知をする。
- ・ 電算化された媒体による通知をする。
- ・ 登記所が職権訂正したものを通知する。
- ・ 登記所と市町村をオンライン化する。
- ・ 主要な建物だけではなく、付属建物についても通知する。
- ・ ふりがな、生年月日等の通知をする。
- ・ 常用漢字以外の略字等、誤った漢字での通知をやめる。

（２） 登記所と市町村とのオンライン化又は磁気媒体による通知の改善

上記10項目の市町村要望事項を改善・解決の方策を検討した結果、神戸市からは以下の登記済通知を磁気媒体あるいはオンラインによって通知を行なう運用を行うべきであると提言している。

その提言の内容は、以下の から のとおりであった。

趣旨

地方税法第382条に基づく登記済通知は、現在のところ各区役所の賦課担当者が所管の法務局から紙ベースの登記済通知書を個別に受け取っている。課税事務を電算処理している市町村における電算処理は、受け取った紙ベースの登記情報を賦課担当が個別に電算入力している。しかし、この方法による事務処理は、それにかかる事務量が大きく、入力ミスも発生しており、また、受け取り時に出力漏れが発生し課税誤りの要因となっている。こうした現行登記情報通知制度運用上の根本的な改善のためには、登記情報を磁気テープ等の磁気媒体で受け取ることにより、登記情報の入力作業を軽減し、入力ミス及び登記済通知書の出力漏れによる課税誤りを防止することが必要である。

改善案と効果

登記情報通知を市町村と登記所とのオンライン化によって行うことが理想的であるが、比較的に実現可能性が高いと考えられる磁気媒体による通知については、下記のような処理方法が考えられる。これにより、入力ミス及び登記済通知書の出力漏れによる課税誤りの防止には一定の効果が得られるが、入力作業の軽減という面では効果はあまり期待できない。

なお、システム変更にかかる作業と経費は市町村側にかなりの負担になると思われる。

処理方法

登記所から一定期間の不動産登記異動情報を磁気媒体の形で受け取り、市町村側でデータ変換を行ない、それぞれの電算システムに登記情報を取り込むという事務処理となる。

なお、この事務処理方法によって、課税事務を円滑に行うには、データ保護の観点からの受け渡し窓口の一元化、市町村と登記所のデータマッチングのためのキーコードの設定などについて検討する必要がある。

3 平成11年度資産評価システムに関する調査研究

（１） 登記所からの登記情報通知制度運用の実態

「市町村と課税関係諸機関とのあり方」について、県庁所在地・政令指定市49団体、これ以外の人口10万人程度の市47団体、人口5万人以下の町村47団体にアンケート調査を実施した。

その結果から、「法務局（登記所）との情報の収受」については、登記所とのオンライン化はされておらず、登記に異動があれば登記所から通知があることになっているものの、現状は市町村の固定資産税担当者が登記所に出向いて入手しており、その頻度は概ね「月に1回程度」とする実態が明らかになった。このような現状の改善については、法務省と十分な調整が必要であると提言している。

加えて、市町村と登記所間の電算化（オンライン化等）が促進された場合や登記所において登記情報提供システムが完成した場合においては、不動産登記に係る情報の入手は容易になり、情報の入手に関する問題は相当程度解消されるものと思われるものの、この場合においては、登記所から市町村に対し通知されるべきものと考えられる不動産登記事務取扱手続準則所定の附録様式によるもの及び異動のあった土地に係る図面等の必要な情報が入手できるよう、システム構築の際には事前に協議の場を設けて調整する必要がある、としている。

また、どのような方法であっても情報の入手については、登記所の協力が必要であるものの、登記所側に情報提供による利益がないことが、登記所の協力が得にくいことの一因である、としている。

（２）今後の検討課題

法務局（登記所）との協力体制について、現在、法務省において、不動産登記情報の電子化及び登記情報センターによる全国的不動産登記情報の一元的管理を目的とする全登記所間のオンライン化が進められており、平成16年度に完了する予定となっていることから、将来において市町村と登記所間のオンライン化が進んだ場合や登記情報提供システムが完成した場合においては、登記情報の入手は現在よりも容易になると考えられるが、同システムは必ずしも市町村とのオンライン化を目的としたものではないことから、このままでは市町村から同システムへのアクセスは個別的対応によることになるほか、土地に係る図面等、市町村が必要とする登記情報が入手できない場合も考えられる。このことから、全国市町村が同システムを共通的に利用することが可能な登記情報通知システムを構築し、これに全国市町村からアクセスできるようなオンライン化推進に関する調査研究を早急に行い、そこで得られた結論を踏まえて、市町村への登記情報通知システム構築の具体化に向けて法務省、自治省など関係諸機関において協議する場を設けて調整することが望ましいものとする、と提言している。

第3章 平成12年度資産評価システムに関する調査研究における検討課題

1 これまでの調査研究結果を踏まえた改善要望事項に係る改善状況

平成12年度の資産評価システム研究委員会では、第2章でもその概要を述べたとおり、平成9年度から平成11年度間の調査研究において実施した、市町村へのアンケート調査、ヒアリング、意見交換等を通じて得られた現行の登記所と市町村間の通知等について要望・問題点を整理し、当委員会でとりまとめられた改善策や、その要望・問題点对する現在の改善状況について検討を進めた。その検討結果の概要は次のとおりである。

改善要望事項	左の具体的改善策	改善状況
①通知漏れは絶対なくしてほしい	電算化制度が図られれば、大幅に改善されるものと思われるが、現在のところ電算化未了登記所も相当数（全登記所の約6割）あるので、現行の運用についても、その見直し改善を図るべきである。	電算化終了登記所からの通知では、電算出力による通知となっているので、大幅に改善、電算化未了登記所からのものについては、従前のまま。
②共有者の氏名・持分等（6名以上など）の通知をする	登記所の電算システムのメモリーの増設やデータベース作成の技術的なことで解決できるものであり、改善・変更し、全共有者に係る登記情報を通知するべきである。	特段の進展はなし。 なお、登記情報提供システムにおいては、概ね100キロバイト（50,000文字分）の出力能力があり、ほとんどの場合、共有者に係る登記情報が提供されている。
③記入誤り、記入漏れをなくす	①と同じ	①と同じ。
④添付書類（図面等）は必ずつけてほしい	- 法務省の取扱い準則に示されていないためであり、準則を改正して通知事項の範囲に含めることとし、運用の改善を図るべきである。 - たとえば、オンライン化、磁気媒体による提供が可能になっても、図面は紙ベースが良い。	- 特段の進展はなし。 なお、法務省と自治省との間に通知情報の範囲について解釈の相違がある、といわれている。 - 電算化終了登記所からの通知には、登記申請書の副本が添付されていない場合が多い。

⑤電算化された媒体（MT・FD・CD等）による通知にする	・ 登記所の電算システムの変更、準則改正を要するので、具体化に向けて、市町村との間で話し合いが持たれたもの ・ 電算データの変換のためのプログラムの構築が必要であり、検討すべきである。 ・ コード体系等、各省庁間で標準的な仕様を策定すべきである。 ・ 電算化された出力に加え、従来からの申請書の副本を受けることがよい。	・ 一部の登記所において実施されている所はない。
⑥市町村に直接郵送してほしい	・ 地方税法の趣旨に沿った運用を遵守すべきである。 ・ 予算措置を要するが、現行制度の運用により改善を図るべきである。	・ 実施されていない。
⑦登記所が職権訂正したものの通知をする	・ ④と同じ。	・ ④と同じ。
⑧登記所と市町村をオンライン化する	・ ⑤と同じ。	・ ⑤と同じ。
⑨登記申請書の補正後の内容を通知する	・ ④と同じ。	・ ④と同じ。
⑩ふりがな、生年月日等を通知する	・ ④と同じ。	・ ④と同じ。
⑪市町村への誤配をなくす	・ ①と同じ。	・ ①と同じ。
⑫登記済通知書（登記申請書）の様式を統一する	・ 省令を改正し、改善を図るべきである。	
⑬早急な通知をする（特に賦課期日前）	・ ①と同じ。	・ ①と同じ。
⑭通知済のものを把握するため、通知済一覧表等を添付する	・ ①と同じ。	・ ①と同じ。
⑮主要な建物だけではなく、付属建物についても通知をする	・ ④と同じ。	・ ④と同じ。
⑯電話やFAXによる登記事項の確認を可能にする	・ ①と同じ。	
⑰常用漢字以外の略字等、誤った漢字での通知をやめる	・ ①と同じ。 ・ 標準化されたJISコードを用いるべきである。	・ ①と同じ。
⑱受付番号を通知の内容に含める	・ ④と同じ。	・ ④と同じ。
⑲表示登記だけではなく、保証登記についても通知をする	・ ④と同じ。	・ ④と同じ。

2 現行の登記情報通知制度運用上において存在する検討課題

（１） 現行の登記情報通知制度

地方税法上の登記情報通知制度

法務省法務局から市町村への登記情報の通知（地方税法第382条第1項及び第2

項)市町村の固定資産課税台帳の登録事項には、不動産登記法第78条又は第91条の規定により登記すべきものとされている土地又は家屋の表示に関する事項及び当該土地又は家屋の所有権の登記名義人、即ち所有者の住所及び氏名又は名称(以下、これらの事項を総称して「登記情報」という。)が含まれており、市町村が固定資産課税台帳を整備する上で、登記情報を保有し管理する法務省の管轄登記所(不動産登記法第8条)から市町村への登記情報通知制度の存在が必要不可欠と考えられることから、地方税法第382条第1項及び第2項において、「登記所は、土地又は建物の表示に関する登記をしたときは、10日以内に、その旨を当該土地又は家屋の所在地の市町村長に通知しなければならない」ものとされており、これによって登記所から市町村へ通知すべきものとされているのは、不動産登記法第78条の規定により登記すべきものとされている土地及び建物に関する登記情報である。

固定資産税課税台帳の登録事項

地方税法第380条第1項(巻末参考資料、以下「資料」という。3-1)において、「市町村は、固定資産の状況及び固定資産税の課税標準である固定資産の価格を明らかにするため、固定資産課税台帳を備えなければならない」ものとされており、同法第381条第1項及び第3項において、土地登記簿に登録されている土地又は建物登記簿に登録されている家屋については、各々、不動産登記法第78条及び第91条の規定により登記すべき事項を、固定資産課税台帳に登録すべきものとされている。

ア：土地課税台帳の登録事項(地方税法第381条第1項)

- ・不動産登記法第91条の規定により、登記すべきものとされている土地の表示に関する事項。
- ・所有権、質権及び100年より永い存続期間の定めある地上権の登記名義人の住所及び氏名又は名称。
- ・当該土地の基準年度の価格又は比準価格。
- ・登記所の電算化終了後の通知内容の変更
- ・登記所から磁気媒体での通知収受が可能となった場合の、媒体の種別とその媒体の通知の内容
- ・登記所からの通知に関しての要望・問題点

イ：家屋課税台帳の登録事項(地方税法第381条第3項)

- ・不動産登記法第91条の規定により登記すべきものとされている家屋の表示に関する事項。
- ・所有権の登記名義人の住所及び氏名又は名称。
- ・当該家屋の基準年度の価格又は比準価格。

不動産登記法上の登記事項

ア：不動産登記法第78条(土地についての登記事項)

不動産登記法第78条における土地の登記に際しての登記事項については、次のとおりとされている。

- ・土地所在の郡、市、区、町村及び字
- ・地番
- ・地目
- ・地積
- ・所有権の登記なき土地については所有者の氏名、所有者が2名以上のときは、その氏名及びそれぞれの持分

イ：不動産登記法第91条(建物についての登記事項)

不動産登記法第91条における建物の登記に際しての登記事項については、次のとおりとされている。

- ・建物所在の郡、市、区、町村、字及び地番
- ・家屋番号
- ・種類、構造及び床面積
- ・建物の番号があるときはその番号
- ・付属建物があるときはその種類、構造及び床面積
- ・所有権の登記なき建物については所有者の氏名、所有者が2名以上のとき

は、その氏名及びそれぞれの持分

(2) 登記情報通知制度の運用実態と課題

自治省及び法務省での取り組みとその結果

昭和35年3月31日に不動産登記法の一部が改正された際に、併せて地方税法第382条も一部改正され、登記所からの通知については、現在の規定となった。

登記情報の通知については、不動産登記法改正以前においても、土地台帳法第39条第1項及び家屋台帳法第22条の規定により、市町村長に通知することとされており、一部改正時に不動産登記法に規定が無くなる代わりに、地方税法において相応する規定を設けたものである。

改正以前から通知についての規定が定められていたものの、実態としては必ずしも完全に行われていない状況があったことから、改正に際して、登記所からの通知義務の励行については、法務省において責任を持って行う旨の覚書が、自治事務次官と法務事務次官との間に交わされている。

市町村段階における取り組みの現状

不動産登記の申請を受理して、審査し登記する等の登記事務を行う管轄登記所は、不動産の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所とされており（不動産登記法第8条、以下「登記所」という。）、その数は986（平成10年度末現在）所に及び、各々の組織規模、職員数なども千差万別であることから、登記情報の市町村への通知は、必ずしも全国的に統一した方法で行われているわけではなく、市町村が管轄登記所へ出向いて登記情報を入手していたり、通知漏れがあるなど、地方税法に定める登記情報通知制度の趣旨に沿わない運用実態例も多いと指摘されてきている。

現行登記情報通知制度の円滑な運用を妨げる障害原因探求とその除去方法の検討

現行の登記情報通知制度の運用実態が、自治省及び市町村サイドから多くの提言・要請がなされながらも、制度の趣旨に沿ったものとなっていない原因の一つとしては、登記所における登記事務処理に直接関連性がなく、市町村への一方的な便宜供与となっている登記情報通知事務処理に対する登記所サイドでの繁雑感が挙げられ、そのような障害原因を除去する方法としては、例えば登記情報通知事務の合理化・効率化による登記所サイドの事務処理負担の大幅な軽減などが考えられる。

このように、登記情報通知が円滑に行われる様な新しい登記情報通知制度を構築するためには、障害原因とその除去方策を探求して、その除去方策が実現できる登記情報通知制度の構築を目指して、調査検討することが必要であると思われる。

第4章 登記情報通知制度を巡る最近の状況

1 法務省による登記事務の電算処理化及び登記情報の電子化への取り組み

(1) 登記事務の電算処理化及び登記情報の電子化の概要、進捗状況

法務省では、「電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律（昭和60年法律第33号）」（巻末参考資料、以下「資料」という。4-1）により、従来から登記所における登記事務の電算処理化及び登記情報の電子化を推進してきている。

さらに、法務省は平成9年から、全国不動産登記情報の一元的管理を行う機関による国民への電子登記情報の提供、当該管理機関と全登記所間とのオンラインシステム構築などを実現するために、平成16年度完了を目指して登記情報電子化のより一層の推進を図っている。

現在、登記所の177庁については全ての登記情報の電子化が完了しており、また国民への電子登記情報の提供にも対応している。電子化への移行作業中の登記所もあり、平成13年8月にはさらに172庁が電子化が完了する予定である。この時点で電子化された登記所は349庁となり、全登記所（871庁）中、約4割に該当することとなる。さらにその後も電子化は逐次進められる予定となっている。

また、この動きと平行して各登記所の統廃合が進んでおり、平成12年度においては40を超える出張所が統合化されており、今後も登記所の統廃合が行われることから、電子化終了登記所の割合もそれに伴ってさらに増えてくることになる。

(2) 登記事務の電算処理化及び登記情報の電子化による登記情報通知制度運用の変化 最近における登記情報通知制度の運用実態

不動産登記の申請を受理して、審査し、登記する等の登記事務を行う管轄登記所は、不動産の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所とされており（不動産登記法第8条、以下「登記所」という。）（資料4-2）、各々の組織規模、職員数なども千差万別であることから、登記情報の市町村への通知は、必ずしも全国的に統一した方法で行われているわけではなく、市町村が管轄登記所へ出向いて登記情報を入手していたり、通知漏れがあるなど、地方税法に定める登記情報通知制度の趣旨に沿わない運用実態例も多いと指摘されてきている。

現在、登記所では電子化推進過程上にあり、市町村への登記情報通知方法として、電子化未了登記所からの従来の方法によるもののほか、電子化終了登記所からは、入力登記情報を電算端末機で打ち出した不動産異動状況一覧などによって行われている状況にあるが、電子化終了登記所からの通知が電子情報でなされているわけではなく、両者の間での通知方法に根本的な差異はない。

したがって、電子化終了登記所関係市町村でも、電子化未了登記所関係市町村と同様に従来からの課題が根本的に解決されたという状況にはない。

最近における登記情報通知制度を巡る状況変化を踏まえた検討の必要性

以上、見てきたように登記所における登記情報の電子化は、今後も進められることと思われることから、これに対応した登記情報通知制度を構築するための調査検討が必要である。この調査検討を進めていくに当たっては、登記所と市町村との緊密な連絡調整が必要となると思われるが、その一つとして、市町村における税務事務の電算処理システムの様式の多様性の問題がある。

市町村における税務事務の電算処理システムは様々であり、電子登記情報提供システムによる電子登記情報を市町村が加工しなければ、活用できない場合が考えられ、この場合、処理時間や処理コストとの比較で、従来からの登記情報通知制度の大幅な改善に繋がらないと考えられる。そこで各市町村共同の「市町村電子登記情報提供システム」の構築の必要性についても調査検討することが必要であると思われる。

(3) 登記情報電子化終了登記所からの登記情報通知制度運用上の残された課題と現実的対応策

既に登記情報の電子化が終了している登記所から通知収受している市町村では、

- ・ 現在の登記所からの電子通知情報では6人以上の共有者の氏名、持分を表示できない

い。

- ・ 主要な建物のみの通知になっており、付属建物については通知されない。

といった問題点があげられる。これらは電子化が行われた以降に、新たに生じた問題点である。

一方で、電子化が終了している登記所から通知収受している市町村とまだ電子化されていない登記所から通知収受している市町村との共通の意見を上げると、

- ・ 添付書類は必ず付けて欲しい。
- ・ 職権訂正したものの通知が欲しい。

等があることから、たとえ登記所の電子化が完了したとしても現場調査などに使用するなどの点から、データ化されたものの他に、紙ベースのものをもらっている市町村が多い。

これらの問題点の解決に対する期待として、電子化未了登記所関係市町村と同様、「電算化された媒体（磁気テープ等）による通知にする」、「登記所と市町村をオンライン化する」という事柄が多いことが平成9年度の当センターでのアンケートでわかっている。

2 法務省によるインターネットによる登記情報提供サービスの取り組み

（１）電子登記情報提供法及び指定法人の概要

法務省では、広く国民に登記情報の閲覧サービスを行うため、オンライン登記情報提供制度を確立させ、登記事務が電子化された登記所（電子化終了登記所）が保有する登記情報を、インターネットを利用して、一般利用者が自宅又は事務所のパソコンで確認することができる制度の運用を開始した。

これまでは、登記情報を入手するためには、不動産又は法人の本・支店の所在地を管轄する登記所が電子化終了登記所であっても、原則として登記所まで出向いて登記事項証明書（登記簿謄本に相当する）、又は登記事項要約書を請求する必要があったが、オンライン登記情報提供制度が実施されると、インターネットにより自宅や会社に居ながらにして登記情報を確認することができるようになるので、登記情報を確認するための時間と手間が大幅に縮減されることになる。

これを実現するために、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号。以下「法」という。）（資料4-3）が、平成11年12月14日に成立し、平成12年4月1日に施行され、また、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行令（平成12年政令第177号。以下「施行令」という。）（資料4-4）が4月1日に、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則（平成12年法務省令第28号。以下「施行規則」という。）（資料4-5）が5月15日に相次いで施行され、6月1日、財団法人民事法務協会が、法第4条第1項の業務を行う者（指定法人）として、指定された（法務省告示第243号）（資料4-6）。

（２）電子登記情報提供システムの概要

このサービスを受ける前にあらかじめ民事法務協会の会員登録を行わなくてはならない（詳細は（３）参照）。会員登録が終了した後、協会に対して閲覧したい登記データをインターネットを通して申請すると、協会が既にオンライン（専用線）で接続されている登記所に、申請のあった物件の登記データを直接取得して画面上に表す形となっている。そのため、登記所のデータを一括管理する「登記情報総合データベース」に当たるものは存在しない。

各登記所には専用の端末が備え付けられており、登記所の職員が規定の入力事項にデータ（町名、物件、事由など）を入力していく作業（タッチパネル方式、末端情報については手入力）によって登記データの蓄積及び異動更新がされる。このため民事法務協会から各登記所に対してシステムエンジニアなどを派遣するといったことはない。

このシステムの管理については民事法務協会のシステムエンジニアが5名ほどで対応しており、前述のとおり協会内に全国の登記情報の電子データを蓄積する方式はとっていないことから協会内で稼働しているサーバーも2台である。

<インターネット上で閲覧できる登記情報、検索法、内容について>

閲覧できる登記情報の種類

閲覧サービスの対象となる登記の種類は「不動産登記」、「商業登記」、「その他政

令で定める登記」(法第2条第1項)である。ここで「その他 政令で定める登記」には現在のところ、各種の法人登記、中小企業など投資事業有限責任組合契約の登記(施行令)となっている。基本的には、登記所で現在閲覧が行われている情報については全てインターネットを通じての閲覧が可能になっている。なお、具体的に提供される登記情報の種類には、コンピュータ化された登記簿に記録されている事項の全部についての情報「全部情報」と、当該登記簿に記録されている事項の一部についての情報「一部情報」の二つがある(法第2条第1項第1号、第2号)。この中で「一部情報」の具体的な内容については、不動産登記簿に記録されている共同担保目録を除いた情報、一戸の不動産の所有者の住所及び氏名のみについての情報(所有者事項)等がある(施行規則第1条第2項)。抵当権の関係などでデータ化された後に抹消された情報まで開示させることができる。

ただし一定量以上の情報量の登記簿等については、サービスの対象から外されている(法第2条第1項ただし書)。これには、甲区及び乙区に記録されている登記の数(仮登記の余白を含む)が200を超えるもの又は請求にかかる情報料が100キロバイト1を超えるもの(施行規則第1条第1項)がある。

公図に関しては対応していない。また実際の運用に関してはシステムエンジニアが対応している。

検索方法

検索方法としては地番及び家屋番号のみが対応している。これ以外の項目での検索は行っていない。住所による検索の要望が数多く寄せられているとのことであるが、把握がかなり困難なことから対応できていない。

データ内容について

実際に画面上あらわれた閲覧データをダウンロード(パソコン内にデータを取り込むこと)することは、登記データの改ざんを防ぐために不可能となっている。ただし印刷することは可能であり、登記所に出向いてデータを書き写すといった作業からは解放される。ただし印刷されたものには、日時の刻印が出力されないので、これを明記して欲しいという要望がある。

1文字データとして約5万字である。ただし、罫線、外字なども含めての容量制限がある。

この許容量の中で甲区、乙区、共有者等のデータを表示する。

(3) 利用者登録(登記情報提供契約の締結)、登録料及び利用料金

サービスを受けるためには、あらかじめ協会との間で情報提供契約締結し、利用者識別番号(ID)及びパスワードの交付を受ける必要がある。

登録料

- ・個人利用者 300円
- ・法人 740円
- ・国又は地方公共団体 560円

個人で利用する場合は、インターネット上で申し込むことができる。「登記情報提供サービス」のホームページ(<http://www.touki.or.jp>)にアクセスし「利用者登録画面」に必要事項を入力するだけで手続きは終わり、利用者識別番号(ID)及びパスワードが交付される。

法人で利用する場合には「登記情報提供サービス法人利用申込書」をホームページから紙に落とし、必要事項を記入し、登記簿謄本、代表者の印鑑証明書、口座振替依頼書を添えて申請することとなる。なお、1回の申請につき最大100名までの利用者を登録することができる。申請後、協会において書類審査を行った後「登録完了通知書」により管理者識別番号、利用者識別番号(ID)、パスワードが発行される。国又は地方公共団体(これに準ずる機関であって法令上又は定款上の理由により口座振替の方法で料金を支払うことのできないもの)が利用する場合は「登記情報提供サービス公共機関利用申込書」をホームページから紙に落とし、必要事項を記入して申請することとなる。また法人と同様に1回の申請につき最大100名までの利用者を

登録することができる。

利用料金

- ・不動産登記（全部事項請求） 1件当たり 980円
（登記閲覧手数料870円＋情報提供手数料110円（消費税込み））
- ・不動産登記（所有者事項請求） 1件当たり 470円
（登記閲覧手数料360円＋情報提供手数料110円（消費税込み））
- ・商業・法人登記 1件当たり 980円
（登記閲覧手数料870円＋情報提供手数料110円（消費税込み））

利用料金は委託にかかる登記情報の提供の対価で、登記手数料令第5条の2（資料4 - 7）により国に納入する登記手数料と協会の情報提供手数料の合計である。情報提供手数料としての110円（消費税込み）が民事法務協会にはいることとなる。なお通常の登記閲覧手数料については500円である。

現在どのくらいの登録者数が明確な数字はわからなかったが数千という単位で登録されており、その割合としては大半が個人（司法書士、土地家屋調査士等）登録であり、1日当たり約500件ほどの閲覧申請がある。

また国や地方公共団体についての登録は、比較的少ないということである。やはり県や市では1件当たりに料金がかかる関係上予算がとれないため、なかなか登録することができないと思われる。

（４）インターネット登記情報提供サービス実施状況及び計画

登記情報提供サービスが可能及び予定の法務局は、下表のとおりである。

（注：『 』は不動産、商業・法人ともに提供される法務局。その他は不動産のみ提供される法務局。）

局名	第1次開始庁 (平成12年8月25日開始, 26庁) 登記所名	第2次開始庁 (平成13年2月15日開始, 151庁) 登記所名	第3次開始予定庁 (平成13年8月ごろ開始, 172庁) 登記所名
東京 横浜 神奈川 千葉 水戸 宇都宮 前橋 群馬 甲府 長野 新潟	『山梨』、『新潟』、中野	『本局』、『神奈川』、『品川』、『渋谷』、『豊島』、練馬 『本局』、神奈川、津北、戸塚、東、旭 本局、戸田、川口、志木、大宮 千葉西、千葉東、柏、野田、船橋 石岡、取手 鹿沼、栃木、小山 伊勢崎、桐生 清水、沼津、富士 藤崎 長野南、佐久、松本 三条、長岡	『新潟』、城南、佐田谷、目黒、板橋、北、『江戸川』、『城北』、町田、多摩、田舎 青葉、『茅ヶ崎』、川崎、麻生、平塚、厚木、大和、墨野、相模原 久喜、越谷、蕨、川越、坂戸 本局、東金、松戸、船山、市川 本局 本局、真岡、大田原、黒磯、足利 本局 本局、鶴津、熱海、掛川、袋井 本局 本局、大町 本局
大阪 京都 神戸 奈良 大津 和歌山	北、天王寺、浪本	『本局』、『西』、東宝吉、高槻、池田、西条町 本局、下京、左京、嵯峨、伏見 『本局』、河原、北、東神戸、明石 本局、天理 本局、草津 岸田	岸和田、尾崎、枚方、守口、枚岡、八尾、黄旗、泉 向日、宇治、亀岡、松山 西宮、宝塚、伊丹、三田、尼崎、三木、姫路、加古川、龍野、洲本 葛城、橿原 八日市 本局
名古屋 津 岐阜 福井 金沢 富山	『本局』、『福井』、豊橋	熱田、春日井、犬山、津島、一宮、豊田 本局、鈴鹿、四日市 羽島、北方、大垣 本局、鯖江 『本局』、小松、加賀 本局、富山南、砺波	鳴海、瀬戸、名古屋、西尾、安城、豊川、新坂 桑名 本局、関、八幡、美濃加茂、中津川 敦賀 松任、金沢西、津幡、七尾、輪島、珠洲 魚津、滑川、高岡、射水
広島 山口 岡山 鳥取 松江	海田、福部、可部	廿日市、東広島、竹園、呉、三原 本局、防府、宇部 『本局』、岡山西、倉敷 本局、倉吉 末次	『本局』、尾道、平山、福山、吉田 下関 福山、備前、美作 本局
福岡 佐賀 長崎 大分 熊本 鹿児島 宮崎 那覇	『本局』、『西新』、福岡	北九州、門司、八幡、水巻、行橋 本局、鳥栖、武雄 本局、時津 本局、鶴崎、宇佐 『本局』、熊本南、宇土 本局、知覧、加世田 本局、日南、延岡、高千穂 沖崎	粕屋、粕原、筑紫、直方、久留米、吉井、柳川、八女 唐津 津早、大村、福江、島原、佐世保、有明、平戸、巻城 佐伯 山崎、阿蘇、八代、天草 川内、直隴 佐土原、高鍋、都城、小林、日向
仙台 福島 山形 盛岡 秋田 青森	『本局』、『名取』、『釜石』、『気仙』	東仙台、塩釜、釜石、中仙台、石巻 郡山、須賀川、若松 本局、寒河江 北上 本局、角館 五所川原	大畑、大河原、川崎、白石、角田 本局、平
札幌 旭川 釧路	『本局』、『南』、『北』	西、白石、江別、恵庭 本局、七飯 本局	旭川、空知南、滝川、室蘭、苫小牧、網走、静内、門別、小樽、余市、増田、倶知会 八雲、森、今金、江差、奥尻、稚那
高松 徳島 高知 松山	丸亀、高田、坂出	高松南、大内、観音寺 本局、小松島、鳴門 本局、山田、赤岡、南国 坂部、八幡浜、宇和島	『本局』、『土庄』 阿南、日和佐、脇町、池田、川島 伊予 本局、伊予、伊予三島、今治

(5) オンライン登記情報提供システム(資料4 - 8)接続の方法・手順2

登記情報提供サービスのホームページ (<http://www.touki.or.jp/>) で利用者登録 (登記情報提供契約の締結) をして、利用者識別番号 (ID) 及びパスワードの交付を受ける。

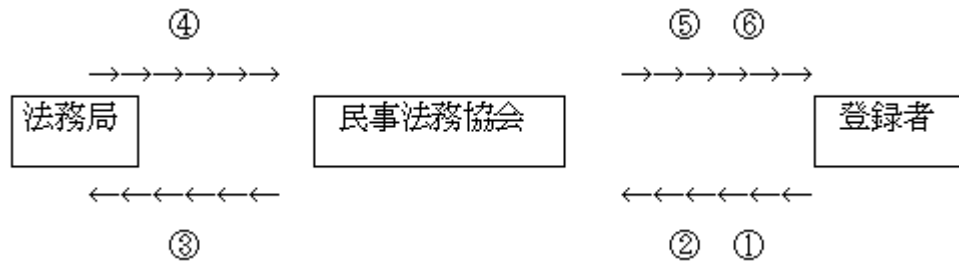
利用者ID及びパスワードを入力して物件等を特定した上、登記情報提供を請求する。

協会より、登記所のコンピュータ・システムに対し、利用者の請求に係る登記情報の提供を請求する。

登記所のコンピュータ・システムは、請求に係る登記情報を協会に送信する。

協会は、登記所のコンピュータ・システムから送信された登記情報をインターネットにより、利用者へ送信する。

利用者は、送信された登記情報をパソコンの画面上で閲覧をする。



2 現在このサービスを受けられる時間帯は平日の8時30分から17時までである。

3 今後における登記情報提供サービス実施計画の概要と現況の登記情報通知制度との関係

(1) 各登記所のオンライン化への動き

現在全登記所871庁（法務局8、地方法務局42、支局283、出張所538）中、既にオンライン化された26庁の管轄区域において平成12年9月25日から登記情報提供サービスが開始されている。平成13年8月頃には計349庁がオンライン化されて開始予定となっている。これにより全登記所中の約4割が登記所と協会との間でオンライン化が完了する。この後も電子化が終了した登記所から随時オンラインで結ばれることとなり、協会を通じた情報提供サービスが可能となる。このオンライン化は平成16年度までには、主要な登記所は完了する予定である。

公図については構想の中にはあり、地図管理システムの立ち上げを進めてはいるが進行具合はかなり遅い。

(2) 各登記所間での情報提供化の動き

上記とは別に各登記所間をオンライン化し、それを利用した「情報交換サービス」が試験的に行われている。これは、管轄区域外の登記物件についても、各登記所間での情報のやりとりによって証明を発行するというサービスである。これが実現できれば、申請者が最寄りの登記所に出向くだけで全国の証明力の付いた謄（抄）本等とれることになる。しかしこれを実現するためには、全ての登記所をオンラインによって結ばなければならないため、それがいつになるかは不明である。

(3) 市町村が利用する場合の問題点と利用方法

このサービスを市町村が通知に利用すると、抽出の条件が家屋番号と地番のみとなっており、1月1日時点での異動情報のみの引き抜きといった市町村が最も望んでいると思われる抽出条件に対応していないこと、一件あたりの設定料金が980円（所有者事項は470円）となっており、これに異動件数分を掛け合わせると過重な課金負担となること、必要な分だけの情報への転換作業を協会が行う権限がないことから市町村が扱いやすいようなデータとして提供することができないこと、といった問題点があげられる。

これらの理由により現在のこのサービスをそのまま市町村が通知のため に使うことには問題があるといえる。

第5章 市町村が望んでいる登記情報通知方法

1 異動通知に関するアンケート調査について

登記所と市町村間の登記情報の通知等に関する調査研究は、本委員会で平成9年度から取り組んでいることは、前述のとおりであるが、平成9年度以降で、登記所の電算化が進んでいることや、平成9年度のアンケート調査は、抽出市町村を対象としたこと等から、その後の登記所の電子化の進展に伴う、登記情報の通知実態の変化を把握すること、全市町村の実態を把握することを目標に調査したものである。

実施方法は、「路線価等の開示情報に関する調査（自治評第43号（9月29日付））」の中で、登記異動通知に関して801～813の設問項目を設けて、市町村の担当職員に8月末日時点の状況で回答をいただいたものである。

この結果、672市、2,558町村の合計3,230市町村からの回答を収集した。

以下に、集計結果と考察を述べる。

なお、巻末の「参考資料」に分析には用いていないアンケートの集計結果も参考集計として併せて掲載している。

（1）登記所からの異動通知書の受取頻度

全市の67%、全町村の87%が「月に1回程度」であった。

その他が市で18%、町村で8%と高くなっているが、これらのほとんどは「月に2回」とする回答であった。（表1参照）

（2）不動産登記事項に係る課税台帳の更新件数

全市のうち84%は、2,000件以上の区分の回答に含まれており、中でも半数近い市が「5,000件以上」と回答している。

一方、町村では2,000件未満までの区分の回答の合計は、全町村の80%を超え、町村に比べて市の方が、更新件数が多いことが明らかとなった。（表2参照）

（3）登記所の登記情報の電子化

全市のうち52%、全町村のうち66%が、登記情報を通知してくる登記所が電子化がされていないことが判明した。

法務省においては、平成16年度を目途に、全登記所の電子化を計画しているにも係らず全市のうち44%、全町村の32%程度しか、所轄の登記所の電子化が進展していないことがわかる。（表3参照）

（4）電子化済みの登記所からの異動通知の方法

登記所が電子化されている市町村について、その通知の方法を調査したものであるが、市、町村とも「出力テープ」とするものはまったくなかった。

次いで、「電算化前と同様」の件数が多いのは、電子化された登記所からの異動通知は「異動通知一覧表」により、その様式を統一することとされているが、共有者が6人以上の場合、5人までしか通知されない、分合筆の添付がない等の問題点もあることにより、「電子化前と同様」の件数も多くなっているものと思われる。（表4参照）

（5）課税台帳の更新作業の方法

全市のうち65%が、全町村のうち70%が「オンライン処理」としている。また、わずかであるが町村の方が「オンライン処理」による方法が高くなった。

その他の主な回答の中で「バッチ処理」が、136件となっている。現在の「バッチ処理」は、異動票等に記載し、ある程度（ある期間）まとまった段階で、自前又は委託業者において電算等に入力をするものである。

よって、この「バッチ処理」と「オンライン処理」の件数も併せると、フ

フォーマット等は検討があるものの、電子媒体の提供により更新作業をおこなうことのインフラについては、整備されているのではないと思われる。
(表5 参照)

(6) 課税台帳の更新作業の業者委託

全市のうち16%が、全町村のうち24%が「委託している」としている。台帳の更新件数が多いと思われる市の方が「委託している」割合が低い、このことは比較的、課税台帳の更新件数の多い市町村は、自前で更新作業を行っていることが、多いとよく言われている。このことが一つの理由であると思われる。(表6 参照)

(7) 課税台帳の更新作業の延べ従事員数の1ヶ月平均

延べ従事員数の計算は、月当たり延べ作業日数が概ね22日の場合以下は1人、44日の場合は2人というように、「月当たり延べ作業日数÷22」で得られた整数値とし、回答いただいたものであるが、全町村の81%は「1人」とする回答であった。また市では「5人以上」が27%であるものの、市町村を通じて「1人」「2人」の区分が多い件数となり、少ない従事員で更新作業に当たっていることが窺える。(表7 参照)

(8) 課税台帳の全件登記簿照合

市、町村とも、それぞれ4%が「年に1回」全件登記簿照合を実施していることが判明したものの、「50万人以上の市」及び「5万人以上の町村」では「年に1回」全件照合を実施している団体はなかった。また、市に比べ町村の方が「実施していない」割合が高い結果となった。全件照合の重要性は認識しつつも、その作業量等を考えると、なかなか実施することは、困難であることが言われているが、本調査によりそのことが明らかとなった。

現在の全件照合は、登記所に出向くなどして、不動産登記台帳と固定資産課税台帳のつきあわせを行っているものと考えられるが、この全件照合の実施割合を高めるためには、市町村側の全件照合に対する取り組みの姿勢に加え、登記所でも照合作業時の作業スペースの提供等の協力も必要であるとともに、今後、登記所において登記台帳の電子化が進められた場合でも、電子化された登記台帳の全件を出力し提供する等の協力も必要ではないかと考えられる。(表8 参照)

(9) 登記所からの登記情報のあるべき提供方法

全市のうち22%、全町村のうち41%がそれぞれ「文書で差し支えない」としているものの、「電子化されたものをオンラインで随時」とする回答が、市で56%、町村で44%と高く、また「電子化されたものを電子媒体で提供」とする回答も含めると、全市で70%以上が、全町村で50%以上が電子化された登記情報を求めていることが判明した。

前述の(3)「登記所の登記情報の電子化」でも述べたとおり、52%の市、66%の町村の法務局が電子化されていない現状にも係わらず、課税台帳の更新作業については、「オンライン処理」「バッチ処理」といった、電子媒体による作業が殆どであること、通知漏れを防ぐといったことから、登記所の電子化がすすめばすすむほど、今後、電子化された登記情報の提供を望む声はますます高まるとと思われる。(表9 参照)

(10) 登記所からの地積測量図、建物平面図等のあるべき提供方法

全町村のうち49%がそれぞれ「文書で差し支えない」としているものの、「電子化されたものをオンラインで随時」とする回答が、市で47%、町村で38%であり、また「電子化されたものを電子媒体で提供」とする回答も含めると、全市で59%が、全町村で49%が図面等についても電子化を求めていることが判明した。

しかし、前述(9)の「電子化された登記情報をオンラインや磁気媒体による提供」に比べ地積測量図等の図面で、電子化を求める団体は少ない。

一方、法務省側でも、公図の電子化も進めてはいるものの、全登記所で電子化が完了するのは、まったくメドがたっていない状況でもある。（表10参照）

（11）登記所への固定資産税評価額の通知の頻度

市、町村とも「その他」（自由記入欄）の回答が多くなっているが、これは集計表欄外にも記載のとおり、「随時（必要に応じて、適宜）」が793件、「法務局の交付依頼書による通知」が577件、「通知は行っていない」が316件の自由回答によるものである。これは、登記を行う場合に、固定資産評価証明が必要になることから、市町村は、登記を行う者（又は代理人）に評価証明を発行し、その者が登記所に提出することによって、通知に代えているという、市町村が多いことによるものと思われる。（表11参照）

（12）登記所への固定資産税評価額の通知方法

登記所へ持参している市町村が多いものの、市、町村とも6%の団体は「紙の資料を登記所から取りに来てもらっている」としている。また、前述の「(4)電子化済みの登記所からの異動通知の方法」で「磁気テープ」とするものは0であったものの、登記所への固定資産税評価額の通知では「磁気テープで渡している」とする町村が2団体あった。（表12参照）

（13）登記所への固定資産税評価額のあるべき通知方法

「電子化されたものをオンラインで随時」とする回答が、市で35%、町村で26%とあり、また「電子化されたものを電子媒体で提供」とする回答も含めると、全市で54%以上が、全町村で40%程度が電子化されたものを提供する方法が望ましいとしている。前述の(9)「登記所からの登記情報のあるべき提供方法」に比べると、市町村は「登記所からは電子化された情報」の提供を望みながらも、「登記所への固定資産税評価額を電子化した情報」を提供することには、やや消極的であるといえる。

しかし、更新作業の方法をみても、課税台帳については、既に電子化されている市町村が殆どであることから、登記所へ電子情報により提供することは、フォーマット等の検討はあるものの、この作業には支障をきたすものではないと思われる。

その上、これについても前述の(3)「登記所の登記情報の電子化」でも述べたとおり、52%の市、66%の町村の法務局が電子化されていないことから、登記所の電子化が進展すれば、電子化した固定資産税情報の提供による通知を望む市町村がますます増加するのではないかと考えられる。（表13参照）

（14）異動通知の受取頻度と課税台帳の更新件数

異動通知の受取頻度で「週に1回程度」と回答した101市のうち69市が、また「月に1回程度」と回答した448市のうち186市が、「平成11年の1年間の課税台帳の更新件数」を5,000件以上としている。（表14参照）

（15）課税台帳更新件数と課税台帳の更新作業の方法

オンライン処理の市のうち47%、半数近くは5,000件以上であった。

更新件数が多くなれば、「オンライン処理」による更新作業が多くなると思われたが、その割合と更新件数とは、明らかな相関関係はないようである。これは市、町村の環境整備にも関係があるものと考えられる。（表15参照）

（16）課税台帳の更新件数と登記所の登記情報の電子化及び電子化済の登記所からの異動通知方法

登記所が電子化されている295市のうち、189市64%は更新件数5,000件以上とする市であった。

一方、町村では更新件数2,000件～3,000件未満の区分では、登記所が電子化されている町村と電子化されていない町村がほぼ、半々となっているものの、3,000件以上の各区分では、登記所が電子化されているとする町村が、されていない町村を上回った。

また、電子化済の登記所からの異動通知の方法については、課税台帳更新件数の各区分とも「異動通知一覧表」によるものが、「電子化前と同様」とする件数を上回る結果となった。（表16参照）

（17）課税台帳の更新件数と登記所への固定資産税評価額のあるべき通知方法

「課税台帳更新件数」の区分毎に、電子化された固定資産税評価額の通知（磁気テープ等の電子媒体＋オンラインシステムの和とする。）を見ると、市においては更新件数が2,000件以上となると、町村では、1,000件以上となると、それぞれ「文書による通知」を上回っている。

課税台帳の修正があれば、直ちに市町村は登記所に通知することとされており、特に、町村は従事員も少ないという結果もあることから、このような傾向になったものと考えられる。（表17参照）

（18）登記所の登記情報の電子化及び固定資産税評価額の通知方法

固定資産税のあるべき通知方法を、「文書でよい」としている市のうち49%、町村のうち67%は、登記所が電子化されていない市町村であった。

また、評価額の通知は「オンラインがよい」とする市61%、町村69%は、登記所が電子化されていない市町村であった。（表18参照）

（19）登記所の登記情報の電子化と課税台帳の更新作業及び登記所からの登記情報のあるべき提供方法

登記所の電子化の有無、課税台帳の更新作業の「オンライン」「手書き」を問わず、登記情報の提供方法では「磁気媒体」「オンライン」の件数の和は、「文書による」を上回った。

このことから、市町村は「文書による通知」の件数もあるものの、総じて「電子化された情報の提供」を望んでいることが窺える。（表19参照）

（20）登記所の電子化の有無と課税台帳の更新作業及び登記所からの図面等のあるべき提供方法

電子化されている登記所の市町村は、図面の提供は更新作業を問わず「文書による通知」が、「電子化された提供」を上回っている。

一方、電子化されていない市町村では、「図面の提供」は「文書通知」より「電子化された提供」の方が高くなった。（表20参照）

2 調査結果のまとめ

以上のことから、登記情報の提供については、管轄の登記所の電子化を問わず、「磁気媒体」や「オンライン」による提供を望んでいることが伺えた。

ただ、一方として、「電子情報による提供」には、及ばないもの「文書による通知」を望んでいる市町村も多いことがわかる。

これは、現状でも電子化された登記所からの異動通知は、共有者が5人までしか通知されないことや、また分合筆の添付がない等の問題点もあり、「電子情報による提供」を受けても、これらが改善されない限りは、従前の文書により固定資産税課税事務を行うことが望ましいと考えていることによるものであろう。

加えて、電子情報で提供を受けても、現在の市町村の独自の電算システムに、そのまま取り込むことができるのかどうか、また取り込むためのシステムの変更を要するのかという懸念があるためと考えられる。

ただ、いずれにしても今後は、登記所の電子化は進められ、簿冊の情報は電子化になることから、この電子情報をどのようにして市町村が提供を受けるか、

また、その際のフォーマットはどうするのか等、早急に検討を行う必要があると思われる。

表1 登記所からの異動通知の受取頻度

		市数		人口別内訳(市)										町村数		人口別内訳(町村)								全市町村計			
50万以上				20万～50万		10万～20万		5万～10万		5万以下		5万以上				1万～5万		8千～1万		8千以下							
801	ア	週に1回程度	101	15.0%	4	19.0%	26	31.3%	30	24.4%	36	16.2%	5	2.2%	116	4.5%	0	0.0%	82	8.0%	9	3.2%	25	2.0%	217	6.7%	
異動通知書受領頻度	イ	月に1回程度	448	66.7%	10	47.6%	30	36.1%	61	49.6%	143	64.4%	204	91.5%	2,225	87.0%	2	66.7%	853	83.6%	251	89.6%	1,119	89.2%	2,673	82.8%	
	ウ	その他	121	18.0%	7	33.3%	26	31.3%	31	25.2%	43	19.4%	14	6.3%	206	8.1%	1	33.3%	81	7.9%	19	6.8%	105	8.4%	327	10.1%	
		無回答	2	0.3%	0	0.0%	1	1.2%	1	0.8%	0	0.0%	0	0.0%	11	0.4%	0	0.0%	4	0.4%	1	0.4%	6	0.5%	13	0.4%	
		合計	672	100.0%	21	100.0%	83	100.0%	123	100.0%	222	100.0%	223	100.0%	2,558	100.0%	3	100.0%	1,020	100.0%	280	100.0%	1,255	100.0%	3,230	100.0%	

その他の主な回答

- ・月に2回(170件)
- ・2ヶ月に1回(31件)
- ・月に2～3回(26件)
- ・その都度、必要に応じ(22件)

表2 不動産登記事項に係る固定資産課税台帳の1年間(平成11年)の更新件数

		市数		人口別内訳(市)										町村数		人口別内訳(町村)											
50万以上				20万～50万		10万～20万		5万～10万		5万以下		5万以上				1万～5万		8千～1万		8千以下							
802 平成 一 年 度 課 税 台 帳 更 新 件 数	ア 1000件未満	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.4%	106	4.1%	0	0.0%	5	0.5%	3	1.1%	98	7.8%	107	3.3%		
	イ 1000件～5000件未満	7	1.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	7	3.1%	646	25.3%	0	0.0%	74	7.3%	56	20.0%	516	41.1%	653	20.2%		
	ウ 5000件～10000件未満	18	2.7%	0	0.0%	0	0.0%	2	1.6%	5	2.3%	11	4.9%	698	27.3%	0	0.0%	268	26.3%	102	36.4%	328	26.1%	716	22.2%		
	エ 10000件～20000件未満	81	12.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	25	11.3%	56	25.1%	635	24.8%	0	0.0%	360	35.3%	75	26.8%	200	15.9%	716	22.2%		
	オ 20000件～30000件未満	93	13.8%	0	0.0%	1	1.2%	3	2.4%	29	13.1%	60	26.9%	240	9.4%	2	66.7%	155	15.2%	23	8.2%	60	4.8%	333	10.3%		
	カ 30000件～40000件未満	91	13.5%	0	0.0%	1	1.2%	14	11.4%	39	17.6%	37	16.6%	113	4.4%	0	0.0%	81	7.9%	8	2.9%	24	1.9%	204	6.3%		
	キ 40000件～50000件未満	50	7.4%	0	0.0%	1	1.2%	11	8.9%	22	9.9%	16	7.2%	37	1.4%	0	0.0%	26	2.5%	5	1.8%	6	0.5%	87	2.7%		
	ク 50000件以上	328	48.8%	21	100.0%	80	96.4%	92	74.8%	101	45.5%	34	15.2%	61	2.4%	1	33.3%	47	4.6%	5	1.8%	8	0.6%	389	12.0%		
	無回答	3	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.8%	1	0.5%	1	0.4%	22	0.9%	0	0.0%	4	0.4%	3	1.1%	15	1.2%	25	0.8%		
	合計	672	100.0%	21	100.0%	83	100.0%	123	100.0%	222	100.0%	223	100.0%	2,558	100.0%	3	100.0%	1,020	100.0%	280	100.0%	1,255	100.0%	3,230	100.0%		

表3 登記所の登記情報の電子化

		市数		人口別内訳(市)										人口別内訳(町村)										全市町村計			
50万以上				20万～50万		10万～20万		5万～10万		5万以下		町村数		5万以上		1万～5万		8千～1万		8千以下							
電 登 記 所 の 登 記 情 報 の 電 子 化	ア されている	295	43.9%	15	71.4%	58	69.9%	60	48.8%	93	41.9%	69	30.9%	815	31.9%	2	66.7%	349	34.2%	88	31.4%	376	30.0%	1,110	34.4%		
	イ されていない	351	52.2%	3	14.3%	17	20.5%	59	48.0%	124	55.9%	148	66.4%	1,679	65.6%	1	33.3%	652	63.9%	188	67.1%	838	66.8%	2,030	62.8%		
	ウ その他	26	3.9%	3	14.3%	8	9.6%	4	3.3%	5	2.3%	6	2.7%	53	2.1%	0	0.0%	14	1.4%	4	1.4%	35	2.8%	79	2.4%		
	無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	11	0.4%	0	0.0%	5	0.5%	0	0.0%	6	0.5%	11	0.3%		
	合計	672	100.0%	21	100.0%	83	100.0%	123	100.0%	222	100.0%	223	100.0%	2,558	100.0%	3	100.0%	1,020	100.0%	280	100.0%	1,255	100.0%	3,230	100.0%		

その他の主な回答

- ・予定(準備中、移行中、構築中、作業中、整理中、対応中、途中)(45件)
- ・一部は電子化されている。(一部しか電子化されていない。)(10件)
- ・複数の登記所のうち、どちらかが電子化されていない。(8件)

表4 電子化終了登記所からの異動通知の方法

		人口別内訳(市)												人口別内訳(町村)													
市数		50万以上		20万～50万		10万～20万		5万～10万		5万以下		町村数		5万以上		1万～5万		8千～1万		8千以下		全市町村計					
804 電子化済み 登記所の異動 通知方法	ア 電子化前と同様	78	11.6%	3	14.3%	14	16.9%	13	10.6%	28	12.6%	20	9.0%	176	6.9%	0	0.0%	72	7.1%	20	7.1%	84	6.7%	254	7.9%		
	イ 異動通知一覧表	186	27.7%	12	57.1%	39	47.0%	39	31.7%	54	24.3%	42	18.8%	591	23.1%	1	33.3%	251	24.6%	62	22.1%	277	22.1%	777	24.1%		
	ウ 出力テープ	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%		
	エ その他	36	5.4%	1	4.8%	8	9.6%	8	6.5%	12	5.4%	7	3.1%	65	2.5%	1	33.3%	32	3.1%	6	2.1%	26	2.1%	101	3.1%		
	無回答	372	55.4%	5	23.8%	22	26.5%	63	51.2%	128	57.7%	154	69.1%	1,726	67.5%	1	33.3%	665	65.2%	192	68.6%	868	69.2%	2,098	65.0%		
	合計	672	100.0%	21	100.0%	83	100.0%	123	100.0%	222	100.0%	223	100.0%	2,558	100.0%	3	100.0%	1,020	100.0%	280	100.0%	1,255	100.0%	3,230	100.0%		

表5 固定資産課税台帳の更新作業の方法

		人口別内訳(市)												人口別内訳(町村)													
市数		50万以上		20万～50万		10万～20万		5～10万		5万以下		町村数		5万以上		1万～5万		8千～1万		8千以下		全市町村計					
805 課税台帳の更新作業	ア オンライン処理	435	64.7%	17	81.0%	50	60.2%	79	64.2%	129	58.1%	160	71.7%	1,789	69.9%	2	66.7%	691	67.7%	205	73.2%	891	71.0%	2,224	68.9%		
	イ 手書き	131	19.5%	2	9.5%	13	15.7%	25	20.3%	56	25.2%	35	15.7%	555	21.7%	1	33.3%	243	23.8%	63	22.5%	248	19.8%	686	21.2%		
	ウ その他	106	15.8%	2	9.5%	20	24.1%	19	15.4%	37	16.7%	28	12.6%	195	7.6%	0	0.0%	79	7.7%	11	3.9%	105	8.4%	301	9.3%		
	無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	19	0.7%	0	0.0%	7	0.7%	1	0.4%	11	0.9%	19	0.6%		
	合計	672	100.0%	21	100.0%	83	100.0%	123	100.0%	222	100.0%	223	100.0%	2,558	100.0%	3	100.0%	1,020	100.0%	280	100.0%	1,255	100.0%	3,230	100.0%		

その他の主な回答

- ・バッチ処理(136件)
- ・オンライン処理と課税台帳の手書きの更新(併用)(43件)

表6 固定資産課税台帳の更新作業の業者委託の有無

		人口別内訳(市)												人口別内訳(町村)													
		市数		50万以上		20万～50万		10万～20万		5万～10万		5万以下		町村数		5万以上		1万～5万		8千～1万		8千以下		全市町村計			
更新作業の業務委託	806 ア 委託している	109	16.2%	2	9.5%	7	8.4%	17	13.8%	47	21.2%	36	16.1%	619	24.2%	1	33.3%	253	24.8%	58	5.7%	307	24.5%	728	22.5%		
	イ 委託していない	535	79.6%	18	85.7%	74	89.2%	102	82.9%	163	73.4%	178	79.8%	1,858	72.6%	2	66.7%	733	71.9%	212	20.8%	911	72.6%	2,393	74.1%		
	ウ その他	26	3.9%	1	4.8%	2	2.4%	3	2.4%	11	5.0%	9	4.0%	62	2.4%	0	0.0%	27	2.6%	7	0.7%	28	2.2%	88	2.7%		
	無回答	2	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.8%	1	0.5%	0	0.0%	19	0.7%	0	0.0%	7	0.7%	3	0.3%	9	0.7%	21	0.7%		
	合計	672	100.0%	21	100.0%	83	100.0%	123	100.0%	222	100.0%	223	100.0%	2,558	100.0%	3	100.0%	1,020	100.0%	280	27.5%	1,255	100.0%	3,230	100.0%		

その他の主な回答

- ・一部委託(14件)
- ・地籍図(公図)の修正更新(12件)
- ・第3セクター(～協議会、～組合)等へ委託(9件)

表7 固定資産課税台帳の更新作業に係る1か月あたりの従事員数

		人口別内訳(市)												人口別内訳(町村)											
市数		50万以上		20万～50万		10万～20万		5万～10万		5万以下		町村数		5万以上		1万～5万		8千～1万		8千以下		全市町村計			
更新作業の延べ従業員数	ア 1人	147	21.9%	1	4.8%	1	1.2%	15	12.2%	38	17.1%	92	41.3%	2,059	80.5%	0	0.0%	695	68.1%	232	82.9%	1,132	90.2%	2,206	68.3%
	イ 2人	186	27.7%	1	4.8%	9	10.8%	28	22.8%	79	35.6%	69	30.9%	371	14.5%	2	66.7%	238	23.3%	38	13.6%	93	7.4%	557	17.2%
	ウ 3人	102	15.2%	0	0.0%	12	14.5%	30	24.4%	28	12.6%	32	14.3%	68	2.7%	1	33.3%	49	4.8%	5	1.8%	13	1.0%	170	5.3%
	エ 4人	49	7.3%	0	0.0%	7	8.4%	6	4.9%	23	10.4%	13	5.8%	26	1.0%	0	0.0%	22	2.2%	0	0.0%	4	0.3%	75	2.3%
	オ 5人以上	181	26.9%	19	90.5%	54	65.1%	41	33.3%	52	23.4%	15	6.7%	20	0.8%	0	0.0%	12	1.2%	3	1.1%	5	0.4%	201	6.2%
	無回答	7	1.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	2.4%	2	0.9%	2	0.9%	14	0.5%	0	0.0%	4	0.4%	2	0.7%	8	0.6%	21	0.7%
	合計	672	100.0%	21	100.0%	83	100.0%	123	100.0%	222	100.0%	223	100.0%	2,558	100.0%	3	100.0%	1,020	100.0%	280	100.0%	1,255	100.0%	3,230	100.0%

表8 固定資産課税台帳の全件登録簿照合

		人口別内訳(市)												人口別内訳(町村)											
市数		50万以上		20万～50万		10万～20万		5万～10万		5万以下		町村数		5万以上		1万～5万		8千～1万		8千以下		全市町村計			
808 全 件 登 記 簿 照 合	ア 年に1回	26	3.9%	0	0.0%	4	4.8%	7	5.7%	11	5.0%	4	1.8%	106	4.1%	0	0.0%	26	2.5%	11	3.9%	69	5.5%	132	4.1%
	イ 不定期	415	61.8%	14	66.7%	52	62.7%	77	62.6%	136	61.3%	136	61.0%	1,326	51.8%	2	66.7%	543	53.2%	152	54.3%	629	50.1%	1,741	53.9%
	ウ 実施していない	227	33.8%	7	33.3%	27	32.5%	37	30.1%	74	33.3%	82	36.8%	1,096	42.8%	1	33.3%	439	43.0%	116	41.4%	540	43.0%	1,323	41.0%
	無回答	4	0.6%	0	0.0%	0	0.0%	2	1.6%	1	0.5%	1	0.4%	30	1.2%	0	0.0%	12	1.2%	1	0.4%	17	1.4%	34	1.1%
	合計	672	100.0%	21	100.0%	83	100.0%	123	100.0%	222	100.0%	223	100.0%	2,558	100.0%	3	100.0%	1,020	100.0%	280	100.0%	1,255	100.0%	3,230	100.0%

表9 登記所からの登記情報のあるべき提供方法

		人口別内訳(市)												人口別内訳(町村)											
市数		50万以上		20万～50万		10万～20万		5万～10万		5万以下		町村数		5万以上		1万～5万		8千～1万		8千以下		全市町村計			
提供方法の登記情報	ア 文書でよい	145	21.6%	1	4.8%	12	14.5%	18	14.6%	43	19.4%	71	31.8%	1,048	41.0%	0	0.0%	327	32.1%	96	9.4%	625	49.8%	1,193	36.9%
	イ 電子媒体で提供	124	18.5%	5	23.8%	13	15.7%	31	25.2%	43	19.4%	32	14.3%	325	12.7%	1	33.3%	137	13.4%	35	3.4%	152	12.1%	449	13.9%
	ウ オンライン等で随時	375	55.8%	15	71.4%	51	61.4%	64	52.0%	129	58.1%	116	52.0%	1,125	44.0%	2	66.7%	528	51.8%	143	14.0%	452	36.0%	1,500	46.4%
	エ その他	28	4.2%	0	0.0%	7	8.4%	10	8.1%	7	3.2%	4	1.8%	53	2.1%	0	0.0%	26	2.5%	4	0.4%	23	1.8%	81	2.5%
	無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	7	0.3%	0	0.0%	2	0.2%	2	0.2%	3	0.2%	7	0.2%
合計		672	100.0%	21	100.0%	83	100.0%	123	100.0%	222	100.0%	223	100.0%	2,558	100.0%	3	100.0%	1,020	100.0%	280	27.5%	1,255	100.0%	3,230	100.0%

その他の主な回答

- ・イ「電子媒体」とウ「オンライン」を併用(6件)
- ・現状はア「文書」で良いが、将来的にはウ「オンライン」(6件)
- ・現状はア「文書」で良いが、将来的にはイ「電子媒体」(5件)
- ・ウ「オンライン」に加えて、同じ内容を文書でも(6件)
- ・電子化が良いとは言えない(5件)

表10 登記所からの地積測量図、建物平面図等の図面のあるべき提供方法

		人口別内訳(市)												人口別内訳(町村)											
市数		50万以上		20万～50万		10万～20万		5万～10万		5万以下		町村数		5万以上		1万～5万		8千～1万		8千以下		全市町村計			
図 登 記 建 物 平 面 図 の 図 地 の 積 測 量 図 の 提 供 方 法	ア 文書でよい	248	36.9%	8	38.1%	27	32.5%	43	35.0%	76	34.2%	94	42.2%	1,243	48.6%	1	33.3%	418	41.0%	121	43.2%	703	56.0%	1,491	46.2%
	イ 電子媒体で提供	80	11.9%	4	19.0%	11	13.3%	18	14.6%	25	11.3%	22	9.9%	268	10.5%	0	0.0%	102	10.0%	32	11.4%	134	10.7%	348	10.8%
	ウ オンライン等で随時	316	47.0%	9	42.9%	40	48.2%	53	43.1%	112	50.5%	102	45.7%	980	38.3%	2	66.7%	465	45.6%	122	43.6%	391	31.2%	1,296	40.1%
	エ その他	25	3.7%	0	0.0%	5	6.0%	8	6.5%	8	3.6%	4	1.8%	55	2.2%	0	0.0%	29	2.8%	3	1.1%	23	1.8%	80	2.5%
	無回答	3	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.8%	1	0.5%	1	0.4%	12	0.5%	0	0.0%	6	0.6%	2	0.7%	4	0.3%	15	0.5%
合計		672	100.0%	21	100.0%	83	100.0%	123	100.0%	222	100.0%	223	100.0%	2,558	100.0%	3	100.0%	1,020	100.0%	280	100.0%	1,255	100.0%	3,230	100.0%

その他の主な回答

- ・現状はア「文書」で良いが、将来的にはウ「オンライン」(10件)
- ・現状はア「文書」で良いが、将来的にはイ「電子媒体」(5件)
- ・電子化が良いとは言えない(5件)

表11 登記所への固定資産税評価額の通知の頻度

		人口別内訳(市)												人口別内訳(町村)								全市町村計			
		市数												町村数											
				50万以上		20万～50万		10万～20万		5万～10万		5万以下				5万以上		1万～5万		8千～1万		8千以下			
811 登記所への 評価額通知 頻度	ア 週に1回	17	2.5%	0	0.0%	0	0.0%	2	1.6%	4	1.8%	11	4.9%	201	7.9%	0	0.0%	61	6.0%	28	10.0%	112	8.9%	218	6.7%
	イ 月に1回	25	3.7%	2	9.5%	9	10.8%	5	4.1%	5	2.3%	4	1.8%	191	7.5%	0	0.0%	45	4.4%	15	5.4%	131	10.4%	216	6.7%
	ウ 半年に1回	3	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.8%	2	0.9%	0	0.0%	31	1.2%	0	0.0%	12	1.2%	2	0.7%	17	1.4%	34	1.1%
	エ 1年に1回	126	18.8%	8	38.1%	11	13.3%	18	14.6%	36	16.2%	53	23.8%	699	27.3%	3	100.0%	236	23.1%	84	30.0%	376	30.0%	825	25.5%
	オ その他	489	72.8%	11	52.4%	60	72.3%	96	78.0%	173	77.9%	149	66.8%	1,367	53.4%	0	0.0%	650	63.7%	139	49.6%	578	46.1%	1,856	57.5%
	無回答	12	1.8%	0	0.0%	3	3.6%	1	0.8%	2	0.9%	6	2.7%	69	2.7%	0	0.0%	16	1.6%	12	4.3%	41	3.3%	81	2.5%
	合計	672	100.0%	21	100.0%	83	100.0%	123	100.0%	222	100.0%	223	100.0%	2,558	100.0%	3	100.0%	1,020	100.0%	280	100.0%	1,255	100.0%	3,230	100.0%

その他の主な回答

- ・通知は行っていない(316件)
- ・随時(必要に応じて、適宜)(793件)
- ・法務局の交付依頼書により通知(577件)
- ・毎日(28件)
- ・週3回(14件)
- ・3年に1回(28件)

表12 登記所への固定資産税評価額の通知方法

		人口別内訳(市)												人口別内訳(町村)												全市町村計	
		市数												町村数													
				50万以上		20万～50万		10万～20万		5万～10万		5万以下				5万以上		1万～5万		8千～1万		8千以下					
812	ア 一覧リスト紙を持参	200	29.8%	12	57.1%	24	28.9%	27	22.0%	64	28.8%	73	32.7%	1,044	40.8%	3	100.0%	340	33.3%	112	40.0%	589	46.9%	1,244	38.5%		
登記所の法的评价額通知方法	イ 紙を取りにきて読み	39	5.8%	1	4.8%	1	1.2%	8	6.5%	13	5.9%	16	7.2%	164	6.4%	0	0.0%	56	5.5%	23	8.2%	85	6.8%	203	6.3%		
	ウ 磁気テープで配布	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.1%	0	0.0%	2	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.1%		
	エ その他	401	59.7%	7	33.3%	51	61.4%	82	66.7%	133	59.9%	128	57.4%	1,191	46.6%	0	0.0%	567	55.6%	125	44.6%	499	39.8%	1,592	49.3%		
	無回答	32	4.8%	1	4.8%	7	8.4%	6	4.9%	12	5.4%	6	2.7%	157	6.1%	0	0.0%	55	5.4%	20	7.1%	82	6.5%	189	5.9%		
	合計	672	100.0%	21	100.0%	83	100.0%	123	100.0%	222	100.0%	223	100.0%	2,558	100.0%	3	100.0%	1,020	100.0%	280	100.0%	1,255	100.0%	3,230	100.0%		

その他の主な回答

- ・随時(必要に応じて、その都度)(130件)
- ・法務局の交付依頼書により通知(832件)
- ・申請人(司法書士等)が登記所へ持参している。(234件)
- ・紙の資料を通知(郵送、fax)(92件)

表13 登記所への固定資産税評価額のあるべき通知方法

		人口別内訳(市)												人口別内訳(町村)												全市町村計	
		市数												町村数													
				50万以上		20万～50万		10万～20万		5万～10万		5万以下				5万以上		1万～5万		8千～1万		8千以下					
813	ア 文書による通知	228	33.9%	3	14.3%	25	30.1%	35	28.5%	70	31.5%	95	42.6%	1,261	49.3%	1	33.3%	438	42.9%	126	45.0%	696	55.5%	1,489	46.1%		
評価額の通知方法	イ 磁気テープによる提供	128	19.0%	7	33.3%	11	13.3%	28	22.8%	46	20.7%	36	16.1%	348	13.6%	1	33.3%	156	15.3%	41	14.6%	150	12.0%	476	14.7%		
	ウ オンラインシステム	236	35.1%	8	38.1%	33	39.8%	41	33.3%	85	38.3%	69	30.9%	654	25.6%	1	33.3%	310	30.4%	74	26.4%	269	21.4%	890	27.6%		
	エ その他	59	8.8%	3	14.3%	9	10.8%	15	12.2%	15	6.8%	17	7.6%	170	6.6%	0	0.0%	75	7.4%	20	7.1%	75	6.0%	229	7.1%		
	無回答	21	3.1%	0	0.0%	5	6.0%	4	3.3%	6	2.7%	6	2.7%	125	4.9%	0	0.0%	41	4.0%	19	6.8%	65	5.2%	146	4.5%		
	合計	672	100.0%	21	100.0%	83	100.0%	123	100.0%	222	100.0%	223	100.0%	2,558	100.0%	3	100.0%	1,020	100.0%	280	100.0%	1,255	100.0%	3,230	100.0%		

その他の主な回答

- ・現状のままで良い(82件)
- ・必要ない(7件)
- ・実施していない(30件)

表14 異動通知の受け取り頻度と固定資産課税台帳の更新件数

			802平成11年度課税台帳更新件数													無回答		合計					
			ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク													
			100件未満	～500件未満	～1000件未満	～2000件未満	～3000件未満	～4000件未満	～5000件未満	5000件以上													
801異動通知書受領頻度	ア	週1に1回	計	1	0.9%	14	2.1%	21	2.9%	42	5.9%	27	8.1%	28	13.7%	6	6.9%	77	19.8%	1	4.2%	217	6.7%
			市	1	100.0%	0	0.0%	1	5.6%	6	7.4%	9	9.7%	11	12.1%	4	8.0%	69	21.0%	0	0.0%	101	15.0%
			町村	0	0.0%	14	2.2%	20	2.9%	36	5.7%	18	7.5%	17	15.0%	2	5.4%	8	13.1%	1	4.8%	116	4.5%
	イ	月1に1回	計	85	79.4%	580	88.8%	648	90.5%	612	85.5%	272	81.7%	157	77.0%	66	75.9%	235	60.4%	18	75.0%	2,673	82.8%
			市	0	0.0%	7	100.0%	15	83.3%	65	80.2%	72	77.4%	66	72.5%	35	70.0%	186	56.7%	2	66.7%	748	66.7%
			町村	85	80.2%	573	88.7%	633	90.7%	547	86.1%	200	83.3%	91	80.5%	31	83.8%	49	80.3%	16	76.2%	2,225	87.0%
	ウ	その他	計	19	17.8%	58	8.9%	46	6.4%	59	8.2%	33	9.9%	19	9.3%	15	17.2%	75	19.3%	3	12.5%	326	10.1%
			市	0	0.0%	0	0.0%	2	11.1%	10	12.3%	12	12.9%	14	15.4%	11	22.0%	71	21.6%	1	33.3%	120	17.9%
			町村	19	17.9%	58	9.0%	44	6.3%	49	7.7%	21	8.8%	5	4.4%	4	10.8%	4	6.6%	2	9.5%	206	8.1%
	無回答		計	2	1.9%	1	0.2%	1	0.1%	3	0.4%	1	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.5%	3	12.5%	13	0.4%
			市	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.6%	0	0.0%	1	0.3%
			町村	2	1.9%	1	0.2%	1	0.1%	3	0.5%	1	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	14.3%	11	0.4%
	合計		計	107	100.0%	653	100.0%	716	100.0%	716	100.0%	333	100.0%	204	100.0%	87	100.0%	389	100.0%	24	100.0%	3,230	100.0%
			市	1	100.0%	7	100.0%	18	100.0%	81	100.0%	93	100.0%	91	100.0%	50	100.0%	328	100.0%	3	100.0%	672	100.0%
			町村	106	100.0%	646	100.0%	698	100.0%	635	100.0%	240	100.0%	113	100.0%	37	100.0%	61	100.0%	21	100.0%	2,558	100.0%

表15 固定資産課税台帳の更新件数と更新作業の方法

		805 課 税 台 帳		の 更 新 作 業								
		ア オンライン処理	イ 手書き	ウ その他	無回答	合計	業					
802 平成 一 一 年 度 課 税 台 帳 更 新 件 数	ア	計	65	2.9%	36	5.2%	6	2.0%	0	0.0%	107	3.3%
		市	1	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%
		町村	64	3.6%	36	6.5%	6	3.1%	0	0.0%	106	4.1%
	イ	計	459	20.6%	149	21.7%	41	13.6%	4	21.1%	653	20.2%
		市	7	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	7	1.0%
		町村	452	25.3%	149	26.8%	41	21.0%	4	21.1%	646	25.3%
	ウ	計	512	23.0%	147	21.4%	52	17.3%	5	26.3%	716	22.2%
		市	12	2.8%	3	2.3%	3	2.8%	0	0.0%	18	2.7%
		町村	500	27.9%	144	25.9%	49	25.1%	5	26.3%	698	27.3%
	エ	計	491	22.1%	151	22.0%	69	22.9%	5	26.3%	716	22.2%
		市	51	11.7%	20	15.3%	10	9.4%	0	0.0%	81	12.1%
		町村	440	24.6%	131	23.6%	59	30.3%	5	26.3%	635	24.8%
	オ	計	236	10.6%	66	9.6%	31	10.3%	0	0.0%	333	10.3%
		市	65	14.9%	18	13.7%	10	9.4%	0	0.0%	93	13.8%
		町村	171	9.6%	48	8.6%	21	10.8%	0	0.0%	240	9.4%
カ	計	140	6.3%	41	6.0%	22	7.3%	1	5.3%	204	6.3%	
	市	60	13.8%	17	13.0%	14	13.2%	0	0.0%	91	13.5%	
	町村	80	4.5%	24	4.3%	8	4.1%	1	5.3%	113	4.4%	
キ	計	57	2.6%	14	2.0%	16	5.3%	0	0.0%	87	2.7%	
	市	32	7.4%	7	5.3%	11	10.4%	0	0.0%	50	7.4%	
	町村	25	1.4%	7	1.3%	5	2.6%	0	0.0%	37	1.4%	
ク	計	247	11.1%	79	11.5%	62	20.6%	1	5.3%	389	12.0%	
	市	204	46.9%	66	50.4%	58	54.7%	0	0.0%	328	48.8%	
	町村	43	2.4%	13	2.3%	4	2.1%	1	5.3%	61	2.4%	
無回答	計	17	0.8%	3	0.4%	2	0.7%	3	15.8%	25	0.8%	
	市	3	0.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	0.4%	
	町村	14	0.8%	3	0.5%	2	1.0%	3	15.8%	22	0.9%	
合計	計	2,224	100.0%	686	100.0%	301	100.0%	19	100.0%	3,230	100.0%	
	市	435	100.0%	131	100.0%	106	100.0%	0	0.0%	672	100.0%	
	町村	1,789	100.0%	555	100.0%	195	100.0%	19	100.0%	2,558	100.0%	

表16 固定資産課税台帳の更新件数と登記所の電子化及び電子化終了の登記所からの異動宇通知方法

			803 登 記 所 の 登 記 情 報 の 電 子 化										804 電 子 化 済 み 登 記 所 の 異 動 通 知 方 法											
			ア		イ		ウ		無回答		合計		ア		イ		ウ		エ		無回答		合計	
			されている		されていない		その他						電子化前と同様		異動通知一覧表		出力テープ		その他					
802 平 成 一 一 年 度 課 税 台 帳 更 新 件 数	ア	計	26	2.3%	73	3.6%	6	7.6%	2	18.2%	107	3.3%	10	3.9%	17	2.2%	0		1	1.0%	79	3.8%	107	3.3%
		市	1	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	0		1	0.1%	0	0.0%	1	0.5%	0		0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%
		町村	25	3.1%	73	4.3%	6	11.3%	2	18.2%	106	4.1%	10	5.7%	16	2.7%	0		1	1.5%	79	4.6%	106	4.1%
	イ	計	147	13.2%	487	24.0%	16	20.3%	3	27.3%	653	20.2%	41	16.1%	101	13.0%	0		10	9.9%	501	23.9%	653	20.2%
		市	2	0.7%	4	1.1%	1	3.8%	0		7	1.0%	0	0.0%	2	1.1%	0		0	0.0%	5	1.3%	7	1.0%
		町村	145	17.8%	483	28.8%	15	28.3%	3	27.3%	646	25.3%	41	23.3%	99	16.8%	0		10	15.4%	496	28.7%	646	25.3%
	ウ	計	166	15.0%	535	26.4%	15	19.0%	0	0.0%	716	22.2%	34	13.4%	121	15.6%	0		15	14.9%	546	26.0%	716	22.2%
		市	5	1.7%	13	3.7%	0	0.0%	0		18	2.7%	0	0.0%	5	2.7%	0		0	0.0%	13	3.5%	18	2.7%
		町村	161	19.8%	522	31.1%	15	28.3%	0		698	27.3%	34	19.3%	116	19.6%	0		15	23.1%	533	30.9%	698	27.3%
	エ	計	268	24.1%	434	21.4%	11	13.9%	3	27.3%	716	22.2%	54	21.3%	194	25.0%	0		22	21.8%	446	21.3%	716	22.2%
		市	24	8.1%	55	15.7%	2	7.7%	0		81	12.1%	7	9.0%	14	7.5%	0		3	8.3%	57	15.3%	81	12.1%
		町村	244	29.9%	379	22.6%	9	17.0%	3	27.3%	635	24.8%	47	26.7%	180	30.5%	0		19	29.2%	389	22.5%	635	24.8%
	オ	計	140	12.6%	189	9.3%	4	5.1%	0	0.0%	333	10.3%	33	13.0%	98	12.6%	0		10	9.9%	192	9.2%	333	10.3%
		市	22	7.5%	69	19.7%	2	7.7%	0		93	13.8%	7	9.0%	11	5.9%	0		5	13.9%	70	18.8%	93	13.8%
		町村	118	14.5%	120	7.1%	2	3.8%	0		240	9.4%	26	14.8%	87	14.7%	0		5	7.7%	122	7.1%	240	9.4%
	カ	計	95	8.6%	103	5.1%	6	7.6%	0	0.0%	204	6.3%	19	7.5%	66	8.5%	0		9	8.9%	110	5.2%	204	6.3%
		市	31	10.5%	57	16.2%	3	11.5%	0		91	13.5%	8	10.3%	17	9.1%	0		4	11.1%	62	16.7%	91	13.5%
		町村	64	7.9%	46	2.7%	3	5.7%	0		113	4.4%	11	6.3%	49	8.3%	0		5	7.7%	48	2.8%	113	4.4%
	キ	計	40	3.6%	45	2.2%	2	2.5%	0	0.0%	87	2.7%	8	3.1%	27	3.5%	0		5	5.0%	47	2.2%	87	2.7%
		市	20	6.8%	30	8.5%	0	0.0%	0		50	7.4%	7	9.0%	12	6.5%	0		2	5.6%	29	7.8%	50	7.4%
		町村	20	2.5%	15	0.9%	2	3.8%	0		37	1.4%	1	0.6%	15	2.5%	0		3	4.6%	18	1.0%	37	1.4%
	ク	計	221	19.9%	149	7.3%	19	24.1%	0	0.0%	389	12.0%	51	20.1%	148	19.0%	0		29	28.7%	161	7.7%	389	12.0%
		市	189	64.1%	121	34.5%	18	69.2%	0		328	48.8%	49	62.8%	123	66.1%	0		22	61.1%	134	36.0%	328	48.8%
		町村	32	3.9%	28	1.7%	1	1.9%	0		61	2.4%	2	1.1%	25	4.2%	0		7	10.8%	27	1.6%	61	2.4%
	無回答	計	7	0.6%	15	0.7%	0	0.0%	3	27.3%	25	0.8%	4	1.6%	5	0.6%	0		0	0.0%	16	0.8%	25	0.8%
		市	1	0.3%	2	0.6%	0	0.0%	0		3	0.4%	0	0.0%	1	0.5%	0		0	0.0%	2	0.5%	3	0.4%
		町村	6	0.7%	13	0.8%	0	0.0%	3	27.3%	22	0.9%	4	2.3%	4	0.7%	0		0	0.0%	14	0.8%	22	0.9%
	合計	計	1,110	100.0%	2,030	100.0%	79	100.0%	11	100.0%	3,230	100.0%	254	100.0%	777	100.0%	0		101	100.0%	2,098	100.0%	3,230	100.0%
		市	295	100.0%	351	100.0%	26	100.0%	0		672	100.0%	78	100.0%	186	100.0%	0		36	100.0%	372	100.0%	672	100.0%
		町村	815	100.0%	1,679	100.0%	53	100.0%	11	100.0%	2,558	100.0%	176	100.0%	591	100.0%	0		65	100.0%	1,726	100.0%	2,558	100.0%

*803'ウ(一部電子化されていない)」は、記述のほか、ア、イの両方に○をつけたものについても「一部電子化されていない」として集計。

表17 固定資産課税台帳の更新件数と登記所への固定資産税評価額のあるべき方法

			813 評価額の通知方法											
			ア		イ		ウ		エ		無回答		合計	
			文書による通知		磁気テープによる提供		オンラインシステム		その他					
802 平成 一 一 年 度 課 税 台 帳 更 新 件 数	ア	計	64	4.3%	7	1.5%	19	2.1%	10	4.4%	7	4.8%	107	3.3%
		市	0	0.0%	1	0.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%
		町村	64	5.1%	6	1.7%	19	2.9%	10	5.9%	7	5.6%	106	4.1%
	イ	計	353	23.7%	70	14.7%	153	17.2%	39	17.0%	38	26.0%	653	20.2%
		市	4	1.8%	1	0.8%	2	0.8%	0	0.0%	0	0.0%	7	1.0%
		町村	349	27.7%	69	19.8%	151	23.1%	39	22.9%	38	30.4%	646	25.3%
	ウ	計	373	25.1%	94	19.7%	178	20.0%	49	21.4%	22	15.1%	716	22.2%
		市	6	2.6%	3	2.3%	8	3.4%	1	1.7%	0	0.0%	18	2.7%
		町村	367	29.1%	91	26.1%	170	26.0%	48	28.2%	22	17.6%	698	27.3%
	エ	計	308	20.7%	112	23.5%	199	22.4%	59	25.8%	38	26.0%	716	22.2%
		市	33	14.5%	7	5.5%	25	10.6%	12	20.3%	4	19.0%	81	12.1%
		町村	275	21.8%	105	30.2%	174	26.6%	47	27.6%	34	27.2%	635	24.8%
	オ	計	141	9.5%	57	12.0%	98	11.0%	22	9.6%	15	10.3%	333	10.3%
		市	35	15.4%	18	14.1%	30	12.7%	8	13.6%	2	9.5%	93	13.8%
		町村	106	8.4%	39	11.2%	68	10.4%	14	8.2%	13	10.4%	240	9.4%
	カ	計	75	5.0%	39	8.2%	72	8.1%	11	4.8%	7	4.8%	204	6.3%
		市	29	12.7%	18	14.1%	37	15.7%	4	6.8%	3	14.3%	91	13.5%
		町村	46	3.6%	21	6.0%	35	5.4%	7	4.1%	4	3.2%	113	4.4%
	キ	計	30	2.0%	14	2.9%	33	3.7%	5	2.2%	5	3.4%	87	2.7%
		市	14	6.1%	9	7.0%	20	8.5%	3	5.1%	4	19.0%	50	7.4%
		町村	16	1.3%	5	1.4%	13	2.0%	2	1.2%	1	0.8%	37	1.4%
	ク	計	134	9.0%	82	17.2%	129	14.5%	34	14.8%	10	6.8%	389	12.0%
		市	106	46.5%	71	55.5%	112	47.5%	31	52.5%	8	38.1%	328	48.8%
		町村	28	2.2%	11	3.2%	17	2.6%	3	1.8%	2	1.6%	61	2.4%
	無回答	計	11	0.7%	1	0.2%	9	1.0%	0	0.0%	4	2.7%	25	0.8%
		市	1	0.4%	0	0.0%	2	0.8%	0	0.0%	0	0.0%	3	0.4%
		町村	10	0.8%	1	0.3%	7	1.1%	0	0.0%	4	3.2%	22	0.9%
	合計	計	1,489	100.0%	476	100.0%	890	100.0%	229	100.0%	146	100.0%	3,230	100.0%
		市	228	100.0%	128	100.0%	236	100.0%	59	100.0%	21	100.0%	672	100.0%
		町村	1,261	100.0%	348	100.0%	654	100.0%	170	100.0%	125	100.0%	2,558	100.0%

表18 登記所の登記情報の電子化と固定資産税評価額のあるべき通知方法

			813 評価額の通知方法											
			ア		イ		ウ		エ		無回答		合計	
			文書による通知		磁気テープによる提供		オンラインシステム		その他					
803 登記所の 登記情報の 電子化	ア されている	計	505	33.9%	183	38.4%	276	31.0%	85	37.1%	61	41.8%	1,110	34.4%
		市	111	48.7%	65	50.8%	84	35.6%	25	43.1%	10	47.6%	295	43.9%
		町村	394	31.2%	118	33.9%	192	29.4%	60	35.1%	51	40.8%	815	31.9%
	イ されていない	計	949	63.7%	279	58.6%	593	66.6%	135	59.0%	74	50.7%	2,030	62.8%
		市	111	48.7%	57	44.5%	145	61.4%	27	46.6%	11	52.4%	351	52.2%
		町村	838	66.5%	222	63.8%	448	68.5%	108	63.2%	63	50.4%	1,679	65.6%
	ウ その他	計	32	2.1%	14	2.9%	19	2.1%	9	3.9%	5	3.4%	79	2.4%
		市	6	2.6%	6	4.7%	7	3.0%	7	12.1%	0	0.0%	26	3.9%
		町村	26	2.1%	8	2.3%	12	1.8%	2	1.2%	5	4.0%	53	2.1%
	無回 答	計	3	0.2%	0	0.0%	2	0.2%	0	0.0%	6	4.1%	11	0.3%
		市	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		町村	3	0.2%	0	0.0%	2	0.3%	0	0.0%	6	4.8%	11	0.4%
	合計	計	1,489	100.0%	476	100.0%	890	100.0%	229	100.0%	146	100.0%	3,230	100.0%
		市	228	100.0%	128	100.0%	236	100.0%	58	101.7%	21	100.0%	672	100.0%
		町村	1,261	100.0%	348	100.0%	654	100.0%	171	99.4%	125	100.0%	2,558	100.0%

表19 登記所の登記情報の電子化と課税台帳の更新作業及び登記所からの登記情報のあるべき提供方法

803 登記所の登記情報の電子化			合計	805 課税台帳の更新作業			809 登記所からの登記情報の提供方法(要望)						
						全体計	市計	町村計					
ア	電子化されている	全体	1,110	ア	オンライン処理	776	190	586	ア	文書通知	279	40	239
									イ	電子化情報を磁気テープで	118	34	84
									ウ	電子化情報をオンラインで	357	105	252
									エ	その他	21	11	10
				無回答		1	0	1					
				イ	手書き	215	60	155	ア	文書通知	91	19	72
									イ	電子化情報を磁気テープで	13	4	9
									ウ	電子化情報をオンラインで	107	35	72
		エ	その他						4	2	2		
		無回答		0	0	0							
		(市)	295	ウ	その他	118	45	73	ア	文書通知	32	10	22
									イ	電子化情報を磁気テープで	19	11	8
									ウ	電子化情報をオンラインで	61	20	41
									エ	その他	5	4	1
		無回答		1	0	1							
		(町村)	815	無回答		1	0	1	ア	文書通知	1	0	1
イ	電子化情報を磁気テープで								0	0	0		
ウ	電子化情報をオンラインで								0	0	0		
エ	その他								0	0	0		
無回答		0	0	0									
イ	電子化されていない	全体	2,030	ア	オンライン処理	1,389	228	1,161	ア	文書通知	516	48	468
									イ	電子化情報を磁気テープで	200	49	151
									ウ	電子化情報をオンラインで	646	127	519
									エ	その他	24	4	20
				無回答		3	0	3					
				イ	手書き	453	67	386	ア	文書通知	179	13	166
									イ	電子化情報を磁気テープで	48	8	40
									ウ	電子化情報をオンラインで	215	45	170
		エ	その他						11	1	10		
		無回答		0	0	0							
		(市)	351	ウ	その他	174	56	118	ア	文書通知	53	11	42
									イ	電子化情報を磁気テープで	34	11	23
									ウ	電子化情報をオンラインで	76	30	46
									エ	その他	11	4	7
		無回答		0	0	0							
		(町村)	1,679	無回答		14	0	14	ア	文書通知	10	0	10
イ	電子化情報を磁気テープで								0	0	0		
ウ	電子化情報をオンラインで								4	0	4		
エ	その他								0	0	0		
無回答		0	0	0									
ウ	その他の	全体	79	ア	オンライン処理	56	17	39	ア	文書通知	18	3	15
									イ	電子化情報を磁気テープで	16	7	9
									ウ	電子化情報をオンラインで	19	6	13
									エ	その他	3	1	2
				無回答		0	0	0					
				イ	手書き	14	4	10	ア	文書通知	6	0	6
									イ	電子化情報を磁気テープで	0	0	0
									ウ	電子化情報をオンラインで	8	4	4
		エ	その他						0	0	0		
		無回答		0	0	0							
		(市)	26	ウ	その他	9	5	4	ア	文書通知	1	1	0
									イ	電子化情報を磁気テープで	1	0	1
									ウ	電子化情報をオンラインで	5	3	2
									エ	その他	2	1	1
		無回答		0	0	0							
		(町村)	53	無回答		0	0	0	ア	文書通知	0	0	0
イ	電子化情報を磁気テープで								0	0	0		
ウ	電子化情報をオンラインで								0	0	0		
エ	その他								0	0	0		
無回答		0	0	0									
無回答		全体	11	ア	オンライン処理	3	0	3	ア	文書通知	2	0	2
									イ	電子化情報を磁気テープで	0	0	0
									ウ	電子化情報をオンラインで	1	0	1
									エ	その他	0	0	0
				無回答		0	0	0					
				イ	手書き	4	0	4	ア	文書通知	3	0	3
									イ	電子化情報を磁気テープで	0	0	0
									ウ	電子化情報をオンラインで	1	0	1
		エ	その他						0	0	0		
		無回答		0	0	0							
		(市)	0	ウ	その他	0	0	0	ア	文書通知	0	0	0
									イ	電子化情報を磁気テープで	0	0	0
									ウ	電子化情報をオンラインで	0	0	0
									エ	その他	0	0	0
		無回答		0	0	0							
		(町村)	11	無回答		4	0	4	ア	文書通知	2	0	2
イ	電子化情報を磁気テープで								0	0	0		
ウ	電子化情報をオンラインで								0	0	0		
エ	その他								0	0	0		
無回答		2	0	0									

表20 登記所の登記情報の電子化と課税台帳の更新作業及び登記所からの地籍測量図、建物平面図などの図面のあるべき提供方法

803 登記所の登記情報の電子化			合計	805 課 税 台 帳 の 更 新 作 業					810 登記所からの地図測量図等の提供方法（要望）				
						全体計	市計	町村計					
ア	電 子 化 さ れ て い る	全体	1,110	ア	オンライン処理	776	190	586	ア	文書通知	382	70	312
									イ	電子化情報を磁気テープで	82	26	56
									ウ	電子化情報をオンラインで	288	85	203
									エ	その他	18	7	11
									無回答		6	2	4
									ア	文書通知	117	30	87
				イ	電子化情報を磁気テープで	8	1	7					
				ウ	電子化情報をオンラインで	86	28	58					
				エ	その他	3	1	2					
				無回答		1	0	1					
				ア	文書通知	46	18	28					
				イ	電子化情報を磁気テープで	8	3	5					
		ウ	電子化情報をオンラインで	55	18	37							
		エ	その他	8	6	2							
		無回答		1	0	1							
		ア	文書通知	1	0	1							
		イ	電子化情報を磁気テープで	0	0	0							
		ウ	電子化情報をオンラインで	0	0	0							
		エ	その他	0	0	0							
		無回答		0	0	0							
イ	電 子 化 さ れ て い な い	全体	2,030	ア	オンライン処理	1,389	228	1,161	ア	文書通知	619	76	543
									イ	電子化情報を磁気テープで	163	32	131
									ウ	電子化情報をオンラインで	577	113	464
									エ	その他	26	6	20
									無回答		4	1	3
									ア	文書通知	210	23	187
				イ	電子化情報を磁気テープで	44	6	38					
				ウ	電子化情報をオンラインで	189	38	151					
				エ	その他	9	0	9					
		無回答		1	0	1							
		ア	文書通知	66	21	45							
		イ	電子化情報を磁気テープで	28	7	21							
		ウ	電子化情報をオンラインで	68	24	44							
		エ	その他	12	4	8							
		無回答		0	0	0							
		ア	文書通知	9	0	9							
		イ	電子化情報を磁気テープで	1	0	1							
		ウ	電子化情報をオンラインで	4	0	4							
		エ	その他	0	0	0							
		無回答		0	0	0							
ウ	そ の 他	全体	79	ア	オンライン処理	56	17	39	ア	文書通知	24	8	16
									イ	電子化情報を磁気テープで	14	5	9
									ウ	電子化情報をオンラインで	16	4	12
									エ	その他	2	0	2
									無回答		0	0	0
									ア	文書通知	8	1	7
				イ	電子化情報を磁気テープで	0	0	0					
				ウ	電子化情報をオンラインで	6	3	3					
				エ	その他	0	0	0					
		無回答		0	0	0							
		ア	文書通知	2	1	1							
		イ	電子化情報を磁気テープで	0	0	0							
		ウ	電子化情報をオンラインで	5	3	2							
		エ	その他	2	1	1							
		無回答		0	0	0							
		ア	文書通知	0	0	0							
		イ	電子化情報を磁気テープで	0	0	0							
		ウ	電子化情報をオンラインで	0	0	0							
		エ	その他	0	0	0							
		無回答		0	0	0							
無 回 答		全体	11	ア	オンライン処理	3	0	3	ア	文書通知	2	0	2
									イ	電子化情報を磁気テープで	0	0	0
									ウ	電子化情報をオンラインで	1	0	1
									エ	その他	0	0	0
									無回答		0	0	0
									ア	文書通知	3	0	3
				イ	電子化情報を磁気テープで	0	0	0					
				ウ	電子化情報をオンラインで	1	0	1					
				エ	その他	0	0	0					
		無回答		0	0	0							
		ア	文書通知	0	0	0							
		イ	電子化情報を磁気テープで	0	0	0							
		ウ	電子化情報をオンラインで	0	0	0							
		エ	その他	0	0	0							
		無回答		0	0	0							
		ア	文書通知	2	0	2							
		イ	電子化情報を磁気テープで	0	0	0							
		ウ	電子化情報をオンラインで	0	0	0							
		エ	その他	0	0	0							
		無回答		2	0	2							

3 平成12年度資産評価システム研究委員会における主な意見

以下、本年度の委員会及び部会において、登記所からの登記情報の通知に関して、以下のような意見があった。

- 登記所の電算化は、法務省のスタンスは自前の効率化を図ることを目的としているのか。国民・市町村に向けた情報提供を睨んでのものなのか、明らかでない。
- 図面については、土地の業務に関して評価の基礎となるものであり必要となる。地籍調査、公図の電子化の進捗状況について調べて欲しい。
- 登記情報のコード体系について、市町村側のコードを法務局のコードにあわせるほうが効率的である。
- 全件登記簿照合の負担が軽減される方策を検討すべきである。
- 市町村の固定資産課税台帳システムのフォーマットとの整合性に問題があるので、登記所と市町村で統一標準フォーマットを策定すべきである。
- オンライン、磁気媒体で提供を受けることで、バッチ処理の入力票の転記が不要となり、事務効率化につながる。
- 登記所からの異動通知の量によって、市町村の事務職員の適正な配置がなされていない。
- 登記所に出向いて、課税台帳と照合を行うとき、十分な場所の広さ等を確保できない。
- 全件登記簿照合と固定資産課税台帳との照合、いわゆる全件照合の重要さは認識しつつも、労務量、コスト等を考えるとなかなか実施できない。
- 登記所に磁気媒体による提供を依頼するも、なかなか登記所は実施しない。
- 登記情報がオンラインや磁気媒体により提供をうけられる状況になっても、受け手の市町村側の電算化の環境は相当な格差がある。
- オンラインによる提供は、個人情報保護条例に抵触するおそれもあり、他団体とオンラインを禁止している市町村がかなりある。
- 賦課期日における登記簿情報の全件の出力を望みたい。
- 毎年1回、賦課期日時点の固定資産課税上の必要情報を、全国共通のフォーマットにより提供を受けたい。
- 紙ベースの異動情報で固定資産税関係は入力して、それとは別に点検という意味での情報を登記所から提供をうければ、課税誤りは防げる。
- 地籍測量図は紙ベースで提供を受け、市町村が自分たちで作成した地理情報システムであるとか、あるいは公図を何らかのかたちで落としたシステムなどで、市町村が使っているソフトで、管理する方が良い。
- 全件登記簿から異動分のみのデータだけ抽出したものの提供が受けられれば、現状の紙の異動通知一覧による、市町村側での課税台帳への入力漏れ等、かなり救える部分がある。異動分の抽出が不可能なら、毎年全件提供を受けて、市町村側で照合することでも良い。全件提供を受けることで、登記所の通知漏れもフォローができる。

第6章 市町村が望んでいる登記情報通知方法を実現するための方策

平成9年度から実施してきた調査研究においては、現行登記情報通知制度の運用実態を踏まえて、市町村が必要としている正確な登記情報を迅速に入手する上での検討課題及びその解決方策について検討してきたところである。

この検討課題は、法務省・登記所における登記事務の電算処理化の進展に伴って、これに対応するために検討すべき課題が生じてきており、また、法務省が平成12年度から運用を開始した電子登記情報提供制度の出現により、新たに検討すべき課題も生じている。これらの検討課題は、それぞれ内容を異にすることから、その解決方策を検討する場合には、これを分類整理して、検討するのが实际的であり、このことから、検討課題を便宜次の三種に区分して検討していくこととした。なお、
については、第7章として、章を別立てにした。

電子化未了登記所からの登記情報通知に係る検討課題
電子化終了登記所からの登記情報通知に係る検討課題
電子登記情報提供制度に運用開始など最近の状況変化を踏まえた検討課題

1 電子化未了登記所からの登記情報通知に係る検討課題の実現方策

登記所の登記事務の電算処理化は、完了するのは平成16年度であり、それまでの間は従前の事務処理方法によって事務処理をしている電子化未了登記所も相当数存在している。このことから、平成9年度報告書で提言されている改善要望事項は、現在でも依然として、その解決方策を検討すべき課題として残されている課題であり、現に本年度（平成12年度、以下、本章、次章において同じ）で実施したアンケート調査においても、ここで提言されている事項に関する改善要望意見が多数出されている。

（1）電子化未了登記所からの登記情報通知に係る検討課題の実現状況

電子化未了登記所からの登記情報通知に係る検討課題の調査研究結果は、平成9年度の報告書において改善要望事項（＊）として取りまとめて、提言されており、その改善状況は、第3章・1に一覧表として掲げているが、電子化終了登記所からの電算出力による不動産異動登記一覧表による通知により、記入漏れが無くなったことなど、ごく少数の事項を除いてほとんど実現をみていない。

電子化未了登記所からの登記情報通知に係る検討課題には、従前から指摘されていた課題であり、その解決に法律改正や制度改正を伴うものではなく、したがって、法務省・総務省の間での協議が整えば早期に着手できる事項がほとんどである。それにも拘らず、これまで実現をみていないのは、登記所が市町村の改善要望事項に沿って登記情報通知を行うとした場合には、現在の方法に比較すると登記所側に事務処理経費又は事務処理量の増加が生じて、登記所の統廃合など事務効率化を進めている現状では、例えば、郵送による通知、電話やFAXによる照会への対応などには簡単には応じられないという实际的な理由があり、また、登記情報通知事項の範囲について、図面などの添付書類等を含むのかについて明文の規定がないことから、関係省庁間で解釈の相違があることなども障害事由となっていると考えられる。

（2）電子化未了登記所からの登記情報通知に係る検討課題の実現方策

上記（1）でみたとおり、電子化未了登記所からの登記情報通知に係る改善要望事項の実現のためには、登記所側が懸念する事務処理量や事務処理経費の増加などの障害事由が生じないように配慮するなどの現実的な実現方策を考える必要があると思われる。実現方策の具体的な例としては、次のようなことが考えられる。

通知の收受方法の改善、通知漏れ・記入誤り・記入漏れの防止等

- 平成9年度に実施したアンケート調査（以下「9年度アンケート調査」という。）によれば、登記所から市町村に対する登記情報通知の收受方法は、大多数の市町村が月1回～2回、登記所に出向いて受け取るという方法で行っている。登記所は、法律上、市町村に対する通知義務を負っているものであり、市町村が登記所に出向いて收受するというのは、本来の姿とはいえないと考えられ、また、登記所と市町村との間で登記情報通知の收受方法についての明確なルール化がなされておらないため、市町村側に不安感が存在しており、このため、その改善を求める意見が多くなっている。それとともに、登記所からの登記情報の通知に際する通知漏れ・記入誤り・記入漏れの防止を求める意見も多く寄せられている。
- 通知の收受方法の改善、通知漏れ・記入誤り・記入漏れの防止などは、法務省の不動産登記事務取扱手続準則（昭和32年法務省民事甲1127号）等の改正を要しないものであり、登記所と関係市町村との協議により、ある程度の解決策を見出だすことが可能であると思われるが、現在のところ協議の場がないという状況にある。
- したがって、さしあたり、まず法務省と総務省との間で協議し、両省共同で登記所と関係市町村との間で登記情報通知制度の運用改善についての協議することを提言・奨励し、両者間での協議の場設定の醸成を積極的に図るべきである。なお、この際には、登記情報通知制度の趣旨に沿った收受方法を明確に示すとともに、登記情報通知制度の運用改善には、登記所・市町村の協調体制の下で行われることが必要不可欠であることを踏まえ、市町村側からの一方的な要望の場とするのではなく、たとえば、市町村から登記所に対する資産評価額の通知方法などについても、協議対象となるものであることを明確にすべきであるとする。

図面等の添付書類の送付、職権訂正などによる登記申請書受理後の補正事項の通知、付属建物や表示登記に係る登記情報の通知等

- 9年度アンケート調査では、図面等の添付書類の送付など法務省の不動産登記事務取扱手続準則（昭和32年法務省民事甲1127号）などの改正を要する事項についても、多くの市町村から改善要望意見が出されている。
- これらについては、法務省と総務省との間で、登記情報通知制度における通知事項であるか否かについて解釈の相違があるともいわれている。これらの登記情報は、市町村が課税する上では必要な情報であることから、市町村にとっては切実な問題であると思われるが、不動産登記事務取扱手続準則などの改正を要する事項であることから、登記所と市町村との間だけでは、改善できない事項である。
- したがって、これらの事項については、法務省と総務省との間で協議を進め、改善要望事項の対象となっている登記情報が市町村が正確な課税処理をする上で必要不可欠な情報であるかどうか、これらの情報入手が登記所に限定されているのかなどの検討結果を踏まえて、妥当な結論を見出だすこととすべきであるとする。

（＊）一部、電子化終了登記所からの登記情報通知に係る検討課題の改善要望事項も含んでいる。

2 電子化終了登記所からの登記情報通知に係る検討課題の実現方策

電子化終了登記所からの登記情報通知と電子化未了登記所からのそれとの比較については、平成10年度の調査研究において、神戸市で実態調査を実施して 実態把握を行ったところであるが、大きく変化したところは、不動産異動登記一覧表を電算機から出力し、これをもって市町村に通知することとしたこと、これに伴って、電子化終了登記所からの登記情報通知書の様式が統一化されたことであり、それ以外は従前と同様である。しかしながら、

大部分の市町村で課税事務の電算処理化がなされていることから、市町村側からは、電子化された登記所からの登記情報通知については、本年度に実施したアンケート調査では、電子化終了登記所の管轄内市町村数の割合が34.4%に過ぎないにも拘らず、全市町村のうちの60.3%の市町村が、電子化された磁気媒体による通知を望んでいる。

したがって、平成10年度報告書で提言している電子化終了登記所からの登記情報通知に係る検討課題の調査研究各課を踏まえて提言された改善要望事項は、現在でも依然として、重要な検討課題であるといえる。

(1) 電子化終了登記所からの登記情報通知に係る検討課題の実現状況

電子化終了登記所からの登記情報通知に係る検討課題の調査研究結果は、平成9年度の報告書において改善要望事項として提言されており

(*)、その改善状況は、第3章・1の一覧表のとおりであるが、市町村の最も期待している電子化された磁気媒体による通知が実現されている市町村はなく、したがって、これを前提にしたコード体系の標準化、電算データ変換のためのプログラム構築などの検討にも着手されていない。

電子化された磁気媒体による通知の実施は、制度改正の必要もなく、専ら実務上の運用問題であるが、これが実現しないのは、登記所の電子化事業がまだ途上であることや、磁気媒体への電算機出力作業の繁雑さ、事務処理経費の増加などが考えられる。なお、平成10年度報告書の提言による改善要望事項の中には、登記所と市町村とのオンライン化もあるが、これについては、オンライン敷設費用などの点から考えて、今後の中・長期的な検討課題として、考えるべきであると思われる。

(2) 電子化終了登記所からの登記情報通知に係る検討課題の実現方策

上記(1)でみたとおり、電子化終了登記所からの登記情報通知に係る改善要望事項の改善状況はほとんど実現されていないが、これを実現するためには、電子化未了登記所からの登記情報通知に係る改善要望事項の場合と同じく、登記所と市町村の双方にとって、事務負担軽減となるような現実的な実現方法を模索すべきであると考えられる。電子化終了登記所からの登記情報通知に係る主要な改善要望事項に関する実現方策については、次のとおりである。

電子化された磁気媒体による通知の実施

市町村が電子化された磁気媒体による通知の実施を強く望んでいるのは、大多数の市町村が課税事務の電算処理を行っていることから、これによって登記所からの不動産異動登記一覧表を電子情報として入力する手数がなくなり、また、入力の際に生ずるミスを防止できるなどメリットが大きいからである。他方、登記所はこれによって電算機から紙にプリントアウトしていたのを、磁気媒体に転換することが必要となるが、さほど大きい事務量増加とはならないと考えられ、これを実施することにより、市町村からの照会などの雑務から解放されることから、双方にとってメリットがあると思われる。ただし、登記所側からすれば、若干の経費負担増となることは避けられないと考えられることを考慮すべきであると思われる。

以上のことから、とりあえず、電子化終了登記所から市町村への登記情報の通知を電子化された磁気媒体による通知とすること早期の実施を目指して法務省・総務省間で協議に着手すべきであると考えられる。また、この際には、相互互惠の観点から、課税事務を電算処理している市町村から登記所への資産評価額通知の電子化された磁気媒体による通知についての実現についても検討することも考えられる。

共有不動産の所有者に関する登記情報不表示の矯正

共有不動産の共有所有者が6名以上の場合、登記所の電算システムの様式上、電子化登記所から市町村に対する登記情報の通知には、5名分

の登記情報しか通知されていないので、市町村の課税事務処理上、不便を強いられている。法務省が本年度から運用を開始した電子登記情報提供システムにおいては、このような物件についてもおおむね全所有者の登記情報が提供されていることから、電算機の処理能力上の制約からではなく、プリントアウトシステム上の問題であり、法務省が指導するとしている手書きによる補正が事実上困難であると考えられることから、早急に様式・システムを改善することとすべきである。

登記申請書複本の添付

平成10年度報告書での改善要望事項のうちには、電子化された磁気媒体による通知が実施された場合にも、これまでどおり登記申請副本を添付すべきとの事項がある。これは電子化終了登記所からの不動産登記異動通知一覧表には、図面等の添付書類がないことから、電子化未了登記所からの通知でなされていた登記申請副本による通知を併せて実施して欲しいという要望であり、登記所の公図の電子化が進んでいない現在、切実な課題であると思われる。法務省・総務省間での協議により実現されることを期待したい。

磁気媒体による通知に際して検討すべき改善事項

電子化終了登記所からの登記情報通知に係る検討課題のうち、コード体系の標準化、電算データ変換のためのプログラム構築などの事項については、電子化終了登記所から市町村への登記情報の通知を電子化された磁気媒体による通知とすることに関する協議の進展をみながら、併せて検討していくべきものと考えられる。

全件照合の突合資料の提供

- 本年度の委員会及び登記情報部会における各委員の登記情報通知制度上の改善意見については第5章末尾のとおりであるが、この中には、電子化終了登記所管轄内の市町村における全件照合に関する課題についての意見が多数提言されている。
この全件照合に関する課題は、これまでに市町村が実施してきた土地及び家屋の課税台帳と登記簿との全物件照合が、電子化終了登記においては、これまで市町村が突合資料として用いてきた登記簿が電子化されることから（不動産登記法151の2）、これを用いての全件照合は事実上不可能となるという事態への対処方策に係るものである。
- 市町村における全件照合は、課税事務の正確性を期す上で必要欠くべからざるものであり、したがって、これを実施する上で必要となる登記簿に代わる突合資料提供の実現方策を講ずるべきである。その具体的方策としては、法務省が本年度から運用を開始した電子登記情報提供システムによる年1回の全物件打ち出しを実施することの可否について、検討すべきである。
- なお、この場合における全物件打ち出し資料は、ほとんどの市町村が課税事務を電算処理していることから、電子化された磁気媒体によることが適当であると考えられること、及びこれを有料で提供を受ける場合には、全件照合の場合には対象物件数が膨大な数となることから、市町村の経費負担が多額に上ることになるので、スケールメリットが働くことを考慮して経費負担額の軽減措置を講ずることも併せて検討すべきである。

(*) 一部、電子化未了登記所からの登記情報通知に係る検討課題の改善要望事項も含む。

第7章 電子登記情報提供制度の運用開始など最近の状況変化を踏まえた検討課題の実現方策

登記所における登記事務処理については、近年における登記事務処理量の増大に対処するための登記事務処理の電算化やこれに伴う登記情報の電子化の進捗、さらには最近におけるIT社会に対応したインターネットによる電子登記情報提供システムの運用開始などの新しい状況が生じている。また、国や地方公共団体における行政事務処理全体についてもIT社会に対応した施策が相次いで打ち出され、その一環として、国の機関相互間、国・地方公共団体相互間、地方公共団体相互間における行政情報の交換については、電子ネットワークシステムを通じた電子情報によるべきものとされており、その具体的な電子情報伝達システムとして、霞ヶ関WAN及び総合行政ネットワーク（LGWAN）が、運用され又は運用開始されようとしている。

登記情報通知制度は、法律に基づいて運用されている国・地方公共団体における行政情報交換制度であり、最近におけるこうした状況に対応した望ましい制度を構築しなければならないと考えられることから、本年度の調査研究においては、

法務省が本年度から運用を開始したインターネットによる
電子登記情報提供サービスの活用方策
国が推進している電子情報による行政情報交換制度の活用
方策

の二つの検討課題を設けて調査検討した。

1 法務省のインターネット登記情報提供サービスの活用方策

法務省が本年度から運用を開始したインターネットによる電子登記情報提供サービス制度の内容については、第4章・2においてみてきたとおりであるが、地方公共団体がこれを用いて、課税上必要な登記情報を得ることができれば、市町村としては、正確かつ速やかな登記情報を随時入手できることとなる。

しかしながら、同サービスは有償によるものであり、本来無償でなされている登記情報通知とは趣旨が異なること、同サービスによる登記情報は、市町村が必要としている一定期間における不動産の異動登記情報のみを検索して提供を受けることができないことなどの問題があることから、これらの課題について検討し、法務省のインターネット登記情報提供サービスの活用方策を探ることとしたものである。

（1）法務省のインターネット登記情報提供サービスにより登記情報を入手する場合の課題

市町村が、法務省のインターネット登記情報提供サービスを利用して、課税上必要な登記情報を入手する場合の課題としては、次のようなものがある。

- ア 電子登記情報提供システムの利用は有料であり、法令上、登記所からの登記情報通知制度が存在するのに、これを活用しないで別途有料の登記情報提供システムを利用することについての合理的な説明が困難であると考えられること。
- イ 電子登記情報提供システムは、市町村がこれを利用とした場合、一般利用者と異なり利用件数が膨大な数となることから、1件当たり980円を支払って利用することは、財政的負担が大き過ぎると思われること。

- ウ 市町村における税務事務の電算処理システムは様々であり、電子登記情報提供システムによる電子登記情報を市町村が加工しなければ、活用できない場合が考えられ、この場合、処理時間や処

理コストとの比較で、従来からの登記情報通知制度による登記情報入手の改善といえるかどうか疑問がある結果となること。

エ 市町村では僅かながらも税務事務の電算処理システム未導入の市町村が存在しており（全市町村の約3%）、これらの市町村にとって、電子登記情報提供システムを利用した登記情報入手では、従来からの登記情報通知制度による登記情報入手の改善に繋がらないこと。

（２）登記情報提供制度と登記情報通知制度の関係

電子登記情報提供システムは、電子登記情報提供法の定めるところにより、国民一般に対する電子登記情報を提供するためのものであり、行政機関相互における行政情報交換制度である登記情報通知制度とは趣旨を異にしており、法務省もこれを登記情報通知制度上に転用することは困難との見解に立っているといわれている。

このことから、電子登記情報提供システムを活用した市町村への電子登記情報通知制度を構築するためには、電子登記情報提供制度上、電子登記情報提供法の改正など法律改正を含む制度改革が必要であり、また、登記情報通知制度の上でも、電子化終了登記所からの電子化された磁気媒体による通知が単なる通知媒体の変更であると観念されるのに対して、根本的な通知方法の変更であるとも考えられることから、制度改革の可否など慎重な検討が必要となる。

（３）登記情報提供システムを活用した登記情報通知システム構築する上での課題

登記情報提供システムを活用した登記情報通知システムを構築するには、上記(2)でみたように、登記情報提供制度と登記情報通知制度の設立趣旨の相違などの制約があるが、仮に関係省庁間での合意が得られ、これを構築するものとした場合、検討しておくべき課題としては、次のようなことがあると考えられる。

- ・ 国の事務を代行する機関創設の場合の法的整備（指定法人制度）
- ・ 技術的な問題点（登記情報提供システムは、民事法務協会を経由して各個別登記所へ直接アクセスする方式であり、全国的センターによる配信方式は技術的に困難であると思われることなど）
- ・ 費用負担軽減の可否
- ・ 異動情報による検索機能付加の可否

（４）登記情報提供システムを活用した登記情報通知システム構築に向けた検討の必要性

以上のように、登記情報提供システムを活用した登記情報通知システム構築は、制約が多く、直ちにこれを実現できる環境にはないが、同システムの活用による登記情報の入手は、登記所における登記情報の電子化終了時以降において、市町村が正確かつ迅速に登記情報を入手する上で、現在のところ、技術的には実現可能性の高い方法の一つであると考えられる。したがって、市町村が望む正確かつ速やかな登記情報が入手できる新しい登記情報通知制度を構築する上での有力な検討対象として、中・長期的に検討していくべき重要な課題であると考えられる。

なお、税務事務に関わる国と地方公共団体との行政情報提供の事例としては、都道府県と運輸省自動車登録センターとの間での自動車の移動情報提供の例がある。国が有する行政情報を、国と地方公共団体との相互協力により有効活用している事例であり、登記情報提供システムを活用した登記情報通知システムを構築す

る上で参考にすべきであると思われる。

2 行政情報の電子化と電子情報による行政情報交換制度の活用方策

国においては、現在におけるIT社会に対応した施策を推進するために、総理大臣を本部長にした「情報通信戦略本部（IT戦略本部）」を設置するなどして、IT社会創設のための施策を推進してきているが、国・地方公共団体における行政事務処理全体についても、IT社会に対応した施策が相次いで打ち出され、その一環として、国の機関相互間、国・地方公共団体相互間、地方公共団体相互間における行政情報の交換については、電子ネットワークシステムを通じた電子情報によるべきものとされており、その具体的な電子情報伝達システムとして、霞ヶ関WAN及び総合行政ネットワーク（LGWAN）が運用され又は運用開始されようとしている。登記所から市町村に対する登記情報通知制度は、国・地方公共団体間の行政情報交換制度の一環をなすものであり、この国のIT施策に基づく霞ヶ関WAN及び総合行政ネットワークを活用した登記情報通知システム構築について検討しておく必要があると考えられる。

（1）国における行政情報電子化の取り組み

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）

（巻末参考資料、以下「資料」という。7 - 1）

e - j a p a n戦略（資料7 - 2）

IT基本法により設置された高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部が、平成13年1月22日に策定したもので、5年以内に世界最先端のIT国家とすることを目指し、超高速ネットワークのインフラ整備や、電子政府の実現など4項目の重点政策を定めたIT基本戦略である。

その中の「第 章重点政策分野」において、電子政府の実現が掲げられている。

電子政府の基本的考え方として、「3（1）基本的考え方」の中に、「電子政府は、行政内部や行政と国民・事業者との間で書類ベース、対面ベースで行われている業務をオンライン化し、情報ネットワークを通じて省庁横断的、国・地方一体的に情報を瞬時に共有・活用する新たな行政を実現するものである。」とされている。

電子政府の実現により、「誰もが、国、地方公共団体が提供するすべてのサービスを時間的・地理的な制約なく活用することを可能とし、快適・便利な国民生活や産業活動の活性化を実現することになる。即ち、自宅や職場からインターネットを経由し、実質的にすべての行政手続の受付が24時間可能となり、国民や企業の利便が飛躍的に向上する。」とされ、「電子政府は、ITがもたらす効果を日本社会全体で活用するための社会的基盤となるものである。」とうたわれている。

電子政府実現の目標として、「文書の電子化、ペーパーレス化及び情報ネットワークを通じた情報共有・活用に向けた業務改革を重点的に推進することにより、2003年度には、電子情報を紙情報と同等に扱う行政を実現し、ひいては幅広い国民・事業者のIT化を促す。」とある。

具体的な推進方策として政府が行う施策が定められており、行政（国・地方公共団体）内部の電子化として、「文書の原本性、セキュリティを確保しつつ、ペーパーレス化のための業務改革を実施し、行政主体間における情報の収集・伝達・共有・処理を電子化する。」とあり、官民接点のオンライン化として「2003年までに、国が提供する実質的にすべての行政手続きをインターネッ

ト経由で可能とする。」「また、行政サービスのオンライン化を見据え、行政組織の枠を超えて利用可能で、電子印鑑の機能を持ち、セキュリティの高い行政ICカードを早急に導入する。ネットワークを通じた行政ICカードの相互運用性を確保する視点から、早急にモデルシステムの開発等に着手する。」とされている。

(2) 電子情報による行政情報交換施策の具体化

霞ヶ関WANについて(資料7-3)

電子政府を実現するものの一つとして、中央省庁のLAN(庁舎内ネットワーク;Local Area Network)を結ぶ省庁間ネットワーク(Wide Area Network)である「霞ヶ関WAN」がある。

霞ヶ関WANは、「行政情報化推進基本計画」(平成6年12月25日閣議決定。資料7-4参照。)に基づいて整備したものであり、すでに平成9年1月から運用を開始している。

霞ヶ関WANは、電子メールや電子文書交換システムなどによる省庁間のコミュニケーションの迅速化・高度化や、法令、白書等のデータベースによる情報共有の推進を図るための総合的なネットワークである。

総合行政ネットワーク(Local Government WAN)について

霞ヶ関WANは中央省庁間での電子情報の相互利用を目的としたものであるが、電子政府を実現するためには、もう一方で地方公共団体間の電子情報の相互利用の体制整備も不可欠である。

現在、各種の政策方針の中では、総務省が旧自治省自体から調査研究を進めている「総合行政ネットワーク」によって、地方公共団体間の情報化を推進することとされている。

総合行政ネットワークは、将来的には霞ヶ関WANと接続して、それにより国と地方公共団体間で電子情報の相互利用体制が整い、電子政府が実現されることとなる。

政府の施策における総合行政ネットワークの整備推進について

自治事務等に係る申請・届出等手続きのオンライン化の推進に関する政府の取り組み方針(資料7-5)

平成12年12月20日に、地方公共団体が、住民への各種の申請や届出についてインターネット等を通じて手続きのオンライン化を図ることができるように、国が行う環境整備の取り組み方針について決定したものである。

「2 国の取り組み」の中の「(1) IT化の標準化の提示」において、「イ 総合行政ネットワークの整備」として「地方公共団体間を相互に接続するとともに、国のネットワークである霞ヶ関WANとも接続する広域的でセキュリティの高い総合行政ネットワークは、国・地方を通じた情報化の基盤として早急な整備が求められるものである。」とされている。

地域IT推進のための自治アクションプラン(資料7-6)

地方公共団体が早急に取り組むべきIT情報化施策について検討を行うべく自治省に設置された「IT革命に対応した地方公共団体における情報化推進本部(地域IT推進本部)」により、平成12年12月25日に策定されたもので、自治省が地方公共団体のIT化推進を支援するために実施する事項について具体的に示したものである。

「個別事項」「1 行政におけるオンライン化の推進」の「(1) 総合行政ネットワークの整備」の中に、総合行政ネットワーク整備の施策目標が定められており、「迅速な文書交換

等を実現し、地方行政の高度化、効率化を実現するため、機密性の高い地方公共団体間のネットワークの構築を推進するとともに、霞ヶ関WANとの接続も図る。」とされている。

行政ネットワークの概要

平成12年10月に、自治大臣官房情報政策室の作成による「総合行政ネットワーク説明書（第一版）」（資料7-7）の中で、「国の各省庁間においては、行政機関の閉じたネットワークである霞ヶ関WANが平成9年1月より運用を開始しており、地方公共団体においてもこれらの政府の取り組みを踏まえて社会的環境の変化、情報通信技術の発展等にも対応するため、行政情報化の基盤整備が求められているところです。自治省としては、このような社会的要請に対応して、約3,300の地方公共団体により構成される行政機関の閉じたネットワークである総合行政ネットワークの構築に関して、平成9年度から平成11年度までの3か年、調査研究を行ってきました。」という経過から始まり、その内容についても記載されている。

「4-(1)総合行政ネットワークにおける役割と責任」での実施主体ごとの役割と責任について述べている部分の概要を、以下に記載した。

なお、平成12年3月に発表された「総合行政ネットワーク構築に関する調査研究最終報告書」の要約は資料7-8を参照。

・都道府県

都道府県は、庁内LANを中心に自組織のネットワークを整備し、管理、運用を行っている。（都道府県LAN）。

都道府県には、総合行政ネットワーク専用の設備拠点（広域行政NOC（Network Operation Center））を準備し、そこに市町村が接続を図ることとなる。

そして、総合行政ネットワークの運営主体（財団法人地方自治情報センター）と、各広域行政NOCを相互に接続することで、総合行政ネットワークが構成される。

都道府県は管内の市町村に対してASPとなり、広域行政ネットワーク内の業務運営を、総合行政ネットワーク運営主体と調整しつつ、部分的に行うことになる。

・市町村

市町村は、庁内LANを中心に、自組織内部ネットワークを整備し、管理、運用を行っている。（市町村LAN）

市町村LANは、原則として総合行政ネットワーク運営主体の用意するアクセス回線を利用して、広域行政NOCへと接続する。

この広域行政NOCを通じて各種アプリケーションやアプリケーション共通基盤ネットワークサービスの提供を受けることとなる。

・総合行政ネットワーク運営主体（財団法人地方自治情報センター）

総合行政ネットワーク運営主体は、地方公共団体との合意で定義される役割と責任範囲において、総合行政ネットワークを一元管理する総合行政ネットワーク拠点の構築、維持、管理、運営を行う。

・霞ヶ関WAN

霞ヶ関WANは、平成9年1月に運用開始された国の行政機関を結ぶ行政専用のネットワークで、総合行政ネットワークと霞ヶ関

WANとを接続することにより、各省庁との文書交換であるとか、お互いの持つコンテンツの相互利用による情報共有を促進し、高度利用を図ることができる。

総合行政ネットワーク整備の推進

今後の総合行政ネットワーク整備の推進について、上述の各種政策の中では次のように述べられている。

・ e - j a p a n戦略

「e - j a p a n戦略」では、「都道府県、市町村のレベル毎に地方公共団体によるシステムの共有等を奨励し、2003年度までに全地方公共団体の総合行政ネットワークへの接続の完成を目指す。」とされている。

・自治事務等に係る申請・届出等手続きのオンライン化の推進に関する政府の取り組み方針

「自治事務等に係る申請・届出等手続きのオンライン化の推進に関する政府の取り組み方針」においては、「都道府県及び政令指定都市については平成13年度まで、その他の市町村については平成15年度までに構築を行い、順次運用を開始することが望まれる。」とされている。

・地域IT推進のための自治アクションプラン

「地域IT推進のための自治アクションプラン」においては、「平成13年度までに都道府県・政令指定都市、平成15年度までに全ての市町村との構築を推進する。」とされている。

3 電子情報による行政情報交換制度を活用した登記情報通知システム

(1) 国・地方公共団体間における電子行政情報交換制度を活用した登記情報通知システム構築の可能性

現在、運用されている国の霞ヶ関WANと、現在平成15年度での市町村を含む全地方公共団体を結ぶシステムとしての運用を目指している総合行政情報ネットワークが結ばれば、これを利用して、法務省が地方公共団体に登記情報を提供することも技術的には、可能となると思われる。

現在のところ、総合行政情報ネットワークで流される情報内容などについては、検討の段階であり、したがって、これと霞ヶ関WANを通じて提供される国の行政情報の内容なども不明であるが、登記情報通知制度は、国（法務省・登記所）と市町村との間での法令の規定に基づく行政情報の交換制度であり、国と地方公共団体間での電子情報による行政情報交換が軌道に乗ることになれば、十分その対象となり得るものであると考えられる。

(2) 電子情報による行政情報交換制度を活用した登記情報通知システム構築に向けた調査検討の必要性

これまでの調査研究や本年度に実施した全地方公共団体を対象にしたアンケート調査結果によれば、大多数の市町村は、固定資産税の課税事務を電算処理しており、このことから、個別の物件の固定資産税の課税事務を処理する上で必要となる情報の多くのものを電子情報として管理し活用している状況にあり、登記情報についても課税事務を効率的に行ううえでは、多くの市町村では電子情報に変換して管理し活用している。

しかしながら、登記情報については、現在のところは、これを電子情報として入手する方がないため、一旦文書による情報と

して入手したものを各市町村が電子情報に変換して管理し活用している状況にあり、これを 当初から電子情報として入手することを強く望んでいる。

したがって、登記情報を電子情報として入手できる可能性のあるものについては、幅広く調査検討の対象として検討していくべきであり、この場合、総合行政情報ネットワークや霞ヶ関W A Nを活用した登記情報通知システムは、その有力な候補であるといえる。

総合行政情報ネットワークや霞ヶ関W A Nを活用した登記情報通知システムを構築する上では、総合行政情報ネットワークや霞ヶ関W A Nを通じた各個別登記所へのアクセスの可否、平成12年度から運用を開始した法務省・民事法務協会によるインターネットによる登記情報提供制度との関係、個人情報保護条例による保護対象情報の整理など、幾多の課題があるが、何よりも、市町村が正確かつ迅速に電子情報による登記情報が入手でき、かつ、登記所における市町村への通知事務処理の負担軽減にも資することができるような土台づくりを目指して、法務省・総務省が協調して検討課題として取り上げ、中・長期的に検討していくことを期待したい。

なお、法務省・総務省がこれについて検討していく場合には、より実効的な有効な活用方策を見出だすために、現実にご利用することとなる 市町村にも参加を呼びかけることとすべきである。

地方税法第三章市町村の普通税第二節固定資産税

第四款 固定資産課税台帳

(固定資産課税台帳等の備付け)

第三百八十条 市町村は、固定資産の状況及び固定資産税の課税標準である固定資産の価格を明らかにするため、固定資産課税台帳を備えなければならない。

2 市町村は、総務省令で定めるところにより、前項の固定資産課税台帳の全部又は一部の備付けを電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下本節において同じ。）の備付けをもつて行うことができる。

3 市町村は、第1項の固定資産課税台帳のほか、当該市町村の条例の定めるところによつて、地籍図、土地使用図、土壌分類図、家屋見取図、固定資産売買記録簿その他固定資産の評価に関して必要な資料を備えて逐次これを整えなければならない。

(固定資産課税台帳の登録事項)

第三百八十一条 市町村長は、土地課税台帳に、総務省令で定めるところによつて、土地登記簿に登録されている土地について不動産登記法第七十八条の規定により登記する事項、所有権、質権及び百年より永い存続期間の定めのある地上権の登記名義人の住所及び氏名又は名称並びに当該土地の基準年度の価格又は比準価格（第三百四十三条第2項後段及び同条第4項の場合にあつては、当該各項の規定によつて固定資産税を課されることとなる者の住所及び氏名又は名称並びにその基準年度の価格又は比準価格）を登録しなければならない。

2 市町村長は、土地補充課税台帳に、総務省令で定めるところによつて、土地登記簿に登録されていない土地でこの法律の規定によつて固定資産税を課することができるものの所有者の住所及び氏名又は名称並びにその所在、地番、地目、地積及び基準年度の価格又は比準価格を登録しなければならない。

3 市町村長は、家屋課税台帳に、総務省令で定めるところによつて、建物登記簿に登録されている家屋について不動産登記法第九十一条の規定により登記する事項、所有権の登記名義人の住所及び氏名又は名称並びに当該家屋の基準年度の価格又は比準価格（第三百四十三条第2項後段及び同条第4項の場合にあつては、当該各項の規定によつて固定資産税を課されることとなる者の住所及び氏名又は名称並びにその基準年度の価格又は比準価格）を登録しなければならない。

4 市町村長は、家屋補充課税台帳に、総務省令で定めるところによつて、建物登記簿に登録されている家屋以外の家屋でこの法律の規定によつて固定資産税を課することができるものの所有者の住所及び氏名又は名称並びにその所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び基準年度の価格又は比準価格を登録しなければならない。

5 市町村長は、償却資産課税台帳に、総務省令で定めるところによつて、償却資産の所有者（第三百四十三条第8項の場合にあつては、同項の規定によつて所有者とみなされる者とする。第三百八十三条並びに第七百四十二条第1項及び第3項において同じ。）の住所及び氏名又は名称並びにその所在、種類、数量及び価格を登録しなければならない。

6 市町村長は、前5項に定めるものの外、第三百四十九条の三又は第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける固定資産については当該固定資産の価格にこれらの規定に定める率を乗じて得た金額を、第三百四十九条の又は第三百四十九条の三の

規定の適用を受ける償却資産についてはこれらの規定によつて市町村が固定資産税の課税標準とすべき金額を固定資産課税台帳に登録しなければならない。

- 7 市町村長は、土地登記簿又は建物登記簿に登録されるべき土地又は家屋が登記されていないため、又は地目その他登記されている事項が事実と相違するため課税上支障があると認める場合においては、当該土地又は家屋の所存地を管轄する登記所にそのすべき登記又は登記されている事項の修正その他の措置をとるべきことを申し出ることができる。この場合において、当該登記所は、その申出を相当と認めるときは、遅滞なく、その申出に係る登記又は登記されている事項の修正その他の措置をとり、その申出を相当でないと認めるときは、遅滞なく、その旨を市町村長に通知しなければならない。
 - 8 市町村長は、第三百四十三条第6項の規定に基づいて仮換地等、仮使用地、保留地又は換地に係る同条第1項の所有者とみなされる者に対して固定資産税を課する場合においては、総務省令で定めるところによつて、当該仮換地等、仮使用地、保留地又は換地の所有者とみなされる者の住所、氏名又は名称並びにその所在、地目、地積及び基準年度の価格又は比準価格を別紙に登録して、これを当該仮換地等若しくは換地に対応する従前の土地又は仮使用地若しくは保留地が登録されている土地課税台帳又は土地補充課税台帳に添付しなければならない。この場合においては、当該従前の土地又は仮使用地若しくは保留地については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、土地課税台帳又は土地補充課税台帳に基準年度の価格又は比準価格を登録することを要しないものとし、当該土地課税台帳又は土地補充課税台帳に添付した別紙は、この法律の規定の適用については、土地補充課税台帳とみなす。
 - 9 市町村は、総務省令で定めるところにより、前項の別紙の作成を電磁的記録の作成をもつて行うことができる。
(登記所からの通知及びこれに基づく土地課税台帳又は家屋課税台帳への記載)
- 第三百八十二条 登記所は、土地又は建物の表示に関する登記をしたときは、十日以内に、その旨を当該土地又は家屋の所在地の市町村長に通知しなければならない。
- 2 登記所は、土地又は建物の表示に関する登記をしたときは、十日以内に、その旨を当該土地又は家屋の所在地の市町村長に通知しなければならない。
 - 3 市町村長は、前2項の規定による登記所からの通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該土地又は家屋についての異動を土地課税台帳又は家屋課税台帳に記載(当該土地課税台帳又は家屋課税台帳の備付けが第三百八十条第2項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行われている場合にあつては、記録。以下本項において同じ。)をし、又はこれに記載をされた事項を訂正しなければならない。

電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律

公布：昭和六十年五月一日法律第三十三号

改正：平成十一年五月十四日法律第四十三号

施行：平成十三年四月一日

改正：平成十一年十二月二十二日法律第一百六十号

施行：平成十三年一月六日

（趣旨）

第一条 この法律は、最近における不動産登記、商業登記その他の登記の事務の処理の状況にかんがみ、電子情報処理組織の導入によるその処理の円滑化を図るための措置等につき必要な事項を定めるものとする。

（登記ファイルへの記録）

第二条 法務大臣が指定する登記所においては、登記簿に記載されている事項を、法務省令で定めるところにより、登記ファイルに記録することができる。

2 前項の規定による記録は、電子情報処理組織によつて行う。

3 第一項の指定は、告示してしなければならない。

（登記ファイルに記録されている事項を証明した書面）

第三条 何人でも、手数料を納付して、登記官に対し前条第一項の登記ファイルに記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付を請求することができる。

2 何人でも、手数料のほか郵送料を納付して、前項の書面の送付を請求することができる。

3 第一項の手数料の額は、物価の状況、同項の書面の交付に要する実費その他一切の事情を考慮して、政令で定める。

4 第一項の手数料の納付は、法務省令で定めるところにより、登記印紙をもつてしなければならない。

第四条 前条第一項の規定に基づいて交付された書面は、民法（明治二十九年法律第八十九号）民事執行法（昭和五十四年法律第四号）その他の法令の規定の適用については、登記簿の謄本又は抄本とみなす。

(国の責務)

第五条 国は、電子情報処理組織を用いて登記を行う制度その他の登記事務を迅速かつ適正に処理する体制の確立に必要な施策を講じなければならない。

2 法務大臣は、前項の施策のうち重要なものを講ずるに当たっては、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)

第六条 登記ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

(省令への委任)

第七条 この法律に定めるもののほか、第三条第一項の書面の交付に関する手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、法務省令で定める。

附 則

この法律は、昭和六十年七月一日から施行する。

附 則 [平成十一年五月十四日法律第四十三号] [抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「情報公開法」という。）の施行の日から施行する。[後略]

附 則 [平成十一年十二月二十二日法律第百六十号] [抄]

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

二 第三章（第三条を除く。）及び次条の規定 平成十二年七月一日

不動産登記法

第二章 登記所及ヒ登記官

(管轄登記所)

第八条 登記事務ハ不動産ノ所在地ヲ管轄スル法務局若クハ地方法務局若クハ此等ノ支局又ハ此等ノ出張所カ管轄登記所トシテ之ヲ掌ル

2 不動産ガ数箇ノ登記所ノ管轄区域ニ跨ガルトキハ法務省令ノ定ムルトコロニ依リ法務大臣又ハ法務局若クハ地方法務局ノ長ニ於テ管轄登記所ヲ指定ス

第四章 登記手続

第二節 不動産ノ表示ニ関スル登記手続

第一款 土地ノ表示ニ関スル登記手続

(土地の表示の登記の登記事項)

第七十八条 土地ノ表示ノ登記ニ於テハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

- 一 土地所在ノ郡、市、区、町村及ビ字
- 二 地番
- 三 地目
- 四 地積
- 五 所有権ノ登記ナキ土地ニ付テハ所有者ノ氏名、住所若シ所有者ガ二名以上ナルトキハ其持分

第二款 建物ノ表示ニ関スル登記手続

(建物の表示の登記)

第九十一条 建物ノ表示ノ登記ニ於テハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

- 一 建物所在ノ郡、市、区、町村、字及ビ地番
- 二 家屋番号
- 三 種類、構造及ビ床面積
- 四 建物ノ番号アルトキハ其番号
- 五 附属建物アルトキハ其種類、構造及ビ床面積
- 六 所有権ノ登記ナキ建物ニ付テハ所有者ノ氏名、住所若シ所有者ガ二名以上ナルトキハ其持分

2 建物又ハ附属建物ガ一棟ノ建物ヲ区分シタルモノナルトキハ前項第二号乃至第六号ニ掲ゲタル事項ノ外左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

- 一 一棟ノ建物ノ所在ノ郡、市、区、町村、字及ビ地番
- 二 一棟ノ建物ノ構造及ビ床面積
- 三 一棟ノ建物ノ番号アルトキハ其番号
- 四 建物ノ区分所有等ニ関スル法律(昭和三十七年法律第六十九号) 第二条第六項ノ敷地利用権タル登記シタル権利ニシテ建物又ハ附属建物ト分離シテ処分スルコト能ハ

サルモノ（以下敷地権ト称ス）アルトキハ其権利ノ表示

- 3 区分所有権ノ目的タル建物ノ属スル一棟ノ建物ノ共用部分ニ付テノ建物ノ表示ニ関スル登記ハ建物ノ区分所有等ニ関スル法律第四条第二項ノ規定ニ依リ共用部分ト為シタルモノニ付テノミ之ヲ為ス
但共用部分タル旨ノ登記アル建物ニ付テハ第一項第六号ニ掲ゲタル事項ハ之ヲ登記スルコトヲ要セズ
- 4 前項但書ノ規定ハ団地共用部分タル旨ノ登記アル建物ニ之ヲ準用ス

電気通信回線による登記情報の提供に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、登記情報を電気通信回線を利用して提供する制度を設けることにより、登記情報をより簡易かつ迅速に利用することができるようにし、もって取引の安全と円滑に資することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「登記情報」とは、法務大臣が指定する登記所における不動産登記、商業登記その他政令で定める登記についての磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む）をもって調整された登記簿に記録されている情報で次に掲げるものをいう。ただし、電気通信回線を使用して提供することに適しないものとして法務省令で定めるものを除く。

- 一 当該登記簿に記録されている事項の全部についての情報
- 二 当該登記簿に記録されている事項の一部についての情報で法務省令で定めるもの

2 前項の指定は告示してしなければならない。

(指定等)

第三条 法務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その者の同意を得て、全国に一に限って、次条第1項に規定する業務（以下「登記情報提供業務」という）を行う者として指定することができる。

- 一 登記情報提供業務を適確かつ円滑に行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。
- 二 民法第三十四条の規定により設立された法人であって、その役員又は職員の構成が登記情報提供業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 三 登記情報提供業務以外の業務を行っているときは、その業務を行うことによって登記情報提供業務が不公正になるおそれがない者であること。
- 四 第十三条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。
- 五 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - ロ この法律又は不動産登記法の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ハ 第十条第2項の規定による命令により解任され、解任の日から五年を経過しない者

- 2 法務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定法人」という）の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。
- 3 指定法人は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を法務大臣に届け出なければならない。
- 4 法務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

（業務等）

第四条 指定法人は、登記情報の電気通信回線による閲覧をしようとする者の委託を受けて、その者に対し、次項の規定による提供を受けた登記情報を電気通信回線を使用して送信することを業務とする。

- 2 指定法人は、前項の業務を行うため、当該委託に係る登記情報の提供を電気通信回線を使用して請求することができる。
- 3 指定法人は、前項の規定による請求に係る登記情報の提供を受けたときは、法務省令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。
- 4 前項の手数料の額は、物価の状況、登記情報の提供に要する実費その他一切の事情を考慮して、政令で定める。

（業務規程）

第五条 指定法人は、登記情報提供業務に関する規程（以下「業務規程」という）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 業務規程は、登記情報提供業務の実施方法、登記情報提供業務に関する料金その他の法務省令で定める事項を定めておかなければならない。
- 3 法務大臣は、第1項の認可をした業務規程が登記情報提供業務の適確かつ円滑な実施上不適當となったと認めるときは、指定法人に対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（事業計画等）

第六条 指定法人は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（第三条第1項の規程による指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変

更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定法人は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、法務大臣に提出しなければならない。

（業務の休廃止）

第七条 指定法人は、法務大臣の許可を受けなければ、登記情報提供業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（契約の締結及び解除）

第八条 指定法人は、第四条第1項の委託に係る契約（以下「情報提供契約」という）の申込者が情報提供契約を締結していたことがある者である場合においてその者につき支払期限を超えてまだ支払われていない登記情報提供業務に関する料金があるとき、その他法務省令で定める正当な理由があるときを除き、情報提供契約の締結を拒絶してはならない。

- 2 指定法人は、情報提供契約を締結した者が支払期限後二月以内に登記情報提供業務に関する料金を支払わなかったとき、その他法務省令で定める正当な理由があるときを除き、情報提供契約を解除してはならない。

（登記情報提供業務に関する目的外使用の禁止）

第九条 指定法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、登記情報提供業務に関して得られた情報を登記情報提供業務の用に供する目的以外に使用してはならない。

（役員の選任及び解任）

第十条 指定法人の役員の選任及び解任は、法務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

- 2 法務大臣は、指定法人の役員が、この法律の規定（この法律に基づく命令又は処分を含む）若しくは第五条第1項の規定により認可を受けた業務規程に違反する行為をしたときは、指定法人に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

（監督命令）

第十一条 法務大臣は、登記情報提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第十二条 法務大臣は、登記情報提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、当該業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指定の取消し等)

第十三条 法務大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登記情報提供業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 一 登記情報提供業務を適確かつ円滑に実施することができないと認められるとき。
- 二 この法律の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 三 第五条第1項の規定により認可を受けた業務規程によらないで登記情報提供業務を行ったとき。

2 法務大臣は、前項の規定による処分をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(法務省令への委任)

第十四条 この法律に定めるもののほか、登記情報提供業務に関し必要な事項は、法務省令で定める。

(罰則)

第十五条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定法人の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条の許可を受けないで登記情報提供業務の全部を廃止したとき。
- 二 第十二条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2 指定法人の役員又は職員が指定法人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、指定法人に対しても、同項の刑を科する。

電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行令

平成十二年政令第百七十七号

内閣は電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第二条第一項の政令で定める登記は、次に掲げる登記とする。

- 一 法人（合名会社、合資会社、株式会社、有限会社及び外国会社を除く。）の登記
- 一 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）による中小企業等投資事業有限責任組合契約の登記

附則

この政令は、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律の施行の日（平成十二年四月一日）から施行する。

電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則

法務省令第二十八号

電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成十一年法律第二百二十六号)第二条第一項、第四条第三項、第五条第二項、第八条及び第十四条の規定に基づき、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則を次のように定める。

平成十二年五月十五日

法務大臣 白 井 日 出 男

電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則

(提供する情報の範囲)

第一条 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成十一年法律第二百二十六号。以下「法」という。)第二条第一項ただし書の法務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 不動産についての登記情報のうち、登記簿の登記記録中甲区及び乙区に記録されている登記の数(仮登記の余白の数を含む。)が二百を超えるもの又は請求に係る情報量が百キロバイトを超えるもの

二 商業登記規則(昭和三十九年法務省令第二十三号)第百十四条第一項(他の省令において準用する場合を含む。)の規定により閉鎖された登記事項についての登記情報。ただし、同規則第五十五条第二項、第七十八条の二第一項若しくは第五項、第百六条第四項又は第百二十条第一項(これらの規定を同規則又は他の省令において準用する場合を含む。)の規定により閉鎖された登記記録に係るものを除く。

2 法第二条第一項第二号の法務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 不動産についての登記簿(共同担保目録を除く。)の登記記録に記録されている事項の全部についての情報

二 不動産の所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所又は事務所のみにについての情報

三 商業登記簿、法人(合名会社、合資会社、株式会社、有限会社及び外国会社を除く。以下この号において同じ)の登記簿又は中小企業等投資事業有限責任組合契約登記簿の登記記録に記録されている登記上の数が二百を超える場合における当該登記記録中次に掲げる区に記録されている事項の全部についての情報

イ 商号登記簿、未成年者登記簿、後見人登記簿又は支配人登記簿にあっては、商号区、未成年者区、後見人区又は支配人区

ロ 商業登記簿(イに掲げる登記簿を除く。)、法人の登記簿又は中小企業等投資事業有限責任組合契約登記簿にあっては、商号区又は名称区及び会社状態区、法人状態区又

は組合状態区並びに請求に係るその他の区

(変更の届出)

第二条 指定法人は、法第三条第三項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を法務大臣に提出しなければならない。

- 一 変更後の名称又は主たる事務所の所在地
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(手数料の納付方法)

第三条 法第四条第三項の手数料の納付は、納入の告知に従い、毎月二十五日までにその前月分の手数料に合計額を日本銀行に納付する方法によってしなければならない。

(業務規程)

第四条 法第五条第二項の法務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 登記情報提供業務の実施方法
 - 二 登記情報提供業務に関する料金
 - 三 前号の料金の支払方法
 - 四 情報提供契約の約款
 - 五 登記情報提供業務に関して得られた情報の目的外使用の禁止その他管理に関する事項
 - 六 登記情報の安全性の確保に関する事項
 - 七 その他登記情報提供業務に関し必要な事項
- 2 指定法人は、法第五条第一項前段の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に業務規程を添えて法務大臣に提出しなければならない。
- 3 指定法人は、法第五条第一項後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出しなければならない。
- 一 変更しようとする事項
 - 二 変更しようとする年月日
 - 三 変更の理由

(事業計画等)

第五条 指定法人は、法第六条第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて法務大臣に提出しなければならない。

- 2 指定法人は、法第六条第一項後段の規定により事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出しなければならない。
- 一 変更しようとする事項
 - 二 変更しようとする年月日
 - 三 変更の理由

(業務の休廃止)

第六条 指定法人は、法第七条の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする登記情報提供業務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日
- 三 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 四 休止又は廃止の理由

(情報提供契約の締結の拒絶)

第七条 法第八条第1項の法務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

- 一 情報提供契約の申込者が、業務規程で定める料金の支払方法によって、当該料金を支払うことができないこと、又は当該料金を支払う資力を有することについて合理的な疑いが認められること。
- 二 情報提供契約の申込者が法第八条第二項又は次条に規定する正当な理由により情報提供契約を解除され、その解除の日から起算して一年を経過しない者であること。
- 三 情報提供契約の申込者がその申込みに関し偽りその他不正の行為を行ったこと。

(情報提供契約の解除)

第八条 法第八条第2項の法務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

- 一 情報提供契約を締結した者の契約上の義務違反により契約関係を継続し難い重大な事由があると認められること。
- 二 情報提供契約を締結した者が継続して一年間法第四条第1項の委託をしないこと。

(役員の選任及び解任)

第九条 指定法人は、法第十条第1項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出しなければならない。

- 一 選任又は解任に係る役員の氏名及び略歴
- 二 選任又は解任の年月日
- 三 選任又は解任の理由

(身分を示す証明書)

第十条 法第十二条第2項の証明書は、別添様式によるものとする。

附則 この省令は、公布の日から施行する。

(別紙様式省略)

法務省告示第二百四十三号

登記情報公開システムの指定法人告示

平成十二年六月二十一日

法務省告示第二百四十三号

電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成十一年法律第二百二十六号)第三条第1項の規定に基づき、同法第四条第1項に規定する業務を行う者として次の公益法人を指定したので、告示する。

- 一 名称
財団法人民事法務協会
- 二 主たる事傍所
東京都千代田区神田淡路町一丁目八番地五
- 三 指定の効力発生日
平成十二年六月一日

平成十二年六月二十一日

法務大臣 臼井日出夫

登記手数料令

第一条 不動産登記法、商業登記法その他の法令による登記簿（閉鎖登記簿を含む。以下同じ。）の謄本若しくは抄本、登記事項証明書（閉鎖登記事項証明書を含む以下同じ。）又は登記簿に記録されている事項の摘要を記載した書面（以下「登記事項要約書」という。）の交付、登記簿又はその附属書類の閲覧、印鑑の証明書の交付等の請求、電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律（昭和六十年法律第三十三号）による登記ファイルに記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付の請求、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第四百四号）による登記の申請又は登記事項概要証明書の交付の請求、債権譲渡登記令（平成十年政令第二百九十六号）による登記申請書等の閲覧の請求、後見登記等に関する法律（平成十一年法律第一百五十二号）による登記の嘱託又は申請及び後見登記等に関する政令（平成十二年政令第二十四号）による登記申請書等の閲覧の請求に関する手数料についてはこの政令の定めるところによる。

（省略）

第三条 登記簿又はその附属書類の閲覧についての手数は、一登記用紙又は一事件に関する書類につき五百円とする。

2 地図又は建物所在図の閲覧についての手数は、地図又は建物所在図一枚につき五百円とする。

3 地図に準ずる図面の閲覧についての手数は、地図に準ずる図面一枚につき五百円とする。

4 債権譲渡登記令による登記申請書等の閲覧についての手数は、一事件に関する書類につき五百円とする。

5 後見登記等に関する政令による登記申請書等の閲覧についての手数は、一事件に関する書類につき五百円とする。

（省略）

第五条 印鑑の証明書の交付についての手数は、一件につき五百円とする。

（省略）

第七条 国又は地方公共団体の職員が、職務上請求する場合には、手数料を納めることを要しない。

平成十二年政令第二百二号

登記手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十二年四月十九日

内閣総理大臣 森 喜朗

政令第二百二号

登記手数料令の一部を改正する政令

内閣は、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第四条第四項、不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第二十一条第三項（同法第二十四条ノ三第三項後段において準用する場合を含む。）及び第百五十一条ノ三第六項（他の法令の規定において準用する場合を含む）並びに商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第百十三条の五第一項（他の法令の規定において準用する場合を含む）の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 登記手数料令（昭和二十四年政令第百四十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「書面の交付の請求」の下に「電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）による登記情報の提供の請求」を加える。

（中略）

第五条の次に次の一条を加える。

第五条の二 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律による登記情報の提供についての手数料は、一件につき八百七十円とする。

ただし、不動産の所有権の登記名義人のみを内容とする登記情報の提供についての手数料は、一件につき三百六十円とする。

（以下省略）

附 則

この政令中第一条の規定は平成十二年六月一日から、第二条の規定は平成十三年四月一日から施行する。

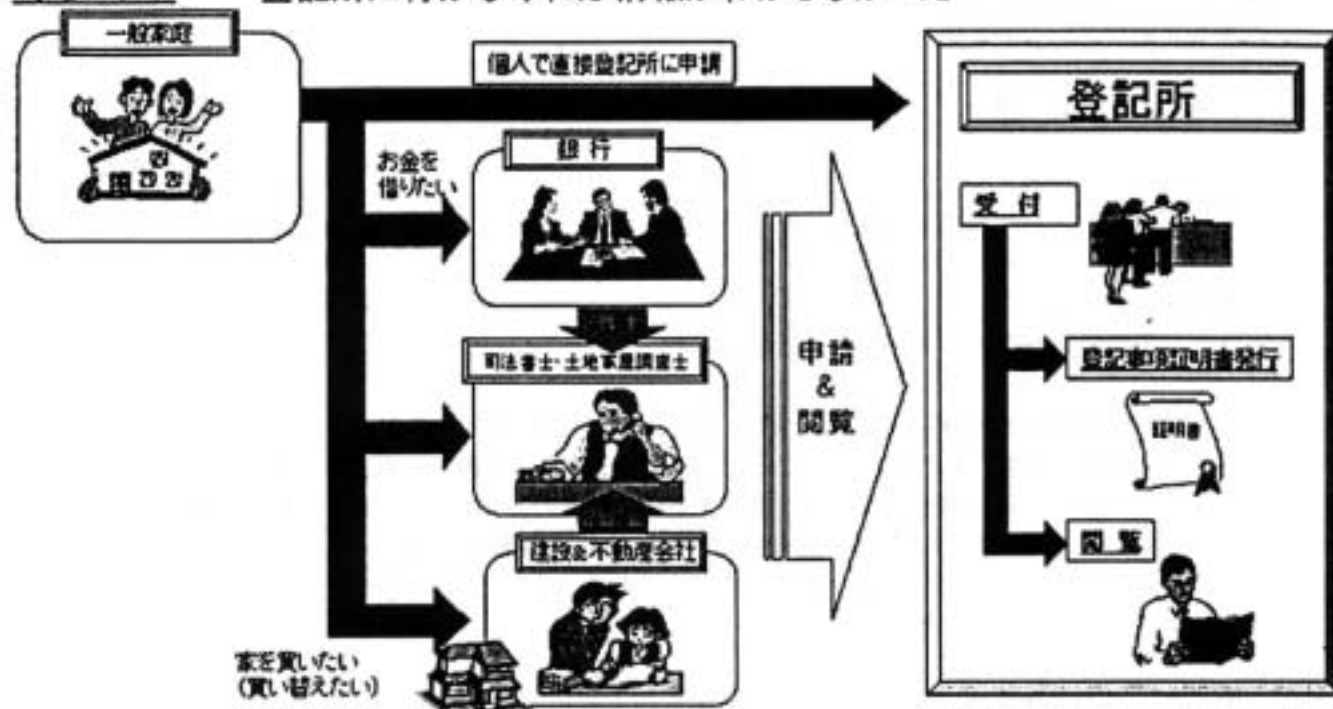
法務大臣 臼井日出男
内閣総理大臣 森 喜朗

登記情報提供システム



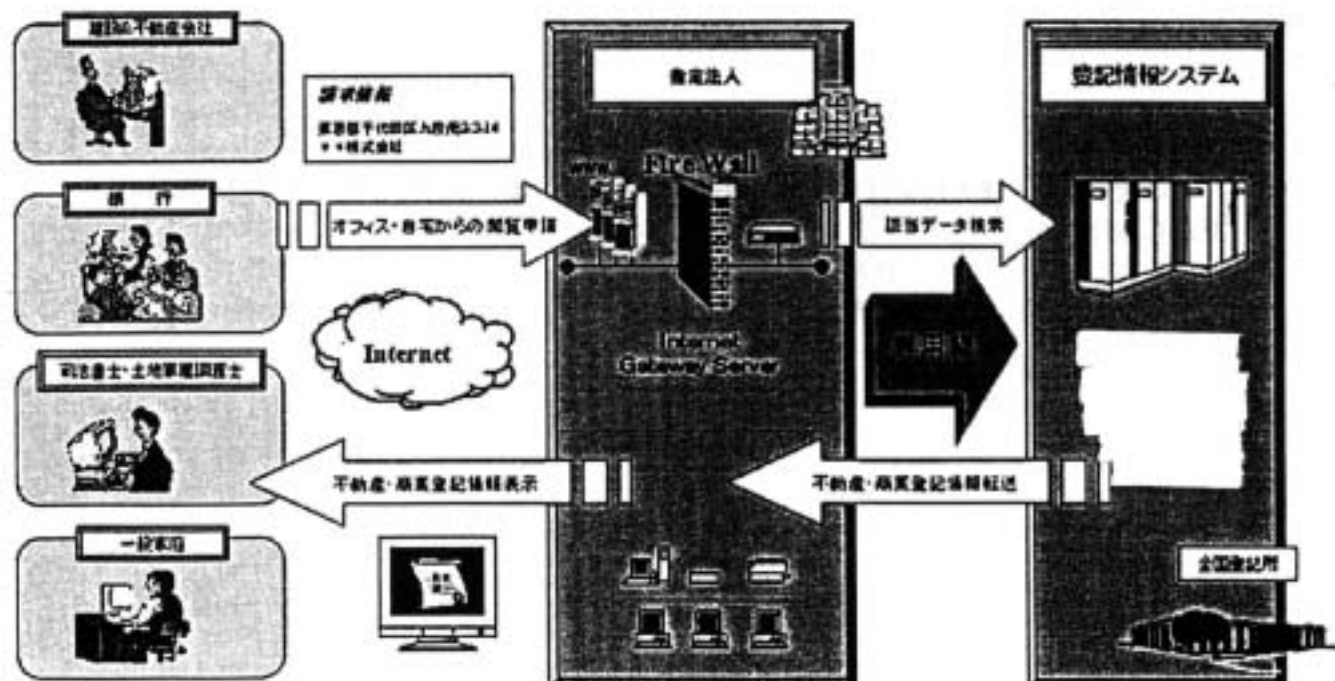
今までは

登記所に行かなければ情報がわからなかった



これからは

いつでも・どこからでも登記簿の閲覧が可能



登記情報提供業務に関する業務規程

財団法人民事法務協会 登記情報提供業務に関する業務規程

第一章 総則

（目的）

第一条 この規程は、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第五条第1項の規定に基づき、財団法人民事法務協会（以下「協会」という。）が行う登記情報提供業務に関し必要な事項を定める。

（委託の受付時間）

第二条 協会が法第四条第1項の委託を受け付ける時間は、午前八時三十分から午後五時までの間とする。

（休業日）

第三条 登記情報提供業務の休業日は、次に掲げる日とする。

- 一 土曜日及び日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
- 三 一月二日及び三日並びに十二月二十九日から三十一日までの間

（業務の休廃止の場合の措置）

第四条 協会は、法第七条の規定により登記情報提供業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止したとき、又は法務大臣の命令により登記情報提供業務の全部若しくは一部を停止したときは、その旨を、協会の管理するホームページに掲載するものとする。

（緊急時における業務の停止の場合の措置）

第五条 協会は、登記情報提供業務の用に供する設備に障害が発生したときその他やむを得ない事情があるときは、登記情報提供業務の全部又は一部を一時的に停止することができるものとする。

2 前項の場合には、協会は、業務を停止した後、すみやかに、その旨を、法務大臣に報告するとともに、協会の管理するホームページに掲載するものとする。

(事務所の所在地)

第六条 協会は、登記情報提供業務を行う事務所を東京都千代田区に置くものとする。

第二章 登記情報提供業務の実施方法

(情報提供契約)

第七条 協会は、別紙財団法人民事法務協会登記情報提供契約約款により法第八条の情報提供契約を締結するものとする。

(情報提供契約の締結の拒絶)

第八条 協会は、法第八条第 1 項及び電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第七条第一号から第三号までの規定に基づき情報提供契約の締結を拒絶するときは、拒絶に係る契約の申込者に対し、契約の締結を拒絶する旨の通知をするものとする。

2 前項の通知は、文書をもって行い、かつ、理由を付するものとする。

(情報提供契約の締結及び利用者登録)

第九条 協会は、情報提供契約の申込者との間で契約を締結するときは、次の各号に掲げる契約の申込者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項についての登録（以下「利用者登録」という。）をするものとする。

一 申込者が法人（次号の国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）の場合商号又は名称及び事務所並びに申込者が管理者として指定した者（以下「管理者」という。）の氏名並びに申込者が第十三条に定める料金について第十四条の規定に従った支払方法として指定した金融機関の名称及び預金口座の番号

二 申込者が国又は地方公共団体（これに準ずる機関であって法令上又は定款上の理由により口座振替の方法により料金を支払うことができないものを含む。以下同じ。）の場合名称及び事務所並びに管理者の氏名

三 申込者が前二号に掲げる者以外の者である場合 氏名及び住所並びに申込者が第十三条に定める料金について第十四条の規定に従った支払方法として指定したクレジットカードの番号

2 協会は、情報提供契約の申込者について利用者登録の手続を完了したときは、速やかに、その申込者に対し、協会が定めた利用者識別番号又は管理者識別番号及びパスワード（以下「利用者識別番号等」という。）を記載した登録完了通知書を交付するものとする。この場合において、利用者識別番号等は、利用者登録の内容の一部になるものとする。

3 前項の管理者識別番号の交付を受けた申込者は、複数の者を法第四条第1項の委託をすることができる者として登録することができるものとする。この場合において、協会は、登録された複数の者に対し、個別の利用者識別番号を与えるものとする。

（登記情報の提供等）

第十条 協会は、次の各号に掲げる場合を除き、前条第2項の登録完了通知書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）が行う法第四条第1項の委託を承諾するものとする。

- 一 当該委託をした利用者につき支払期限を超えてまだ支払われていない料金がある場合
- 二 登記情報提供業務の全部又は一部を休止している場合
- 三 登記情報提供業務の全部又は一部を停止している場合

2 協会は、法第四条2項の規定による請求に係る登記情報の提供を受けたときは、直ちに、その提供を委託した利用者に対し、当該登記情報を電気通信回線（インターネット）を使用して送信するものとする。

3 協会は、委託をした者が利用者であるか否かについての確認を、前条第2項の利用者識別番号等（同条第3項の個別の利用者識別番号を含む。）によって行うものとする。

4 利用者は、いつでもパスワードを変更することができるものとする。

（情報提供契約の解除）

第十一条 協会は、法第八条第2項並びに施行規則第八条第一号及び第二号の規定に基づき情報提供契約を解除する場合には、速やかに、解除に係る契約の利用者に対し、その旨を通知するものとする。

2 前項の通知は、文書をもって行い、かつ、理由を付するものとする。

（利用者登録の変更及び抹消）

第十二条 協会は、利用者から利用者登録をした事項について変更の届出があったときは、当該事項を変更するものとする。ただし、料金の支払方法に関する事項について変更の届出があった場合において、施行規則第七条第二号に定める理由があると認められるときは、この限りでない。

2 協会は、利用者との間の情報提供契約が解除その他の理由により終了したときは、その者について、未払の料金がある場合を除き、速やかに、利用者登録を抹消するものとする。

第三章 登記情報提供業務に関する料金及びその支払方法

(料金)

第十三条 協会は、登記情報提供業務に関する料金として、利用者から、登録費用（情報提供契約の申込みに対する審査、利用者登録その他契約の締結に関する事務に要する費用をいう。）及び利用料金（委託に係る登記情報の提供の対価をいう。）の支払を受けるものとする。

2 協会は、前項の利用料金の額を定めるに当たっては、登記手数料令（昭和二十四年政令第百四十号）に定める手数料の額に登記情報提供業務を行うために必要な経費に相当する額を加えた額を基準としなければならない。

3 第1項の登録費用は、次の各号に掲げる利用者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 利用者が法人の場合 七百四十円
- 二 利用者が国又は地方公共団体の場合 五百六十円
- 三 利用者が前二号に掲げる者以外の者である場合 三百円

4 第1項の利用料金は、一件につき九百八十円とする。ただし、施行規則第一条第2項第二号の情報（不動産の所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所又は事務所のみについての情報）の提供についての利用料金は、一件につき四百七十円とする。

(料金の支払方法)

第十四条 協会は、次の各号に掲げる利用者の区分に応じ、当該各号に定める方法により、料金の支払を受けるものとする。

- 一 利用者が法人の場合 利用者が指定した金融機関の預金口座からの引き落とし(口座振替)の方法
- 二 利用者が国又は地方公共団体の場合 協会が指定した金融機関の預金口座への振込みを受ける方法
- 三 利用者が前二号に掲げる者以外の者である場合 協会が承認したクレジットカード会社で利用者が指定したものが利用者に対し発行したクレジットカードの規約に基づき支払を受ける方法

第四章 登記情報の安全性の確保

(登記情報の安全性の確保)

第十五条 協会は、登記情報に対する改ざん、抹消その他の不正行為を防止するための措置を講ずるものとする。

第五章 情報の目的外使用の禁止及びその管理

(情報の目的外使用の禁止)

第十六条 協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、登記情報提供業務に関して得られた次の各号に掲げる情報を、登記情報提供業務の用に供する目的以外に使用してはならないものとする。ただし、法令の規定に基づき官公署に提出する場合又

は統計等の資料として使用する場合は、この限りでない。

- 一 法第四条第2項の規定による請求に係る登記情報
- 二 利用者（情報提供契約の申込者を含む。以下この号において同じ。）の氏名、住所その他利用者を識別することができる情報（当該情報と他の情報とを照合することにより利用者を容易に識別することができるものを含む。）
- 三 利用者による登記情報の提供の委託状況に関する情報

（情報の管理）

第十七条 協会は、前条第一号及び第三号の情報について、漏えいを防止するための措置を講ずるものとする。

第六章 雑則

（区分経理）

第十八条 協会は、登記情報提供業務に関する会計については、協会の営む他の事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理するものとする。

（必要な措置等）

第十九条 協会は、登記情報提供業務を適正かつ確実に行うため、この規程に定めるもののほか必要な事項につき規則を定め、又は必要な措置を講ずることができるものとする。

- 2 協会は、前項の規定により規則を定め、又は措置を講じたときは、速やかに、その内容を法務大臣に報告するものとする。

附則 この規程は、認可の日から施行する。

参考資料1

802 平成11年度課税台帳更新件数
 ア 100件未満
 イ 100件～500件未満
 ウ 500件～1000件未満
 エ 1000件～2000件未満
 オ 2000件～3000件未満
 カ 3000件～4000件未満
 キ 4000件～5000件未満
 ク 5000件以上

805 課税台帳の更新作業
 ア オンライン処理
 イ 手書き
 ウ その他

806 更新作業の業務委託
 ア 委託している
 イ 委託していない
 ウ その他

802		合計	割合	805	全体計	市計	町村計	806	全体計	市計	町村計
ア	全体	107	3.31%	ア	65	1	64	ア	18	1	17
								イ	46	0	46
								ウ	1	0	1
				イ	36	0	36	無回答	0	0	0
								ア	6	0	6
								イ	30	0	30
	(市)	1	0.15%	ウ	6	0	6	ウ	0	0	0
								無回答	0	0	0
								ア	4	0	4
								イ	2	0	2
								ウ	0	0	0
								無回答	0	0	0
	(町村)	106	4.14%	無回答	0	0	0	ア	0	0	0
								イ	0	0	0
								ウ	0	0	0
								無回答	0	0	0
								ア	0	0	0
								イ	0	0	0
イ	全体	653	20.22%	ア	459	7	452	ア	118	2	116
								イ	330	5	335
								ウ	10	0	10
				イ	149	0	149	無回答	1	0	1
								ア	27	0	27
								イ	119	0	119
	(市)	7	1.04%	ウ	41	0	41	ウ	3	0	3
								無回答	0	0	0
								ア	16	0	16
								イ	22	0	22
								ウ	3	0	3
								無回答	0	0	0
	(町村)	646	25.25%	無回答	4	0	4	ア	2	0	2
								イ	0	0	0
								ウ	0	0	0
								無回答	0	0	0
								ア	2	0	2
								イ	0	0	0
ウ	全体	716	22.17%	ア	512	12	500	ア	123	3	120
								イ	376	9	367
								ウ	9	0	9
				イ	147	3	144	無回答	4	0	4
								ア	31	0	31
								イ	115	3	112
	(市)	18	2.68%	ウ	52	3	49	ウ	0	0	0
								無回答	1	0	1
								ア	20	1	19
								イ	28	2	26
								ウ	4	0	4
								無回答	0	0	0
	(町村)	698	27.29%	無回答	5	0	5	ア	0	0	0
								イ	1	0	1
								ウ	0	0	0
								無回答	4	0	4
								ア	102	5	97
								イ	379	45	334
エ	全体	716	22.17%	ア	491	51	440	ウ	10	1	9
								無回答	0	0	0
				イ	151	20	131	ア	28	2	26
								イ	120	17	103
								ウ	3	1	2
								無回答	0	0	0
	(市)	81	12.05%	ウ	69	10	59	ア	29	4	25
								イ	37	5	32
								ウ	3	1	2
								無回答	0	0	0
								ア	0	0	0
								イ	3	0	3
	(町村)	635	24.82%	無回答	5	0	5	ウ	0	0	0
								無回答	2	0	2
								ア	42	6	36
								イ	190	58	132
								ウ	3	0	3
								無回答	1	1	0
オ	全体	333	10.31%	ア	236	65	171	ア	17	2	15
								イ	48	15	33
				イ	66	18	48	ウ	1	1	0
								無回答	0	0	0
								ア	12	4	8
								イ	15	6	9
	(市)	93	13.84%	ウ	31	10	21	ウ	4	0	4
								無回答	0	0	0
								ア	0	0	0
								イ	0	0	0
								ウ	0	0	0
								無回答	0	0	0
	(町村)	240	9.38%	無回答	0	0	0	ア	0	0	0
								イ	0	0	0
								ウ	0	0	0
								無回答	0	0	0
								ア	0	0	0
								イ	0	0	0

参考資料1

カ	全体	204	6.32%	ア	140	60	80	アイウ 無回答	26 109 5 0	12 48 0 0	14 61 5 0																							
				イ	41	17	24	アイウ 無回答	10 31 0 0	3 14 0 0	7 17 0 0																							
								ウ	22	14	8	アイウ 無回答	6 5 8 0	5 4 4 0	1 3 4 0																			
												無回答	1	0	1	アイウ 無回答	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 1															
																(市)	91	13.54%	ウ	22	14	8	アイウ 無回答	6 5 8 0	5 4 4 0	1 3 4 0								
																							(町村)	113	4.42%	無回答	1	0	1	アイウ 無回答	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 1	
	キ	全体	87																											2.69%	ア	57	32	25
				イ	14	7	7																								アイウ 無回答	4 10 0 0	2 5 0 0	2 5 0 0
								ウ	16	11	5																				アイウ 無回答	8 7 1 0	5 5 1 0	3 2 0 0
												(町村)	37	1.45%	無回答																0	0	0	アイウ 無回答
																ク	全体	389	12.04%	ア	247	204												43
																				イ	79	66	13	アイウ 無回答	10 67 2 0	6 59 1 0	4 8 1 0							
ウ	62	58	4																					アイウ 無回答	18 33 11 0	16 32 10 0	2 1 1 0							
				(市)	328	48.81%	ウ																	62	58	4	アイウ 無回答	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0				
								(町村)	61	2.38%	無回答																1	0	1	アイウ 無回答				0 0 0 0
												無回答	全体	25	0.77%															ア	17	3	14	アイウ 無回答
																	イ	3	0											3	アイウ 無回答	1 2 0 0	0 0 0 0	1 2 0 0
																				ウ	2	0	2								アイウ 無回答	2 0 0 0	0 0 0 0	2 0 0 0
(市)	3	0.45%	ウ																												2	0	2	アイウ 無回答
				(町村)	22	0.86%	無回答																	3	0	3								アイウ 無回答

参考資料2

802	平成11年度課税台帳更新件数	808	全件登記簿照合	809	登記所からの登記情報の提供方法(要望)
ア	100件未満	ア	年に1回	ア	文書通知
イ	100件～500件未満	イ	不定期	イ	電子化情報を磁気テープで
ウ	500件～1000件未満	ウ	実施していない	ウ	電子化情報をオンラインで
エ	1000件～2000件未満			エ	その他
オ	2000件～3000件未満				
カ	3000件～4000件未満				
キ	4000件～5000件未満				
ク	5000件以上				

802		合計	割合	808	全体計	市計	町村計	809	全体計	市計	町村計
ア	全体	107	3.31%	ア	11	0	11	ア	7	0	7
								イ	0	0	0
								ウ	4	0	4
				イ	34	1	33	エ	0	0	0
								無回答	0	0	0
								ア	24	0	24
	(市)	1	0.15%	ウ	61	0	61	イ	4	1	3
								ウ	6	0	6
								エ	0	0	0
								無回答	0	0	0
								ア	37	0	37
								イ	5	0	5
(町村)	106	4.14%	無回答	1	0	1	ウ	17	0	17	
							エ	2	0	2	
							無回答	0	0	0	
							ア	1	0	1	
							イ	0	0	0	
							ウ	0	0	0	
イ	全体	653	20.22%	ア	42	0	42	エ	15	0	15
								エ	2	0	2
								無回答	0	0	0
				イ	318	5	313	ア	155	3	152
								イ	24	0	24
								ウ	124	0	122
	(市)	7	1.04%	ウ	286	2	284	エ	5	0	5
								無回答	0	0	0
								ア	155	0	155
								イ	22	1	21
								ウ	105	1	104
								エ	4	0	4
(町村)	646	25.25%	無回答	7	0	7	無回答	0	0	0	
							ア	1	0	1	
							イ	1	0	1	
							ウ	4	0	4	
							エ	1	0	1	
							無回答	0	0	0	
ウ	全体	716	22.17%	ア	26	0	26	ア	15	0	15
								イ	4	0	4
								ウ	7	0	7
				イ	391	7	384	エ	0	0	0
								無回答	0	0	0
								ア	172	2	170
	(市)	18	2.68%	ウ	293	11	282	イ	47	1	46
								イ	168	4	164
								エ	3	0	3
								無回答	1	0	1
								ア	105	0	105
								イ	42	3	39
(町村)	698	27.29%	無回答	6	0	6	ウ	133	7	126	
							エ	11	1	10	
							無回答	2	0	2	
							ア	2	0	2	
							イ	0	0	0	
							ウ	4	0	4	
エ	全体	716	22.17%	ア	17	1	16	エ	0	0	0
								イ	0	0	0
								ウ	0	0	0
				イ	379	48	331	無回答	0	0	0
								ア	129	16	113
								イ	67	14	53
	(市)	81	12.05%	ウ	315	32	283	ウ	176	17	159
								エ	6	1	5
								無回答	1	0	1
								ア	108	11	97
								イ	34	0	34
								ウ	161	18	143
(町村)	635	24.82%	無回答	5	0	5	エ	12	3	9	
							無回答	0	0	0	
							ア	1	0	1	
							イ	0	0	0	
							ウ	4	0	4	
							エ	0	0	0	

参考資料2

オ	全体	333	10.31%	ア	8	4	4	ア	1	0	1
				イ				イ	3	1	2
				ウ				ウ	4	3	1
				エ				エ	0	0	0
				無回答				無回答	0	0	0
				ア	60	19	41	ア	60	19	41
	(市)	93	13.84%	イ	199	57	142	イ	32	10	22
				ウ				ウ	103	27	76
				エ				エ	3	1	2
				無回答				無回答	1	0	1
				ア	40	10	30	ア	40	10	30
				イ	18	4	14	イ	18	4	14
(町村)	240	9.38%	ウ	124	31	93	ウ	63	17	46	
			エ				エ	3	0	3	
			無回答				無回答	0	0	0	
			ア	0	0	0	ア	0	0	0	
			イ	0	0	0	イ	0	0	0	
			ウ	2	1	1	ウ	2	1	1	
カ	全体	204	6.32%	エ				エ	0	0	0
				無回答				無回答	0	0	0
				ア	22	11	11	ア	22	11	11
				イ	23	11	12	イ	23	11	12
				ウ	63	33	30	ウ	63	33	30
				エ	5	3	2	エ	5	3	2
	(市)	91	13.54%	無回答				無回答	0	0	0
				ア	27	9	18	ア	27	9	18
				イ	11	5	6	イ	11	5	6
				ウ	46	17	29	ウ	46	17	29
				エ	0	0	0	エ	0	0	0
				無回答	0	0	0	無回答	0	0	0
(町村)	113	4.42%	無回答				無回答	0	0	0	
			ア	2	0	2	ア	2	0	2	
			イ	0	0	0	イ	0	0	0	
			ウ	0	0	0	ウ	0	0	0	
			エ	0	0	0	エ	0	0	0	
			無回答	0	0	0	無回答	0	0	0	
キ	全体	87	2.69%	ア	3	2	1	ア	2	1	1
				イ				イ	0	0	0
				ウ				ウ	0	0	0
				エ				エ	1	1	0
				無回答				無回答	0	0	0
				ア	13	10	3	ア	13	10	3
	(市)	50	7.44%	イ	60	37	23	イ	12	7	5
				ウ				ウ	33	19	14
				エ				エ	2	1	1
				無回答				無回答	0	0	0
				ア	1	0	1	ア	1	0	1
				イ	3	0	3	イ	3	0	3
(町村)	37	1.45%	ウ	23	11	12	ウ	19	11	8	
			エ				エ	0	0	0	
			無回答				無回答	0	0	0	
			ア	0	0	0	ア	0	0	0	
			イ	0	0	0	イ	0	0	0	
			ウ	1	0	1	ウ	1	0	1	
ク	全体	389	12.04%	エ				エ	0	0	0
				無回答				無回答	0	0	0
				ア	41	29	12	ア	41	29	12
				イ	55	47	8	イ	55	47	8
				ウ	133	115	18	ウ	133	115	18
				エ	13	11	2	エ	13	11	2
	(市)	328	48.81%	無回答				無回答	0	0	0
				ア	29	21	8	ア	29	21	8
				イ	15	14	1	イ	15	14	1
				ウ	75	67	8	ウ	75	67	8
				エ	5	5	0	エ	5	5	0
				無回答	0	0	0	無回答	0	0	0
(町村)	61	2.38%	無回答				無回答	0	0	0	
			ア	1	0	1	ア	1	0	1	
			イ	0	0	0	イ	0	0	0	
			ウ	3	2	1	ウ	3	2	1	
			エ	0	0	0	エ	0	0	0	
			無回答	0	0	0	無回答	0	0	0	
無回答	全体	25	0.77%	ア	1	0	1	ア	0	0	0
				イ				イ	0	0	0
				ウ				ウ	1	0	1
				エ				エ	0	0	0
				無回答				無回答	0	0	0
				ア	1	0	1	ア	1	0	1
	(市)	3	0.45%	イ	5	0	5	イ	0	0	0
				ウ				ウ	3	0	3
				エ				エ	1	0	1
				無回答				無回答	0	0	0
				ア	8	0	8	ア	8	0	8
				イ	2	0	2	イ	2	0	2
(町村)	22	0.86%	ウ	16	3	13	ウ	5	3	2	
			エ				エ	1	0	1	
			無回答				無回答	0	0	0	
			ア	0	0	0	ア	0	0	0	
			イ	0	0	0	イ	0	0	0	
			ウ	1	0	1	ウ	1	0	1	

参考資料3

802 平成11年度課税台帳更新件数
 ア 100件未満
 イ 100件～500件未満
 ウ 500件～1000件未満
 エ 1000件～2000件未満
 オ 2000件～3000件未満
 カ 3000件～4000件未満
 キ 4000件～5000件未満
 ク 5000件以上

808 全件登録簿照合
 ア 年に1回
 イ 不定期
 ウ 実施していない

810 登記所からの地積測量図等の提供方法(要望)
 ア 文書通知
 イ 電子化情報を磁気テープで
 ウ 電子化情報をオンラインで
 エ その他

802	合計	割合	808	全体計	市計	町村計	810	全体計	市計	町村計
ア	全体	107	3.31%	11	0	11	ア	6	0	6
							イ	0	0	0
							ウ	4	0	4
							エ	0	0	0
							無回答	1	0	1
							ア	25	0	25
	(市)	1	0.15%	61	0	61	イ	3	0	3
							ウ	6	0	6
							エ	0	0	0
							無回答	0	0	0
							ア	37	0	37
							イ	6	0	6
イ	(町村)	106	4.14%	無回答	1	0	ウ	16	0	16
							エ	1	0	1
							無回答	1	0	1
							ア	1	0	1
							イ	0	0	0
							ウ	0	0	0
	全体	653	20.22%	42	0	42	エ	0	0	0
							無回答	0	0	0
							ア	22	0	22
							イ	3	0	3
							ウ	15	0	15
							エ	2	0	2
ウ	(市)	7	1.04%	286	2	284	無回答	0	0	0
							ア	168	3	165
							イ	36	0	36
							ウ	108	2	106
							エ	6	0	6
							無回答	0	0	0
	(町村)	646	25.25%	無回答	7	0	ア	176	0	176
							イ	22	1	21
							ウ	84	1	83
							エ	4	0	4
							無回答	0	0	0
							ア	2	0	2
エ	全体	716	22.17%	26	0	26	イ	1	0	1
							ウ	3	0	3
							エ	6	0	6
							無回答	0	0	0
							ア	194	2	192
							イ	40	1	39
	(市)	18	2.68%	293	11	282	ウ	151	4	147
							エ	5	0	5
							無回答	1	0	1
							ア	124	1	123
							イ	36	2	34
							ウ	120	7	113
オ	(町村)	698	27.29%	無回答	6	0	エ	11	1	10
							無回答	2	0	2
							ア	1	0	1
							イ	1	0	1
							ウ	4	0	4
							エ	0	0	0
	全体	716	22.17%	17	1	16	無回答	0	0	0
							ア	9	0	9
							イ	2	0	2
							ウ	6	1	5
							エ	0	0	0
							無回答	0	0	0
カ	(市)	81	12.05%	379	48	331	ア	166	25	141
							イ	47	7	40
							ウ	159	14	145
							エ	6	2	4
							無回答	1	0	1
							ア	131	14	117
キ	(町村)	635	24.82%	無回答	5	0	イ	28	0	28
							ウ	144	16	128
							エ	11	1	10
							無回答	1	1	0
							ア	1	0	1
							イ	1	0	1
	全体	716	22.17%	17	1	16	ウ	3	0	3
							エ	0	0	0
							無回答	0	0	0
							ア	9	0	9
							イ	2	0	2
							ウ	6	1	5

オ	全体	333	10.31%	ア	8	4	4	アイウエ	42	1	3
				無回答	イ	2	1	1			
					ウ	2	2	0			
					エ	0	0	0			
					無回答	0	0	0			
					ア	93	33	60			
	(市)	93	13.84%	イ	18	3	15				
				ウ	82	20	62				
				エ	4	0	3				
				無回答	2	0	2				
				ア	58	13	45				
				イ	10	2	8				
カ	全体	204	6.32%	ウ	53	16	37				
				エ	3	0	3				
				無回答	0	0	0				
				ア	1	0	1				
				イ	0	0	0				
				ウ	1	1	0				
	(市)	91	13.54%	エ	0	0	0				
				無回答	0	0	0				
				ア	42	13	29				
				イ	9	5	5				
				ウ	32	13	19				
				エ	1	1	0				
(町村)	113	4.42%	無回答	0	0	0					
			ア	2	0	2					
			イ	0	0	0					
			ウ	0	0	0					
			エ	0	0	0					
			無回答	0	0	0					
キ	全体	87	2.69%	ア	3	2	1				
				イ	0	0	0				
				ウ	0	0	0				
				エ	0	0	0				
				無回答	0	0	0				
				ア	21	15	6				
	(市)	50	7.44%	イ	7	3	4				
				ウ	28	17	11				
				エ	4	2	2				
				無回答	0	0	0				
				ア	4	0	4				
				イ	0	0	0				
(町村)	37	1.45%	ウ	0	0	0					
			エ	19	11	8					
			無回答	0	0	0					
			ア	0	0	0					
			イ	0	0	0					
			ウ	1	0	1					
ク	全体	389	12.04%	エ	0	0	0				
				無回答	0	0	0				
				ア	9	8	1				
				イ	4	3	1				
				ウ	6	6	0				
				エ	0	0	0				
	(市)	328	48.81%	無回答	0	0	0				
				ア	77	62	15				
				イ	37	32	5				
				ウ	114	96	18				
				エ	12	10	2				
				無回答	2	2	0				
(町村)	61	2.38%	ア	42	33	9					
			イ	14	13	1					
			ウ	64	57	7					
			エ	4	4	0					
			無回答	0	0	0					
			ア	2	0	2					
無回答	全体	25	0.77%	イ	0	0	0				
				ウ	0	0	0				
				エ	1	0	1				
				無回答	0	0	0				
				ア	1	0	1				
				イ	0	0	0				
	(市)	3	0.45%	ウ	0	0	0				
				エ	3	0	3				
				無回答	1	0	1				
				ア	11	2	9				
				イ	1	0	1				
				ウ	3	1	2				
(町村)	22	0.86%	エ	0	0	0					
			無回答	1	0	1					
			ア	0	0	0					
			イ	0	0	0					
			ウ	1	0	1					
			エ	0	0	0					

参考資料 4

802	平成11年度課税台帳更新件数	803	登記所の登記情報の電子化	809	登記所からの登記情報の提供方法(要望)
	ア 100件未満		ア されている		ア 文書通知
	イ 100件～500件未満		イ されていない		イ 電子化情報を磁気テープで
	ウ 500件～1000件未満		ウ その他		ウ 電子化情報をオンラインで
	エ 1000件～2000件未満				エ その他
	オ 2000件～3000件未満				
	カ 3000件～4000件未満				
	キ 4000件～5000件未満				
	ク 5000件以上				

802		合計	割合	803	全体計	市計	町村計	809	全体計	市計	町村計
ア	全体	107	3.31%	ア	26	1	25	ア	18	0	18
								イ	2	1	1
								ウ	5	0	5
								エ	1	0	1
								無回答	0	0	0
								ア	47	0	47
	(市)	1	0.15%	イ	73	0	73	イ	6	0	6
								ウ	20	0	20
								エ	0	0	0
								無回答	0	0	0
								ア	2	0	2
								イ	1	0	1
イ	(町村)	106	4.14%	ウ	6	0	6	ウ	2	0	2
								エ	1	0	1
								無回答	0	0	0
								ア	2	0	2
								イ	0	0	0
								ウ	0	0	0
	全体	653	20.22%	無回答	2	0	2	エ	0	0	0
								無回答	0	0	0
								ア	77	1	76
								イ	13	0	13
								ウ	56	1	55
								エ	1	0	1
ウ	(市)	7	1.04%	ウ	16	1	15	無回答	0	0	0
								ア	243	1	242
								イ	46	1	45
								ウ	188	2	186
								エ	10	0	10
								無回答	0	0	0
	(町村)	646	25.25%	無回答	3	0	3	ア	9	1	8
								イ	2	0	2
								ウ	4	0	4
								エ	1	0	1
								無回答	0	0	0
								ア	3	0	3
エ	全体	716	22.17%	無回答	0	0	0	イ	0	0	0
								ウ	0	0	0
								エ	0	0	0
								無回答	0	0	0
								ア	80	0	80
								イ	12	4	12
オ	(市)	18	2.68%	ウ	15	0	15	ウ	72	4	68
								エ	2	1	1
								無回答	0	0	0
								ア	208	2	206
								イ	78	4	74
								ウ	235	7	228
カ	(町村)	698	27.29%	無回答	0	0	0	エ	11	0	11
								無回答	3	0	3
								ア	6	0	6
								イ	3	0	3
								ウ	5	0	5
								エ	1	0	1
キ	全体	716	22.17%	無回答	0	0	0	無回答	0	0	0
								ア	0	0	0
								イ	0	0	0
								ウ	0	0	0
								エ	0	0	0
								無回答	0	0	0
ク	(市)	81	12.05%	ウ	11	2	9	ア	101	9	92
								イ	37	4	33
								ウ	123	9	114
								エ	6	2	4
								無回答	1	0	1
								ア	140	17	123
コ	(町村)	635	24.82%	無回答	3	0	3	イ	65	10	55
								ウ	217	26	191
								エ	12	2	10
								無回答	0	0	0
								ア	3	1	2
								イ	3	0	3

参考資料4

オ	全体	333	10.31%	ア	140	22	118	ア	46	9	37
				イ	20	2	18				
				ウ	72	11	61				
				エ	1	0	1				
				無回答	1	0	1				
				ア	55	20	35				
	(市)	93	13.84%	イ	189	69	120	イ	31	11	20
				ウ	98	37	61				
				エ	5	1	4				
				無回答	0	0	0				
				ア	0	0	0				
				イ	2	2	2				
(町村)	240	9.38%	ウ	4	2	2	ウ	2	0	2	
			エ	0	0	0					
			無回答	0	0	0					
			ア	0	0	0					
			イ	0	0	0					
			ウ	0	0	0					
カ	全体	204	6.32%	無回答	0	0	0	ア	0	0	0
				イ	0	0	0				
				ウ	0	0	0				
				エ	0	0	0				
				無回答	0	0	0				
				ア	24	6	18				
	(市)	91	13.54%	ア	95	31	64	イ	18	6	12
				イ	103	57	46	ウ	50	17	33
				ウ	6	3	3	エ	3	2	1
				エ	0	0	0				
				無回答	0	0	0				
				ア	25	13	12				
(町村)	113	4.42%	イ	0	0	0	イ	7	10	7	
			ウ	0	0	0	ウ	59	33	26	
			エ	2	1	1					
			無回答	0	0	0					
			ア	3	1	2					
			イ	0	0	0					
キ	全体	87	2.69%	ウ	6	3	3	ウ	3	2	1
				エ	0	0	0				
				無回答	0	0	0				
				ア	0	0	0				
				イ	0	0	0				
				ウ	0	0	0				
	(市)	50	7.44%	ア	40	20	20	ア	8	6	2
				イ	45	30	15	イ	7	1	6
				ウ	2	0	2	ウ	22	11	11
				エ	3	2	1				
				無回答	0	0	0				
				ア	7	5	2				
(町村)	37	1.45%	イ	0	0	0	イ	8	6	2	
			ウ	0	0	0					
			エ	0	0	0					
			無回答	0	0	0					
			ア	1	0	1					
			イ	0	0	0					
ク	全体	389	12.04%	ウ	2	0	2	ウ	1	0	1
				エ	0	0	0				
				無回答	0	0	0				
				ア	0	0	0				
				イ	0	0	0				
				ウ	0	0	0				
	(市)	328	48.81%	ア	221	189	32	ア	47	38	9
				イ	149	121	28	イ	39	35	4
				ウ	19	18	1	ウ	123	106	17
				エ	0	0	0				
				無回答	0	0	0				
				ア	27	14	13				
(町村)	61	2.38%	イ	0	0	0	イ	31	26	5	
			ウ	0	0	0					
			エ	0	0	0					
			無回答	0	0	0					
			ア	5	5	0					
			イ	0	0	0					
無回答	全体	25	0.77%	ウ	7	1	6	ウ	86	76	10
				エ	0	0	0				
				無回答	0	0	0				
				ア	1	1	0				
				イ	6	0	6				
				ウ	0	0	0				
	(市)	3	0.45%	ア	15	2	13	ア	2	2	0
				イ	0	0	0				
				ウ	0	0	0				
				エ	0	0	0				
				無回答	0	0	0				
				ア	0	0	0				
(町村)	22	0.86%	イ	0	0	0	イ	1	0	1	
			ウ	3	0	3	ウ	0	0	0	
			エ	0	0	0					
			無回答	0	0	0					
			ア	2	0	2					
			イ	0	0	0					

802 平成11年度課税台帳更新件数
 ア 100件未満
 イ 100件～500件未満
 ウ 500件～1000件未満
 エ 1000件～2000件未満
 オ 2000件～3000件未満
 カ 3000件～4000件未満
 キ 4000件～5000件未満
 ク 5000件以上

803 登記所の登記情報の電子化
 ア されている
 イ されていない
 ウ その他

810 登記所からの地積測量図等の提供方法(要望)
 ア 文書通知
 イ 電子化情報を磁気テープで
 ウ 電子化情報をオンラインで
 エ その他

802	合計	割合	803	全体計	市計	町村計	810	全体計	市計	町村計
ア	全体	107	3.31%	26	1	25	ア	16	0	16
							イ	3	1	2
							ウ	5	0	5
							エ	0	0	0
							無回答	2	0	2
							イ	49	0	49
	(市)	1	0.15%	6	0	6	イ	5	0	5
							ウ	19	0	19
							エ	0	0	0
							無回答	0	0	0
							ア	2	0	2
							イ	1	0	1
イ	(町村)	106	4.14%	無回答	2	2	ウ	2	0	2
							エ	1	0	1
							無回答	0	0	0
							ア	2	0	2
							イ	0	0	0
							ウ	0	0	0
	全体	653	20.22%	147	2	145	エ	0	0	0
							無回答	0	0	0
							ア	92	1	91
							イ	10	0	10
							ウ	44	1	43
							エ	1	0	1
ウ	(市)	7	1.04%	16	1	15	無回答	0	0	0
							ア	264	1	263
							イ	50	1	49
							ウ	162	2	160
							エ	11	0	11
							無回答	0	0	0
	(町村)	646	25.25%	無回答	3	3	ア	9	1	8
							イ	2	0	2
							ウ	4	0	4
							エ	1	0	1
							無回答	0	0	0
							ア	3	0	3
エ	全体	716	22.17%	166	5	161	イ	0	0	0
							ウ	9	0	9
							エ	57	4	53
							無回答	5	1	4
							ア	0	0	0
							イ	233	3	230
オ	(市)	18	2.68%	15	0	15	ウ	69	3	66
							エ	219	7	212
							無回答	10	0	10
							ア	4	0	4
							イ	7	0	7
							ウ	2	0	2
カ	(町村)	698	27.29%	無回答	0	0	エ	5	0	5
							無回答	1	0	1
							ア	0	0	0
							イ	0	0	0
							ウ	0	0	0
							エ	0	0	0
キ	全体	716	22.17%	268	24	244	無回答	0	0	0
							ア	125	11	114
							イ	25	2	23
							ウ	111	9	102
							エ	5	1	4
							無回答	2	1	1
ク	(市)	81	12.05%	11	2	9	ア	177	27	150
							イ	50	5	45
							ウ	195	21	174
							エ	12	2	10
							無回答	0	0	0
							ア	4	1	3
ケ	(町村)	635	24.82%	無回答	3	3	イ	3	0	3
							ウ	4	0	4
							エ	0	0	0
							無回答	0	0	0
							ア	1	0	1
							イ	0	0	0
コ	全体	716	22.17%	434	55	379	ウ	0	0	0
							エ	0	0	0
							無回答	0	0	0
							ア	1	0	1
							イ	0	0	0
							ウ	0	0	0
カ	(市)	81	12.05%	11	2	9	エ	0	0	0
							無回答	0	0	0
							ア	1	0	1
							イ	0	0	0
							ウ	0	0	0
							エ	0	0	0
キ	(町村)	635	24.82%	無回答	3	3	無回答	0	0	0
							ア	0	0	0
							イ	0	0	0
							ウ	0	0	0
							エ	0	0	0
							無回答	0	0	0

オ	全体	333	10.31%	ア	140	22	118	ア	70	13	57
								イ	10	0	10
								ウ	56	9	47
								エ	2	0	2
				イ	189	69	120	無回答	2	0	2
								ア	83	32	51
								イ	20	6	14
								ウ	81	30	51
	(市)	93	13.84%	ウ	4	2	2	エ	5	1	4
								無回答	0	0	0
								ア	3	2	1
								イ	0	0	0
	(町村)	240	9.38%	無回答	0	0	0	ウ	1	0	1
								エ	0	0	0
								無回答	0	0	0
								ア	0	0	0
カ	全体	204	6.32%	ア	95	31	64	イ	0	0	0
								ウ	0	0	0
								エ	0	0	0
								無回答	0	0	0
				イ	103	57	46	ア	49	16	33
								イ	10	2	8
								ウ	34	11	23
								エ	2	2	0
	(市)	91	13.54%	ウ	6	3	3	無回答	0	0	0
								ア	34	17	17
								イ	19	9	7
								ウ	51	30	21
	(町村)	113	4.42%	無回答	0	0	0	エ	2	1	1
								無回答	0	0	0
								ア	4	2	2
								イ	0	0	0
キ	全体	87	2.69%	ア	40	20	20	ウ	2	1	1
								エ	2	0	0
								無回答	0	0	0
								ア	0	0	0
				イ	45	30	15	イ	14	7	7
								ウ	4	1	3
								エ	18	10	8
								無回答	4	2	2
	(市)	50	7.44%	ウ	2	0	2	ア	12	9	3
								イ	3	2	1
								ウ	29	18	11
								エ	1	1	0
	(町村)	37	1.45%	無回答	0	0	0	無回答	0	0	0
								ア	1	0	1
								イ	0	0	0
								ウ	1	0	1
ク	全体	389	12.04%	ア	221	189	32	エ	0	0	0
								無回答	0	0	0
								ア	81	69	12
								イ	26	24	2
				イ	149	121	28	ウ	103	87	16
								エ	10	8	2
								無回答	1	1	0
								ア	45	30	15
	(市)	328	48.81%	ウ	19	18	1	イ	23	19	4
								ウ	75	66	9
								エ	5	5	0
								無回答	1	1	0
	(町村)	61	2.38%	無回答	0	0	0	ア	4	4	0
								イ	6	5	1
								ウ	8	8	0
								エ	1	1	0
無回答	全体	25	0.77%	ア	7	1	6	無回答	0	0	0
								ア	4	1	3
								イ	1	0	1
								ウ	1	0	1
				イ	15	2	13	エ	0	0	0
								ア	1	1	6
								イ	0	0	0
								ウ	7	1	6
	(市)	3	0.45%	ウ	0	0	0	エ	0	0	0
								無回答	0	0	0
								ア	0	0	0
								イ	0	0	0
	(町村)	22	0.86%	無回答	3	0	3	ウ	1	0	1
								エ	0	0	0
								無回答	0	0	0
								ア	2	0	2

参考資料6

803 登記所の登記情報の電子化
ア されている
イ されていない
ウ その他

805 課税台帳の更新作業
ア オンライン処理
イ 手書き
ウ その他

813 評価額の通知方法
ア 文書通知
イ 電子化情報を磁気テープで
ウ 電子化情報をオンラインで
エ その他

803		合計	805	全体計	市計	町村計	813	全体計	市計	町村計
ア	全体	1,110	ア	776	190	586	ア	349	68	281
							イ	135	50	85
							ウ	189	54	135
							エ	57	15	42
							無回答	46	3	43
							ア	111	28	83
	(市)	295	ウ	118	45	73	イ	23	6	17
							ウ	55	17	38
							エ	17	6	11
							無回答	9	3	6
							ア	45	15	30
							イ	24	9	15
(町村)	815	無回答	1	0	1	エ	32	4	28	
						無回答	11	4	7	
						ア	6	4	2	
						イ	0	0	0	
						ウ	1	0	1	
						エ	0	0	0	
イ	全体	2,030	ア	1,389	228	1,161	ウ	0	0	0
							イ	1	0	1
							ウ	0	0	0
							エ	0	0	0
							無回答	0	0	0
							ア	641	68	573
	(市)	351	ウ	174	56	118	イ	209	46	163
							イ	409	97	312
							エ	78	10	68
							無回答	52	7	45
							ア	220	25	195
							イ	44	5	39
(町村)	1,679	無回答	14	0	14	ウ	135	27	108	
						エ	37	9	28	
						無回答	17	1	16	
						ア	76	18	58	
						イ	26	6	20	
						ウ	47	21	26	
ウ	全体	79	ア	56	17	39	エ	20	8	12
							無回答	5	3	2
							ア	12	0	12
							イ	0	0	0
							ウ	2	0	2
							エ	0	0	0
	(市)	26	ウ	9	5	4	無回答	0	0	0
							ア	24	4	20
							イ	12	6	6
							ウ	11	2	9
							エ	6	5	1
							無回答	3	0	3
(町村)	53	無回答	0	0	0	ア	5	0	5	
						イ	1	0	1	
						ウ	6	4	2	
						エ	0	0	0	
						無回答	2	0	2	
						ア	3	2	1	
無回答	全体	11	ア	3	0	3	イ	0	0	0
							ウ	1	0	1
							エ	0	0	0
							無回答	1	0	1
							ア	1	0	1
							イ	0	0	0
	(市)	0	ウ	0	0	0	ウ	0	0	0
							エ	1	0	1
							無回答	0	0	0
							ア	0	0	0
							イ	0	0	0
							ウ	0	0	0
(町村)	11	無回答	4	0	4	エ	0	0	0	
						無回答	2	0	2	
						ア	0	0	0	
						イ	0	0	0	
						ウ	0	0	0	
						エ	0	0	0	

			806 更 新 作 業 の 業 務 委 託					807 更 新 作 業 の 延 べ 従 業 員 数						
			ア	イ	ウ	無回答	合計	ア	イ	ウ	エ	オ	無回答	合計
			委託している	委託していない	その他			1人	2人	3人	4人	5人以上		
805課 税 台 帳 の 更 新 作 業	ア オンライン処理	計	477	1,695	45	7	2,224	1,562	365	115	48	124	10	2,224
		市	59	367	7	2	435	100	116	66	32	116	5	435
		町村	418	1,328	38	5	1,789	1,462	249	49	16	8	5	1,789
	イ 手書き	計	134	542	9	1	686	469	126	31	15	40	5	686
		市	15	113	3	0	131	30	41	18	9	31	2	131
		町村	119	429	6	1	555	439	85	13	6	9	3	555
	ウ その他	計	115	152	34	0	301	164	64	24	12	37	0	301
		市	35	55	16	0	106	17	29	18	8	34	0	106
		町村	80	97	18	0	195	147	35	6	4	3	0	195
	無回答	計	2	4	0	13	19	11	2	0	0	0	6	19
		市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		町村	2	4	0	13	19	11	2	0	0	0	6	19
	合計	計	728	2,393	88	21	3,230	2,206	557	170	75	201	21	3,230
		市	109	535	26	2	672	147	186	102	49	181	7	672
		町村	619	1,858	62	19	2,558	2,059	371	68	26	20	14	2,558

			807 更 新 作 業 の 延 べ 従 業 員 数							808 課 税 台 帳 登 録 事 項 の 全 件 登 記 簿 照 合											
			ア	イ	ウ	エ	オ	無回答	合計	ア	イ	イの場合の年度						ウ	無回答	合計 (ア、イ、ウ)	
			1人	2人	3人	4人	5人以上			年に1回	不定期	H10～12	H7～9	H4～6	H元～3	S63以前	不明	実施していない			
802 平 成 1 1 年 度 課 税 台 帳 更 新 件 数	ア	計	102	5	0	0	0	0	107	11	34	10	18	3	1	0	2	61	1	107	
		市	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
		町村	102	4	0	0	0	0	106	11	33	10	17	3	1	0	2	61	1	106	
	イ	計	579	54	9	3	4	4	653	42	318	67	149	60	17	5	20	286	7	653	
		市	3	3	0	1	0	0	7	0	5	0	2	2	0	0	1	2	0	7	
		町村	576	51	9	2	4	4	646	42	313	67	147	58	17	5	19	284	7	646	
	ウ	計	597	86	15	10	5	3	716	26	391	80	151	102	23	3	32	292	7	716	
		市	8	4	2	3	1	0	18	0	7	1	2	3	0	0	1	11	0	18	
		町村	589	82	13	7	4	3	698	26	384	79	149	99	23	3	31	281	7	698	
	エ	計	525	135	29	14	7	6	716	17	379	73	149	98	32	2	25	313	7	716	
		市	31	28	11	4	5	2	81	1	48	12	14	14	8	0	0	31	1	81	
		町村	494	107	18	10	2	4	635	16	331	61	135	84	24	2	25	282	6	635	
	オ	計	186	98	27	9	12	1	333	8	199	26	88	46	24	3	12	124	2	333	
		市	29	35	15	5	8	1	93	4	57	7	19	14	13	1	3	31	1	93	
		町村	157	63	12	4	4	0	240	4	142	19	69	32	11	2	9	93	1	240	
	カ	計	90	63	26	6	18	1	204	5	113	14	38	39	18	1	3	84	2	204	
		市	24	27	18	6	16	0	91	2	58	10	12	23	9	1	3	31	0	91	
		町村	66	36	8	0	2	1	113	3	55	4	26	16	9	0	0	53	2	113	
	キ	計	33	25	10	7	12	0	87	3	60	7	23	21	5	0	4	23	1	87	
		市	11	15	7	6	11	0	50	2	37	6	13	12	4	0	2	11	0	50	
		町村	22	10	3	1	1	0	37	1	23	1	10	9	1	0	2	12	1	37	
	ク	計	76	89	54	25	141	4	389	19	242	43	54	94	41	3	7	124	4	389	
		市	41	73	49	23	138	4	328	17	202	38	42	74	39	3	6	107	2	328	
		町村	35	16	5	2	3	0	61	2	40	5	12	20	2	0	1	17	2	61	
	無回答	計	18	2	0	1	2	2	25	1	5	0	2	0	2	0	1	16	3	25	
		市	0	0	0	1	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	
		町村	18	2	0	0	0	2	22	1	5	0	2	0	2	0	1	13	3	22	
	合計	計	2,206	557	170	75	201	21	3,230	132	1,741	320	672	463	163	17	106	1,323	34	3,230	
		市	147	186	102	49	181	7	672	26	415	74	105	142	73	5	16	227	4	672	
		町村	2,059	371	68	26	20	14	2,558	106	1,326	246	567	321	90	12	90	1,096	30	2,558	

			812 登 記 所 へ の 評 価 額 通 知 方 法						813 評 価 額 の 通 知 方 法					
			ア	イ	ウ	エ	無回答	合計	ア	イ	ウ	エ	無回答	合計
			一覧リスト紙持参	一覧リスト紙取りに来る	磁気テープで配布	その他			文書による通知	磁気テープによる提供	オンラインシステム	その他		
811 登 記 所 へ の 評 価 額 通 知 頻 度	ア 週に1回	計	76	47	0	89	6	218	130	22	55	7	4	218
		市	3	7	0	7	0	17	10	1	5	1	0	17
		町村	73	40	0	82	6	201	120	21	50	6	4	201
	イ 月に1回	計	146	32	0	33	5	216	119	23	66	5	3	216
		市	22	1	0	2	0	25	10	8	5	2	0	25
		町村	124	31	0	31	5	191	109	15	61	3	3	191
	ウ 半年に1回	計	27	4	0	3	0	34	19	6	9	0	0	34
		市	3	0	0	0	0	3	0	2	1	0	0	3
		町村	24	4	0	3	0	31	19	4	8	0	0	31
	エ 1年に1回	計	767	27	2	20	9	825	418	170	217	11	9	825
		市	122	1	0	2	1	126	38	38	46	3	1	126
		町村	645	26	2	18	8	699	380	132	171	8	8	699
	オ その他	計	216	88	0	1,429	123	1,856	773	243	530	204	106	1,856
		市	50	29	0	386	24	489	167	76	177	52	17	489
		町村	166	59	0	1,043	99	1,367	606	167	353	152	89	1,367
	無回答	計	12	5	0	18	46	81	30	12	13	2	24	81
		市	0	1	0	4	7	12	3	3	2	1	3	12
		町村	12	4	0	14	39	69	27	9	11	1	21	69
	合計	計	1,244	203	2	1,592	189	3,230	1,489	476	890	229	146	3,230
		市	200	39	0	401	32	672	228	128	236	59	21	672
		町村	1,044	164	2	1,191	157	2,558	1,261	348	654	170	125	2,558

			813	評 価 額 の 通 知 方 法				
			ア	イ	ウ	エ	無回答	合計
			文書による通知	磁気テープによる提供	オンラインシステム	その他		
809 登 記 所 か ら の 登 記 情 報 の 提 供 方 法 - 要 望 -	ア	計	897	91	36	104	65	1,193
		市	95	21	7	17	5	145
		町村	802	70	29	87	60	1,048
	イ	計	165	226	26	19	13	449
		市	41	65	8	7	3	124
		町村	124	161	18	12	10	325
	ウ	計	401	146	813	78	62	1,500
		市	86	37	216	24	12	375
		町村	315	109	597	54	50	1,125
	エ	計	24	11	14	28	4	81
		市	6	5	5	11	1	28
		町村	18	6	9	17	3	53
	無回答	計	2	2	1	0	2	7
		市	0	0	0	0	0	0
		町村	2	2	1	0	2	7
	合計	計	1,489	476	890	229	146	3,230
		市	228	128	236	59	21	672
		町村	1,261	348	654	170	125	2,558

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法

目次

- 第一章 総則（第一条—第十五条）
- 第二章 施策の策定に係る基本方針（第十六条—第二十四条）
- 第三章 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（第二十五条—第三十四条）
- 第四章 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画（第三十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、情報通信技術の活用により世界的規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、並びに高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部を設置するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画の作成について定めることにより、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「高度情報通信ネットワーク社会」とは、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会をいう。

（すべての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会の実現）

第三条 高度情報通信ネットワーク社会の形成は、すべての国民が、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを容易にかつ主体的に利用する機会を有し、その利用の機会を通じて個々の能力を創造的かつ最大限に発揮することが可能となり、もって情報通信技術の恵沢をあまねく享受できる社会が実現されることを旨として、行われなければならない。

（経済構造改革の推進及び産業国際競争力の強化）

第四条 高度情報通信ネットワーク社会の形成は、電子商取引その他の高度情報通信ネットワークを利用した経済活動（以下「電子商取引等」という。）の促進、中小企業者その他の事業者の経営の能率及び生産性の向上、新たな事業の創出並びに就業の機会の増大をもたらし、もって経済構造改革の推進及び産業の国際競争力の強化に寄与するものでなければならない。

（ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現）

第五条 高度情報通信ネットワーク社会の形成は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じた、国民生活の全般にわたる質の高い情報の流通及び低廉な料金による多様なサービスの提供により、生活の利便性の向上、生活様式の多様化の促進及び消費者の主体的かつ合理的選択の機会の拡大が図られ、もってゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現に寄与するものでなければならない。

（活力ある地域社会の実現及び住民福祉の向上）

第六条 高度情報通信ネットワーク社会の形成は、情報通信技術の活用による、地域経済の活性化、地域における魅力ある就業の機会の創出並びに地域内及び地域間の多様な交流の機会の増大による住民生活の充実及び利便性の向上を通じて、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現及び地域住民の福祉の向上に寄与するものでなければならない。

（国及び地方公共団体と民間との役割分担）

第七条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に当たっては、民間が主導的役割を担うことを原則とし、国及び地方公共団体は、公正な競争の促進、規制の見直し等高度情報通信ネットワーク社会の形成を阻害する要因の解消その他の民間の活力が十分に発揮されるための環境整備等を中心とした施策を行うものとする。

（利用の機会等の格差の是正）

第八条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に当たっては、地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差が、高度情報通信ネットワーク社会の円滑かつ一体的な形成を著しく阻害するおそれがあることにかんがみ、その是正が積極的に図られなければならない。

（社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応）

第九条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に当たっては、情報通信技術の活用により生ずる社会経済構造の変化に伴う雇用その他の分野における各般の新たな課題について、

適確かつ積極的に対応しなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第十条 国は、第三条から前条までに定める高度情報通信ネットワーク社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第十一条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第十二条 国及び地方公共団体は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策が迅速かつ重点的に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

（法制上の措置等）

第十三条 政府は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（統計等の作成及び公表）

第十四条 政府は、高度情報通信ネットワーク社会に関する統計その他の高度情報通信ネットワーク社会の形成に資する資料を作成し、インターネットの利用その他適切な方法により随時公表しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十五条 政府は、広報活動等を通じて、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（高度情報通信ネットワークの一層の拡充等の一体的な推進）

第十六条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワークの一層の拡充、高度情報通信ネットワークを通じて提供される文字、音声、映像その他の情報の充実及び情報通信技術の活用のために必要な能力の習得が不可欠であり、かつ、相互に密接な関連を有することにかんがみ、これらが一体的に推進されなければならない。

（世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成）

第十七条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、広く

国民が低廉な料金で利用することができる世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成を促進するため、事業者間の公正な競争の促進その他の必要な措置が講じられなければならない。

（教育及び学習の振興並びに人材の育成）

第十八条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、すべての国民が情報通信技術を活用することができるようにするための教育及び学習を振興するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展を担う専門的な知識又は技術を有する創造的な人材を育成するために必要な措置が講じられなければならない。

（電子商取引等の促進）

第十九条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、規制の見直し、新たな準則の整備、知的財産権の適正な保護及び利用、消費者の保護その他の電子商取引等の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない。

（行政の情報化）

第二十条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資するため、国及び地方公共団体の事務におけるインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用の拡大等行政の情報化を積極的に推進するために必要な措置が講じられなければならない。

（公共分野における情報通信技術の活用）

第二十一条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、国民の利便性の向上を図るため、情報通信技術の活用による公共分野におけるサービスの多様化及び質の向上のために必要な措置が講じられなければならない。

（高度情報通信ネットワークの安全性の確保等）

第二十二条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保、個人情報の保護その他国民が高度情報通信ネットワークを安心して利用することができるようにするために必要な措置が講じられなければならない。

（研究開発の推進）

第二十三条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、急速な技術の革新が、今後の高度情報通信ネットワーク社会の発展の基盤であるとともに、

我が国産業の国際競争力の強化をもたらす源泉であることにかんがみ、情報通信技術について、国、地方公共団体、大学、事業者等の相互の密接な連携の下に、創造性のある研究開発が推進されるよう必要な措置が講じられなければならない。

（国際的な協調及び貢献）

第二十四条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワークが世界的規模で展開していることにかんがみ、高度情報通信ネットワーク及びこれを利用した電子商取引その他の社会経済活動に関する、国際的な規格、準則等の整備に向けた取組、研究開発のための国際的な連携及び開発途上地域に対する技術協力その他の国際協力を積極的に行うために必要な措置が講じられなければならない。

第三章 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部

（設置）

第二十五条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、内閣に、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十六条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画（以下「重点計画」という。）を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策で重要なものの企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

（組織）

第二十七条 本部は、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略副本部長及び高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部員をもって組織する。

（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長）

第二十八条 本部の長は、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(高度情報通信ネットワーク社会推進戦略副本部長)

第二十九条 本部に、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部員)

第三十条 本部に、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部員(以下「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣
- 二 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

(資料の提出その他の協力)

第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第三十二条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第三十三条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第三十四条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画

第三十五条 本部は、この章の定めるところにより、重点計画を作成しなければならない。

2 重点計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 高度情報通信ネットワーク社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策に関する基本的な方針
- 二 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成の促進に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
- 三 教育及び学習の振興並びに人材の育成に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
- 四 電子商取引等の促進に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
- 五 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
- 六 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
- 七 前各号に定めるもののほか、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を政府が迅速かつ重点的に推進するために必要な事項

3 重点計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

4 本部は、第一項の規定により重点計画を作成したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 本部は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 第四項の規定は、重点計画の変更について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

e-Japan戦略

平成13年1月22日

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部

目 次

I. 基本理念

1. IT 革命の歴史的意義

- (1) IT 革命と知識創発型社会への移行
- (2) 新しい国家基盤の必要性

2. 各国の IT 革命への取り組みと日本の遅れ

- (1) 各国の IT 国家戦略への取り組み
- (2) 我が国の IT 革命への取り組みの遅れ

3. 基本戦略

- (1) 国家戦略の必要性
- (2) 目指すべき社会
- (3) 4つの重点政策分野

II. 重点政策分野

1. 超高速ネットワークインフラ整備及び競争政策

- (1) 基本的考え方
- (2) 目標
- (3) 推進すべき方策

- 1. 超高速ネットワークインフラの整備及び競争の促進

2. 情報格差の是正
3. 研究開発の推進
4. 国際インターネット網の整備

2. 電子商取引ルールと新たな環境整備

- (1) 基本的考え方
- (2) 目標
- (3) 推進すべき方策
 1. 早急に実施すべき分野
 2. 2002 年までに達成すべき分野

3. 電子政府の実現

- (1) 基本的考え方
- (2) 目標
- (3) 推進すべき方策
 1. 行政（国・地方公共団体）内部の電子化
 2. 官民接点のオンライン化
 3. 行政情報のインターネット公開、利用促進
 4. 地方公共団体の取組み支援
 5. 規制・制度の改革
 6. 調達方式の見直し

4. 人材育成の強化

- (1) 基本的考え方
- (2) 目標
- (3) 推進すべき方策
 1. 情報リテラシーの向上
 2. IT を指導する人材の育成
 3. IT 技術者・研究者の育成
 4. コンテンツ・クリエイターの育成

我が国は、21 世紀を迎え、すべての国民が情報通信技術（IT）を積極的に活用し、かつその恩恵を最大限に享受できる知識創発型社会の実現に向けて、既存の制度、慣行、権益にしばられず、早急に革命的かつ現実的な対応を行わなければならない。超高速インターネット網の整備とインターネット常時接続の

早期実現、電子商取引ルールを整備、電子政府の実現、新時代に向けた人材育成等を通じて、市場原理に基づき民間が最大限に活力を発揮できる環境を整備し、我が国が5年以内に世界最先端のIT国家となることを目指す。

I. 基本理念

1. IT革命の歴史的意義

(1) IT革命と知識創発型社会への移行

コンピュータや通信技術の急速な発展とともに世界規模で進行するIT革命は、18世紀に英国で始まった産業革命に匹敵する歴史的な大転換を社会にもたらそうとしている。産業革命では、蒸気機関の発明を発端とする動力技術の進歩が世界を農業社会から工業社会に移行させ、個人、企業、国家の社会経済活動のあり方を一変させた。これに対して、インターネットを中心とするITの進歩は、情報流通の費用と時間を劇的に低下させ、密度の高い情報のやり取りを容易にすることにより、人と人との関係、人と組織との関係、人と社会との関係を一変させる。この結果、世界は知識の相互連鎖的な進化により高度な付加価値が生み出される知識創発型社会に急速に移行していくと考えられる。

(2) 新しい国家基盤の必要性

我が国は、明治維新を機に農業社会から工業社会への移行を始め、第二次世界大戦の終戦を機に規格大量生産型の工業社会を急速に発展させることに成功した。その結果、維新以来100年余りの短い期間で、西欧社会に対する経済発展の遅れを取り戻し、米国に次ぐ経済大国に成長した。この経済発展の恩恵は広く国民に行き渡り、国民生活の豊かさが飛躍的に向上した。この成功の要因は、我が国が工業社会にふさわしい社会基盤の整備を素早く的確に実現できたことにあるといえるであろう。

我が国が引き続き経済的に繁栄し、国民全体の更に豊かな生活を実現するためには、情報と知識が付加価値の源泉となる新しい社会にふさわしい法制度や情報通信インフラなどの国家基盤を早急に確立する必要がある。しかしながら、革命の常として、工業社会から知識創発型社会への変化は不連続であり、その過程では将来の繁栄を実現するための痛みにも耐えなければならない。我々国民一人一人は、明治維新、終戦といった過去の時代への幕引きがない中で、自ら素早く社会構造の大変革を実行することが求められているといえる。

2. 各国のIT革命への取り組みと日本の遅れ

(1) 各国のIT国家戦略への取り組み

産業革命に対する各国の対応が、その後の国家経済の繁栄を左右したが、同様のことがIT革命においてもいえる。即ち、知識創発のための環境整備をいかに行うかが、21世紀における各国の国際競争優位を決定付けることになる。

米国はいうに及ばず、欧州やアジアの国々が IT 基盤の構築を国家戦略として集中的に進めようとしているのは、そうした将来展望に立ってのことである。

（２）我が国の IT 革命への取り組みの遅れ

それに対して我が国の IT 革命への取り組みは大きな遅れをとっている。インターネットの普及率は、主要国の中で最低レベルにあり、アジア・太平洋地域においても決して先進国であるとはいえない。また、IT がビジネスや行政にどれほど浸透しているかという点から見ても、我が国の取り組みは遅れているといわざるを得ない。変化の速度が極めて速い中で、現在の遅れが将来取り返しのつかない競争力格差を生み出すことにつながることを我々は認識する必要がある。

こうした我が国のインターネット利用の遅れは、地域通信市場における通信事業の事実上の独占による高い通信料金と利用規制によるところが大きいと考えられる。また、インターネット網が低速で非効率な音声電話網の上に作られていること及び通信料金が従量制になっていることが、データ通信料金を高いものとする原因になっていた。1985 年に通信事業の民営化が行われ、また最近になって外資規制の緩和などが行われたが、未だに数多くの規制や煩雑な手続きを必要とする規則が通信事業者間の公正かつ活発な競争を妨げている。これに加え、書面主義、対面主義による旧来の法律などもインターネット利用の妨げとなってきた。すなわち、インターネット普及の遅れの主要因は、制度的な問題にあったと考えられる。

3. 基本戦略

（１）国家戦略の必要性

我が国がこれまでの遅れを取り戻し、必要とするすべての国民に世界最先端の IT 環境を提供し、更には世界への積極的な貢献を行っていくためには、必要とされる制度改革や施策を当面の 5 年間に緊急かつ集中的に実行していくことが求められる。そのためには、社会経済の構造改革の方向性と改革の道筋を具体的に描いた国家戦略を構築し、その構想を国民全体で共有することが重要である。

民間が自由で公正な競争を通じて様々な創意工夫を行い、IT 革命の強力な原動力となることができるように、政府は縦割り行政を排し、国・地方が相互に連携して、市場原理に基づく開かれた市場が円滑に機能するような基盤整備を迅速に行う必要がある。

（２）目指すべき社会

我が国は、国家戦略を通じて、国民の持つ知識が相互に刺激し合うことによって様々な創造性を生み育てるような知識創発型の社会を目指す。ここで実現すべきことの第一は、すべての国民が情報リテラシーを備え、地理的・身体的・経済的制約等にとらわれず、自由かつ安全に豊富な知識と情報を交流し得ることである。第二は、自由で規律ある競争原理に基づき、常に多様で効率的

な経済構造に向けた改革が推進されることである。そして第三は、世界中から知識と才能が集まり、世界で最も先端的な情報、技術、創造力が集積・発信されることによって、知識創発型社会の地球規模での進歩と発展に向けて積極的な国際貢献を行なうことである。

具体的には、次のような社会像を描くことができる。

- ・ 教育：地理的、身体的、経済的制約等に関わらず、誰もが、必要とする最高水準の教育を受けることができる。
- ・ 芸術・科学：あらゆる美術作品、文学作品、科学技術を地理的な制限なく、どこにいても鑑賞、利用できる。また、人々がデジタル・コンテンツを容易に作成し、流通させることができる。
- ・ 医療・介護：在宅患者の緊急時対応を含め、ネットワークを通じて、安全に情報交換ができ、遠隔地であっても質の高い医療・介護サービスを受けることができる。
- ・ 就労：交通手段に依存することなく、ネットワークを通じて職場とつながることにより、各人が年齢や性別に関わりなく希望する仕事をしつつ、生活の場を選択することが可能となる。
- ・ 産業：企業規模にかかわらず、ITを駆使して、自由に世界中の顧客と商取引を行うことができる。競争の促進と知的財産権の保護とのバランスが、国際的な整合性をもって保たれる。
- ・ 環境：テレワーク等による交通量の抑制、経済活動のネットワーク化による、資源・エネルギーの消費抑制等により、環境への負荷を総合的に軽減していくことが可能になる。
- ・ 生活：いつでもどこにいても、様々な情報機器を通じて最新の映画を鑑賞し、人気のテレビゲームを楽しみ、離れた家族や友人と、音声のみならず映像を通じた質の高いコミュニケーションを図ることができる。
- ・ 移動・交通：高度な道路交通システム（ITS）の導入により、目的地に最適な交通手段で、最短の時間で行くことができ、渋滞や事故の少ない、安全で快適な移動が可能となる。
- ・ 社会参加：ネットワークを通じて、国民自らの積極的な情報発信、社会形成への参画が可能となる。また、障害者や高齢者の社会参加が容易になり、各人がボランティアや社会貢献活動にも容易に参加することができる。
- ・ 行政：自宅や職場にしながら、政府に関する情報が即座に手に入り、ワンストップサービスで住所・戸籍、税の申告・納付などの行政サービスを受けることができる。

（3）4つの重点政策分野

上記に描いたような知識創発型社会を実現するために、我が国は新しいIT国家基盤として、1)超高速ネットワークインフラ整備及び競争政策、2)電子商取引と新たな環境整備、3)電子政府の実現、4)人材育成の強化、の4つの重点政策分野に集中的に取り組む必要がある。

我が国が IT 革命を推進するためには、ハード、ソフト、コンテンツを同時並行的に、かつ飛躍的に発展させることが重要である。特に、市場競争原理に基づく超高速ネットワークインフラ整備と情報リテラシーの普及を含む人材育成は、IT 革命の推進に不可欠な基盤となる。また、こうした基盤の上における IT を活用した取引や活動を活性化するためには、電子政府の実現と、政府規制の緩和や新しいルール作りを通じた電子商取引の促進を図ることが必要となる。4 つの重点政策分野の選定は、このような理由に基づくものである。

II. 重点政策分野

1. 超高速ネットワークインフラ整備及び競争政策

(1) 基本的考え方

IT 革命の実現のためには、個人、企業、国家といった各主体間の距離と時間を克服し大量の情報流通を可能とするネットワークインフラを国民が広く低廉な料金で利用できることが不可欠である。このネットワークインフラについては、1) いつでも、どこでも、誰でも、2) 多種多様な選択肢やサービス、3) 安心、容易、安全確実、4) 安価、高速、効率的、5) 国内外無差別、グローバルな整合性、を基本要件としてその整備を推進する必要がある。

また、ネットワークインフラの整備については、民間が主導的役割を担うことを原則とし、政府は自由かつ公正な競争の促進、基礎的な研究開発等民間の活力が十分に発揮される環境を整備する。競争政策の遂行にあたっては、「利用者の利益の最大化」と「公正な競争の促進」を基本理念とし、通信その他の関連する法律や諸制度でこれにそぐわないものについては、抜本的な改正を直ちに行う必要がある。

なお、ネットワークインフラの整備を推進する過程においては、ベンチマーク手法を導入するなどして、我が国のインターネット環境を国際的に比較して常に世界最高水準にあるように努めることが必要である。

(2) 目標

1. 競争及び市場原理の下、5 年以内に超高速アクセス（目安として 30～100Mbps）が可能な世界最高水準のインターネット網の整備を促進することにより、必要とするすべての国民がこれを低廉な料金で利用できるようにする。（少なくとも 3000 万世帯が高速インターネットアクセス網に、また 1000 万世帯が超高速インターネットアクセス網に常時接続可能な環境を整備することを目指す。）

2. 短期的には、1年以内に有線・無線の多様なアクセス網により、すべての国民が極めて安価にインターネットに常時接続することを可能とする。これに必要なあらゆる手段を速やかに講ずる。
3. インターネット端末やインターネット家電が普及し、それらがインターネットに常時接続されることを想定し、十分なアドレス空間を備え、プライバシーとセキュリティの保護がしやすいIPv6を備えたインターネット網への移行を推進する。
4. 無線アクセス網からのデータがインターネット網（IPv6）に効率よく接続された最先端の高速無線インターネット環境を実現し、シームレスな移動体通信サービスを実現する。高度道路交通システム（ITS）や地理情報システム（GIS）などと連携した高度な移動体通信サービスを普及・促進する。
5. 国内インターネット網の超高速化に併せて、国際的なインターネット・アクセスの超高速化を目指す。

（3）推進すべき方策

上記目標を達成するために、政府は以下の方策を講ずる。

1. 超高速ネットワークインフラの整備及び競争の促進
 - ア）電気通信分野における競争を促進するためには、市場支配力に着目した非対称規制を導入する。同時に、通信事業の展開に係る各種の規制を競争を促進する方向で大幅な見直しを進めるとともに、「利用者利益の最大化」と「公正な競争の促進」を基本理念とし、事前規制を透明なルールに基づく事後チェック型行政に改める。支配的事業者の反競争的行為に対する監視機能の強化を図るとともに、利用者からの苦情や事業者間紛争、制度・運用上の見直し要求への迅速な対応と裁定スキームの充実を実現するために、早急に専門の機関を設置する必要がある。他方で、競争阻害行為の排除については、独占禁止法の下で公正取引委員会の機能を強化する。
 - イ）光ファイバー等及びその敷設のための管路・線路・街路柱等の資源の公正かつ公平な利用を促進するために、民間活力を最大限発揮させる観点から、明確なルール等を設定する。
 - ウ）無線周波数帯の資源については、先端情報ネットワーク環境の発展に資するよう、定期的な割当ての見直しを含め、迅速で公平な割当てを可能にする。そのためにオークション方式なども考慮に入れた公正、透明な割当てを検討し、実施する。
2. 情報格差の是正

過疎地や離島など条件不利地域における高速インターネット利用の普及策について検討する。
3. 研究開発の推進

世界最高水準の技術力を保持し、またこれを維持するために研究開発を支援・促進する。

4. 国際インターネット網の整備

我が国が、国際インターネット網のハブとして機能できるための必要な措置を講ずる。

2. 電子商取引ルールと新たな環境整備

(1) 基本的考え方

インターネット上での電子商取引は、1)誰でも参加できる、2)民間主導で市場が形成される、3)スピードが速い、4)国境のない市場が形成されるなどのサイバー空間の特徴をもち、紙ベースで行われていた取引が電子化されることによる利点にとどまらず、これまで想像もできなかったような市場が形成され、新たな取引形態が生まれると考えられる。

そのためには、誰もが安心して参加できる制度基盤と市場ルールを整備し、サイバー空間を活性化するとともにその活力を維持するための制度を構築し、更には利用者の要求の変化に柔軟に対応するための制度を実現する必要がある。サイバー空間上での電子商取引を発展させ、普及させるためには、事前ルールは最小限とし、新たに発生した紛争を解決するためのメカニズムを構築する、いわゆる事後チェック型ルールへの転換が重要になる。また、消費者や事業者など、電子商取引の参加者への障壁を取り除くとともに、取引の透明性の確保や不正への的確な対処など、参加者の信頼を得るための方策も検討する必要がある。

また、電子商取引は、国境を越えたグローバルな取引をも容易に可能とすることから、国際間の商取引を円滑に行えるような仕組みを構築するとともに、我が国からの参加者がハンディキャップを背負うことのないよう国際的に整合性を持ったルール整備を行うことも重要である。

(2) 目標

事業者間(B to B)及び事業者・消費者間(B to C)取引の市場規模は、2003年に1998年の約10倍(事業者間取引の市場規模が1998年の約10倍:70兆円程度に、また事業者・消費者間の取引が1998年の約50倍:3兆円程度)になるとの予測があるが、これを大幅に上回ることを目指す。

(3) 推進すべき方策

上記目標を達成するために、政府は以下の方策を講ずる。

1. 早急に実施すべき分野

ア) 既存ルールの解釈の明確化(ノーアクションレターの導入)、ADR(裁判外紛争処理メカニズム)の整備、独禁法ガイドラインの整備(電子商取引、知的財産関連ガイドラインの整備)を早急に実施する。

イ) 民間同士の書面交付義務に関しては、2000年の臨時国会において改正法が成立したが、これ以外の対面行為、事務所の必置等の電子商取引を阻害する規制についてもこれを改革する。

ウ) 契約成立時期の明確化などの電子契約や情報財契約のルール、インターネットサービスプロバイダー等の責任ルール等について、2001年の通常国会に必要な法律案を提出する。

エ) 個人情報保護基本法案を2001年の通常国会に提出するなど消費者の信頼の確立のために必要な法的手当てを行う。

オ) 株主総会の招集通知、議決権行使等についてインターネットの利用が2002年の株主総会で可能となるよう所要の商法改正法案等を国会に提出する。

2. 2002年までに達成すべき分野

ア) 株主総会と取締役会の権限配分の見直し、純資産額規制及び出資単位規制の見直しなどを含む商法の抜本改正を行う。

イ) コンピュータを利用した犯罪に対応するための刑事法制の見直しを行う。

ウ) コンテンツ取引の適正化を図る観点から、独占禁止法による監視等により我が国の契約慣行・流通慣行を是正するとともに、コンテンツに対する課金やクリエイターに対する正当な報酬を確保するルールを整備する。

3. 電子政府の実現

(1) 基本的考え方

電子政府は、行政内部や行政と国民・事業者との間で書類ベース、対面ベースで行われている業務をオンライン化し、情報ネットワークを通じて省庁横断的、国・地方一体的に情報を瞬時に共有・活用する新たな行政を実現するものである。その実現にあたっては、行政の既存業務をそのままオンライン化するのではなく、IT化に向けた中長期にわたる計画的投資を行うとともに、業務改革、省庁横断的な類似業務・事業の整理及び制度・法令の見直し等を実施し、行政の簡素化・効率化、国民・事業者の負担の軽減を実現することが必要である。

これにより誰もが、国、地方公共団体が提供するすべてのサービスを時間的・地理的な制約なく活用することを可能とし、快適・便利な国民生活や産業活動の活性化を実現することになる。即ち、自宅や職場からインターネットを経由し、実質的にすべての行政手続の受付が24時間可能となり、国民や企業の利便性が飛躍的に向上する。

このように、電子政府は、ITがもたらす効果を日本社会全体で活用するための社会的基盤となるものである。

(2) 目標

文書の電子化、ペーパーレス化及び情報ネットワークを通じた情報共有・活用に向けた業務改革を重点的に推進することにより、2003年度には、電子情報を紙情報と同等に扱う行政を実現し、ひいては幅広い国民・事業者のIT化を促す。

(3) 推進すべき方策

上記目標を達成するために、政府は、1)明確な目標設定と進捗状況に対する評価・公表、柔軟な改定、2)業務・制度の改革、3)民間へのアウトソーシングの推進を3原則とし、下記を盛り込んだ実現計画を定める。その際、主要プロジェクトについて、運用費・開発費別の投資の見込み額及びその効用を国民・事業者に明らかにする。2003年度中に、計画の実施状況について評価・分析し、その後、新計画を策定・実施する。その際、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部を中心に各省庁間の有機的な連携を確保する。

1. 行政（国・地方公共団体）内部の電子化

文書の原本性、セキュリティを確保しつつ、ペーパーレス化のための業務改革を実施し、行政主体間における情報の収集・伝達・共有・処理を電子化する。また、職員の情報リテラシーの向上と意識改革を図るとともに、重要な行政情報のバックアップ体制の確立など、災害時の危機管理能力を強化する。都道府県、市町村のレベル毎に地方公共団体によるシステムの共有等を奨励し、2003年度までに全地方公共団体の総合行政ネットワークへの接続の完成を目指す。

2. 官民接点のオンライン化

2003年までに、国が提供する実質的にすべての行政手続きをインターネット経由で可能とする。類似業務の統廃合とシステム化を進め、ワンストップサービスを実現する。歳入歳出手続きについては、早期の電子化を図る。地方公共団体に対しては、住民ニーズなどに対応したオンライン化を計画的に実施するよう要請する。また、行政サービスのオンライン化を見据え、行政組織の枠を超えて利用可能で、電子印鑑の機能を持ち、セキュリティの高い行政ICカードを早急に導入する。ネットワークを通じた行政ICカードの相互運用性を確保する視点から、早急にモデルシステムの開発等に着手する。

3. 行政情報のインターネット公開、利用促進

インターネットを活用した国民と行政の間での双方向の情報交流を強化する。同様の取り組みを地方公共団体に要請する。

4. 地方公共団体の取組み支援

国は、早急に地方公共団体が実現するシステムの標準案を策定・提示する。また、競争原理を尊重しつつ、地方の公共機関を結ぶ地域情報インフラ整備への支援を行う。また、国は、地方公共団体の先進的な取り組みを支援し、業務の見直し状況、住民活動・企業活動への効果等を検証するとともに、他の地方公共団体への展開を奨励する。また、市町村向けにシステム構築、運営等を支援する体制を整備するよう、都道府県に要請するとともに、身近な窓口で申請・届出手続きが処理され、行政全体の効率を高めるべく、一層の地方分権を進める。

5. 規制・制度の改革 2001年度中に、インターネットを活用した行政手続、行政運営等が可能となるよう個々の手続に求められる書類の削減・標準化、書面の提出・保存を求める法令の見直し等を行う。また、オンライ

霞が関WANについて

平成 13 年 1 月
総務省行政管理局

1 霞が関WANの整備運用

霞が関WANは、各省庁のLAN（庁舎内ネットワーク;Local Area Network）を結ぶ省庁間ネットワーク(Wide Area Network)である。「行政情報化推進基本計画」（平成6年12月25日閣議決定）に基づいて整備したものであり、平成9年1月から運用を開始している。

現在、全体で28機関が霞が関WANに加入。

◇霞が関WAN利用機関一覧

2 霞が関WANの機能、コンテンツ

霞が関WANは、電子メールや電子文書交換システムなどによる省庁間のコミュニケーションの迅速化・高度化や、法令、白書等のデータベースによる情報共有の推進を図るための総合的なネットワークであり、主に、次のようなアプリケーションを運用中である。

〔コミュニケーションの迅速化・高度化〕

- (1) 電子メールシステム(平成9年1月から運用開始)
各省庁の担当者間の日々の情報交換、事務連絡に活用。月間およそ40万件のメールがやり取りされている。
- (2) 省庁間電子文書交換システム（平成12年3月から運用開始）
省庁間の公文書その他の重要な文書のやり取りを安全・確実に行うシステム。
正しい受発信者であること等を確認する機能（電子認証機能）、送信文の暗号化等のセキュリティの高いシステム。
- (3) 国会関係事務支援システム（平成9年9月（第141回国会）から運用開始）
内閣官房（内閣参事官室）から各省庁への国会日程等の連絡を迅速に行うもの。

〔省庁間の情報共有の推進〕

- (1) 共通情報検索システム（平成11年1月から霞が関WAN上で提供）

法令、国会会議録等のデータベース検索するシステムで、総務省行政管理局が運用。

(2) 統計情報データベースシステム (S I S M A C) (平成10年10月から霞が関WAN上で提供)

各種統計情報のデータベースシステムであり、総務省統計局が運用。

(3) 許認可等・国の関与データベース (平成9年3月から霞が関WAN上で提供)

各種の許認可、国の関与等の台帳をデータベース化したシステムであり、総務省行政評価局が運用

(4) 国立国会図書館中央館・支部図書館ネットワークシステム (平成10年4月から霞が関WAN上で運用)

国立国会図書館が各支部図書館 (各省庁図書館) 向けに蔵書の検索等サービスを提供するもの。

[国民への情報発信等]

○インターネットホームページ (平成9年7月から運用開始)

個別にインターネットホームページを開設していない省庁のホームページを霞が関WANの運用センターに開設し、情報発信。

(霞が関WANを利用してホームページを開設している省庁等)

会計検査院 平成9年7月開設 (<http://www.jbaudit.admix.go.jp>)

内閣法制局 平成9年9月開設 (<http://www.clb.admix.go.jp>)

公正取引委員会 平成10年3月開設 (<http://www.jftc.admix.go.jp>)

人事院 平成10年3月開設 (<http://www.jinji.admix.go.jp>)

◇霞が関WANで運用予定の各種業務システム

行政情報化推進基本計画

平成 6 年 1 2 月 2 5 日閣議決定

行政をめぐる内外諸情勢の変化に的確に対応し、行政の総合性の確保、簡素化・効率化の一層の推進、国民ニーズへの対応等を図っていくことが要請されているが、近年急速な進歩を遂げつつある情報通信技術の成果を活用し、これらの要請に一層的確に対処するため、政府として、「行政情報化推進基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、行政の情報化を総合的・計画的に推進する。

第 1 理念、計画目標

1 情報化推進の理念

行政の情報化は、行政のあらゆる分野において情報通信技術の成果を普遍的に活用し、行政の質の高度化、国民サービスの質的向上を図ることを目的とするものである。

この意味で、行政の情報化を、効率的で総合的・対応力に富んだ行政の実現、国民ニーズに即した行政事務・行政サービス体系の確立及び情報の共有を基盤とした円滑な国民と行政との関係の形成に向けて行政の事務・事業及び組織を通じるシステムを改革するための重要な手段として位置付け、その積極的推進を図ることにより、国民の立場に立った効率的・効果的な行政の実現を目指す。

2 計画目標

情報通信技術の成果を財政状況等を勘案しつつ行政のあらゆる分野に積極的に導入し、情報システムの利用を行政の組織活動に不可欠なものとして定着させ、行政内部のコミュニケーションの円滑化、情報の共有化による政策決定の迅速化・高度化等行政運営の質的向上と、国民への情報提供の高度化、行政手続の効率化等の行政サービスの質的向上を図るため、セキュリティの確保等に留意しつつ、「紙」による情報の処理から通信ネットワークを駆使した電子化された情報の処理への移行を実現する。

3 計画期間

平成 7 年度を初年度とする 5 か年計画とする。

4 計画の対象

国の行政機関を対象とする。

5 共通実施計画及び各省庁別計画の策定

基本計画に定める共通実施事項を実施するための共通実施計画を別途定めるとともに、各省庁は、基本計画を踏まえ、各省庁別計画を策定する。

なお、基本計画及び共通実施計画並びに各省庁別計画を合わせて「行政情報化推進計画」と称する。

第2 情報化推進基盤の整備方針

各省庁は、以下の整備方針を踏まえ、行政の情報化を推進する。

1 情報化の進展に対応した行政情報システムの整備

(1) 行政情報の電子化と高度利用

- (1)-1 行政情報の高度利用を推進し、行政の情報化を円滑に進めるため、行政事務処理に伴って発生する情報の広範な電子化を行うとともに、一般行政事務における文書の作成・保管・伝達等の事務処理について、情報システム化を総合的に推進する。
- (1)-2 行政の組織活動に情報システムを不可欠なものとして定着させ、行政の効率化・高度化を推進するため、職員一人一人がいつでもパソコン、ワークステーション等の利用が可能となる環境を整備する。
- (1)-3 データベースの整備について、外部データベースの活用を含め効率的な整備を推進する。
- (1)-4 許認可、登録、給付等各省庁固有の業務に係る定型的業務処理について、進展する情報通信技術を活用し、情報システム化と既存システムの高度化を推進する。

(2) 行政情報の流通の円滑化と総合利用

- (2)-1 省庁間の情報の共有及び円滑な流通を図るため、データコード、データ項目等基本的項目について標準化を行う。
- (2)-2 省庁の枠を超えた政策の総合的な企画・立案を支援するため、情報流通の円滑化と迅速なコミュニケーションを行う省庁間電子文書交換システムなどの情報システムを整備する。
- (2)-3 一元的に開発・提供することが効率的なデータベースについて

、引き続きその整備・拡充を行うとともに、各省庁において個別に整備され他省庁にも提供可能なデータベースについて、省庁間利用を一層推進する。また、調査研究報告書など各省庁が共通して保有する情報を、統一的な考え方にに基づき、各省庁で共同利用できるデータベースとして整備する。

- (2) - 4 複数の省庁に関連する省際行政事務に係る情報について、関係省庁間の調整を図りつつ、共同利用できるデータベースとしての整備を推進する。

(3) 行政サービスの高度化

- (3) - 1 各省庁から日々公表される報道発表資料などの情報について、情報通信技術を活用し、時間的・空間的制約を超えて国民等に提供する情報システムを省庁間の整合性を図りつつ整備する。

- (3) - 2 公開可能な行政情報の社会的活用について、国民等のニーズに応じ、電子的な手段・媒体による提供を公益法人、民間事業者等も活用しつつ一層推進する。また、このため、民間提供に係る要領を策定するとともに、データベースなどのクリアリング（所在案内）システム等を整備する。

- (3) - 3 国民等との間の様々な行政手続等について、事案審査等行政機関内部の事務処理を合理化・迅速化する情報システムの整備に合わせ申請、届出、報告、相談等の電子化・オンライン化を業務内容に即して推進するとともに、電子的縦覧・閲覧を推進する。

なお、各種行政手続を一元的・電子的に処理する行政手続システムの在り方を検討する。

(4) 情報システム及び執務環境の高度化

- (4) - 1 情報通信技術の進歩の成果を行政情報システムに活用し、一層効率的かつ効果的なシステムの整備を図るため、政府全体として、分散処理、マルチメディアなどの新技術等に関する情報収集・評価機能を充実強化し、具体的な適用等のためのパイロット事業の実施等を通じ、これら新技術等の普及を図る。また、業務処理等の実態に即して新技術等の積極的な活用を図る。

- (4) - 2 省庁内・省庁間で利用するデータベースなど部局・省庁を超えて総合的に整備することが必要な情報システムについて、国際的な標準に準拠した製品を導入することにより、オープンシステム化を推進する。また、事業別システムなど部局内システムについて、多様な製品の選択等による最適なシステムを構築する観点から可能な限りオープンシステム化を推進する。

- (4) -3 エンドユーザ・コンピューティングの進展、組織を超えたネットワークの広域化の進展等に対応するため、業務形態等に即して情報システム面及び施設面での安全性・信頼性対策を充実強化するとともに、外部監査・評価の活用のためのパイロット事業の実施等を通じ、システム監査・評価機能を充実する。
- (4) -4 情報システムの開発・運用管理について、各種支援ツール等の積極的な活用などにより効率化・省力化を推進する。
- (4) -5 施設のインテリジェント化など行政の情報化に対応した執務環境の整備を推進する。
- (5) 通信ネットワークの高度化
 - (5) -1 省庁内の通信ネットワークについて、各省庁や行政機関以外の情報システムと接続可能で柔軟な情報処理が可能となる施設内ネットワーク、いわゆるLANの整備を推進するとともに、本省庁・出先機関等間を結ぶ通信ネットワークの整備を推進する。
 - (5) -2 省庁間の情報流通の円滑化・高度化を図るため、各省庁の施設内ネットワークを相互に接続する省庁間ネットワーク、いわゆる霞が関WANについて、ネットワークの運用管理、接続方式等具体的な検討を行い、円滑・早期に整備する。また、行政機関のネットワークについて、進展する高速・大容量通信への対応等を検討する。
 - (5) -3 円滑な国民と行政との関係の形成、広範な情報流通の実現を図るため、行政機関のネットワークと地方公共団体、民間等の各種周辺ネットワークとの間における適切な情報交換手段の確保を図る。

2 情報化に対応した制度・慣行の改善

- (1) 行政内部の意思の伝達・決定にかかわる制度・手続
 - (1) -1 情報の伝達、保管等の手続を定めている各省庁文書管理規則等や省庁間の情報流通に係る取決めなどについて、施行文書の公印・契印の省略、電子的決裁方式の導入、セキュリティの確保等の措置について技術面を含め検討を進めつつ、省庁間電子文書交換システムの整備、各省庁における文書管理のシステム化などの情報化の進展に合わせて、逐次見直しを進める。
 - (1) -2 官庁会計事務、人事・給与関係事務等に係る文書など紙による保管・提出が義務付けられている文書について、これらの事務の情報システム化に合わせて、その電子化を図ることとし、これに

必要な規定面の見直しを進める。

(2) 国民等との間の事務・サービス手続

- (2)-1 国民等との間の各種許認可等の事務手続について、紙による事務処理を代替する技術の進展、審査等事務の情報システム化の進ちょく状況、国民等の理解を考慮しつつ、情報通信技術を活用した申請・届出等を行えるようにするための検討を行い、その結果を踏まえて各種許認可等に係る法令等の見直しを進める。

また、各種申請・届出等窓口の近隣化・一元化及び一つの手続で複数の事務手続を可能とするいわゆるワンストップサービス等の事務手続の簡素化の在り方について、調査研究を進める。

- (2)-2 国民等に対する行政情報の提供、窓口業務等について、情報通信技術を活用し、提供窓口の一元化、取扱時間の延長等を含む行政サービスの向上を図るため、これに必要な制度面の見直しを進める。

3 その他情報化を推進するための基盤整備

(1) 組織的基盤の充実

- (1)-1 各省庁における情報化を組織全体として推進するため、省庁内に連絡会議等を設置することにより、企画調整機能の充実強化を図る。

- (1)-2 情報化に関する計画の策定、実施等の責任者として、各省庁の組織規模・形態、所掌事務等を勘案しつつ、トップレベルの統括責任体制を確立するとともに、省庁内に共通する情報システムの企画立案、個別システムの調整等について、統括責任体制を補佐する中核的なスタッフ機能を整備充実する。

(2) 人的基盤の充実

- (2)-1 限られた人的資源を有効に活用し、円滑かつ効率的なシステム運営を行うため、情報システムの企画立案、開発及び運用管理の各段階において、業務形態等を勘案しつつ、コンサルタント、システムインテグレータ等の外部リソースの積極的な活用を図る。

- (2)-2 情報システム部門の要員について、職員研修等の一層の充実、情報システム部門間や情報システム以外の部門との人事交流の推進などにより、企画・調整要員、システム評価要員等、高度な技術を有しつつ幅広く組織運営の責務を担い得る要員の養成確保に努める。

- (2) -3 職員の情報活用能力、いわゆる情報リテラシーの向上を図る観点から、情報システム関連研修等の一層の充実を図るとともに、セミナー、シンポジウムなど種々の機会をとらえて、情報モラルの普及啓発に努める。また、情報システム部門との人事交流などにより、ユーザー部門における情報化をリードする中核的な人材の養成に努める。

(3) 予算及び調達の改善

- (3) -1 計画的な取組が必要な大規模システム開発など多年度を要する情報化プロジェクトについて、円滑かつ効率的な実施を推進するため、必要に応じて国庫債務負担行為制度の活用を図る。
- (3) -2 コンピュータ製品等の調達関連業務について、具体的取引価格等に関する情報の把握・流通方策、ソフトウェアの評価・見積り方策等を検討し、その一層の効率化・適正化を図る。

第3 共通実施事項

各省庁は、第2の整備方針に基づき、共同・分担して以下の事項を実施する。

1 情報化の進展に対応した行政情報システムの整備

(1) 行政情報の電子化と高度利用

- (1) -1 りん議・決裁システム、国会関係事務支援システム等各省庁に共通する事務処理システムの整備
- (1) -2 各省庁が共同で導入・利用することが合理的な外部データベースの活用方策の検討

(2) 行政情報の流通の円滑化と総合利用

- (2) -1 省庁間の情報の共有及び円滑な流通に必要なデータコード、データ項目等基本的事項の標準化
- (2) -2 省庁間の円滑な情報流通と迅速なコミュニケーションを行う電子文書交換システム、電子メールシステム等の整備
- (2) -3 一元的に開発・提供することが効率的なデータベースの整備
- (2) -4 白書・年次報告書、調査研究報告書等各省庁が共通して保有する行政情報のデータベースの整備

- (2) - 5 データベースの省庁間利用の一層の推進に必要な省庁間利用要領の策定並びにクリアリングシステム及びデータベース相互利用システムの整備
- (3) 行政サービスの高度化
 - (3) - 1 報道発表資料等各種行政情報の通信ネットワークによる国民等への提供システムの整備
 - (3) - 2 行政情報の社会的活用の一層の推進に必要な民間提供要領の策定及びクリアリングシステム等の整備
- (4) 情報システム及び執務環境の高度化
 - (4) - 1 分散処理、オープンシステム、ネットワーク、マルチメディアなどの新技術や国際的な標準の普及のためのパイロット事業の実施及び導入指針の策定
 - (4) - 2 業務形態等に即した情報システム面及び施設面の安全性・信頼性確保方策に関する指針の策定
 - (4) - 3 システム監査・評価機能の充実のための外部監査・評価を活用するパイロット事業の実施
 - (4) - 4 行政の情報化に対応した施設面のシステム環境整備指針の策定
- (5) 通信ネットワークの高度化
 - (5) - 1 省庁間で総合的に運用する共通事務処理システムの円滑・適切な運用が可能となる各省庁における情報システムの整備
 - (5) - 2 各省庁の施設内ネットワークを相互に接続する霞が関WANの整備
 - (5) - 3 行政機関のネットワークと地方公共団体、民間等の各種周辺ネットワークとの間における適切な情報交換手段の整備

2 情報化に対応した制度・慣行の改善

- (1) 行政内部の意思の伝達・決定にかかわる制度・手続
 - (1) - 1 施行文書の公印・契印の省略、電子的決裁方式の導入、情報の伝達、保管等に係るセキュリティの確保等の技術面を含めた検討
 - (1) - 2 電子文書交換システムの整備等文書事務手続の電子化の進ちょ

くに合わせた各省庁文書管理規則等の見直し指針の策定及び省庁間の情報流通に関する取決めの見直し

- (1) - 3 官庁会計事務、人事・給与関係事務等に係る文書の電子化に対応した規定面の見直し

(2) 国民等との間の事務・サービス手続

- (2) - 1 国民等からの各種申請・届出等の手続について、電子化に対応したものとするための見直し指針の策定
- (2) - 2 各種申請・届出等窓口の近隣化・一元化及びワンストップサービス等の事務手続の簡素化の在り方に関する調査研究の実施
- (2) - 3 国民等に対する各省庁の行政情報の閲覧・提供システムの整備に対応した制度面の見直し指針の策定
- (2) - 4 情報通信技術を活用した行政情報提供窓口の一元化、窓口業務の取扱時間の延長、休日サービスの実施等のための制度面の検討

3 その他情報化を推進するための基盤整備

(1) 人的基盤の充実

- (1) - 1 システムインテグレータ等の外部リソースの活用に関する指針の策定
- (1) - 2 情報システム専門職、中途採用等情報システム要員の採用・養成・処遇面の検討
- (1) - 3 各省庁の職員を対象とする各種研修等の情報化の進展に対応した内容の充実・高度化

(2) 予算及び調達改善

- (2) - 1 コンピュータ製品及びサービスの各省庁の具体的取引価格等に関する情報の省庁間流通システムの整備
- (2) - 2 ソフトウェアの価格を的確に評価する見積り方策に関する指針の策定
- (2) - 3 コンピュータ製品の機能・性能を比較・評価する技術評価機能の検討

第4 推進体制の充実強化

我が国内外の情報化の進展に対応しつつ、行政の情報化を政府全体として着実かつ円滑に推進するため、「行政情報システム各省庁連絡会議」（以下「各省庁連絡会議」という。）と情報化に関する各種推進機関との連携を図るとともに、必要に応じて有識者の意見を反映させる方策を講ずるなど、行政情報化推進体制の充実強化を図る。

第5 地方公共団体との連携・協力

行政の情報化を一層効果的なものとするとともに国民等に対する総合的な行政サービスを確保するため、国・地方公共団体を通じた連携・協力の在り方を検討する。

第6 行政情報化推進計画の見直し及び進ちょく状況の公表

行政の情報化の進展と今後の状況変化を踏まえ、基本計画は必要に応じ、共通実施計画は毎年度見直すとともに、各省庁別計画は各省庁が必要に応じで見直すものとする。

また、各省庁連絡会議は、毎年度、行政情報化推進計画の進ちょく状況を取りまとめ、公表する。

なお、情報システム等の実態を的確に把握し、行政情報化関連施策の充実強化に資するため、各種調査の充実を図るとともに、行政の情報化の進捗と成果を的確に把握する方策を検討する。



[行政の情報化の総合的・計画的推進に戻る](#)



[総務庁トップページに戻る](#)



[行政管理局トップページに戻る](#)

Copyright(C)1996Management and Coordination Agency

自治事務等に係る申請・届出等手続のオンライン化の推進に関する政府の 取組方針

平成12年12月20日

行政情報システム各省庁連絡会議了承

1. 基本方針

住民等と地方公共団体との間でこれまで書面を用いて行われてきた自治事務等（地方自治法第2条第8項に規定する自治事務及び同条第9項第2号に規定する第2号法定受託事務をいう。）に係る申請・届出等手続について、各地方公共団体が当該地域の実情に応じてインターネット等を利用した手続のオンライン化を図ることができるよう、国は、各地方公共団体が達成する必要があるIT化の標準の提示、標準仕様等の提示、法令等の整備その他の環境整備に積極的に取り組むこととする。

これらの環境整備に当たっては、行政の簡素・効率化及び国民の利便性向上の観点から、国は、個別手続ごとに専用システムが構築されることを極力回避するとともに、各地方公共団体が可能な限り標準化された汎用システムを利用し得るよう努めることとする。

2. 国の取組

（1）IT化の標準の提示

地方公共団体のIT化を効果的かつ効率的に実施するためには、各地方公共団体が、地域の実情を踏まえつつ、自主的に達成する必要がある事項を国として提示することが有効である。このため、以下をIT化の標準として示す。

1. 行政のネットワーク化

ア 庁内LAN、一人一台パソコンの整備

庁内LANは、全ての情報化施策の共通基盤となる最も基礎的な情報システムと位置づけられる。このため、未整備の団体にあつては早急に整備するとともに、庁内LANに接続されたパソコンを必要な職員に対して一人一台の割合で配備を進めることが望まれる。

イ 総合行政ネットワークの整備

地方公共団体間を相互に接続するとともに、国のネットワークである霞が関WANとも接続する広域的でセキュリティの高い総合行政ネットワークは、国・地方を通じた情報化の基盤として早急な整備が求められるものである。このため、都道府県及び政令指定都市については平成13年度まで、その他の市町村については平成15年度までに構築を行い、順次運用を開始することが望まれる。

2. 申請・届出等手続のオンライン化

ア 地方公共団体における組織認証基盤の構築

地方公共団体から申請者に対する通知等をオンライン化するためには、当該地方公共団体が発信した文書等が真に当該地方公共団体によってなされたものか等を確認できる組織認証基盤の構築が必要となる。このため、今後、都道府県及び政令指定都市については平成13年度まで、その他の市町村については平成15年度までに構築を行い、順次運用を開始することが望まれる。

イ 地方公共団体における個人認証基盤の構築

地方公共団体に対する申請・届出等をオンライン化するためには、申請者が発信した文書等が真に当該申請者によってなされたものか等を確認できる個人認証の仕組みが必要である。このため、地方公共団体においても現行の印鑑登録証明と同様の機能を持った個人認証基盤の整備を進めることが望まれる。

ウ 申請・届出等手続に関する汎用システムの構築

個別手続のオンライン化を行うに際しては、申請者の利便性及びシステム構築の効率性を確保するため、各地方公共団体において、申請・届出等の受付、結果通知等について、複数の手続に汎用的に利用できるシステムの整備に努めることが望まれる。

(2) 上記に係る標準仕様等の提示

上記(1)1.イ及び2.アについては、自治省において、平成12年度内に実証実験を行った上で、地方公共団体に提示するための標準仕様等を作成することとする。また、上記(1)2.イについては、平成15年度までの構築に向けて自治省において標準仕様等の検討を行うこととし、平成12年度内にスケジュールを示す。

上記(1)2.ウについては、自治事務等オンライン化推進関係省庁連絡会議において決定することとし、平成12年度内に同会議において基本仕様の概要及び具体的なスケジュールを決定する。

(3) 各省庁アクション・プランの策定

各省庁は、所管する法令に基づく手続に関し、各省庁における推進体制、オンライン化する個別手続に係る標準仕様等の提示や法令改正の時期等について、地方公共団体からの要望、国民等からの要望等を踏まえ、アクション・プランを平成13年度春から夏にかけて策定することとする。

その際、自治省は地方公共団体からの要望を調査し、平成12年度内に各省庁に連絡することとする。なお、この要望調査については、来年度以降も実施することとする。

(4) 地方公共団体における計画的推進の要請

オンライン化の対象となる手続は地方公共団体のあらゆる業務にまたがる。このため、計画策定、法令等整備、情報システム整備・運用管理、評価等にあたって全庁的な推進体制を整備することが不可欠であり、情報担当部局と業務担当部局との役割分担を明確にしながら、既存の体制の活用、充実等を含め全庁的な推進体制を整備することを要請する。

また、上記(3)におけるアクション・プランを踏まえ、国は、各地方公共団体においてオンライン化推進計画を策定する等により計画的推進を図ることを要請する。

(5) 先導的取組に対する支援

国は、自治事務等の申請・届出等手続のオンライン化の推進方策として、オンライン化に先導的に取り組む地方公共団体に対し、モデル事業としての支援を実施する。

(6) 自治事務等オンライン化推進関係省庁連絡会議の開催

自治事務等に係るオンライン化を円滑に推進するため、内閣官房は、自治省の協力を得て、関係省庁課長クラスで構成する自治事務等オンライン化推進関係省庁連絡会議を開催・運営する。

同会議においては、以下の事項を議題とする。

- 申請・届出等手続に関する汎用システムの整備に係る基本仕様等の検討・決定
- 上記仕様の作成・提示スケジュール
- 各省庁が示す個別手続の標準仕様等に関する情報交換
- 地方公共団体等の要望内容の説明及び各省庁における要望処理状況の報告
- 地方公共団体のオンライン化実施状況の報告
- オンライン化の対象となる手続きの法令等の整備状況の報告
- その他手数料の納付方法、情報システムの安全性・信頼性の確保等自治事務等に係る申請・届出等手続のオンライン化を推進するために必要な事項

3. フォローアップ

各省庁は、アクション・プランについて、毎年度フォローアップを行い、その結果を公表するとともに、必要な見直しを行う。また、各省庁のフォローアップ結果については、毎年度、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部に報告する。

地域 I T 推進のための自治省アクション・プラン

平成 12 年 12 月 25 日

地 域 I T 推 進 本 部

地域 IT 推進のための自治省アクション・プラン

I 全般的事項

1 趣旨

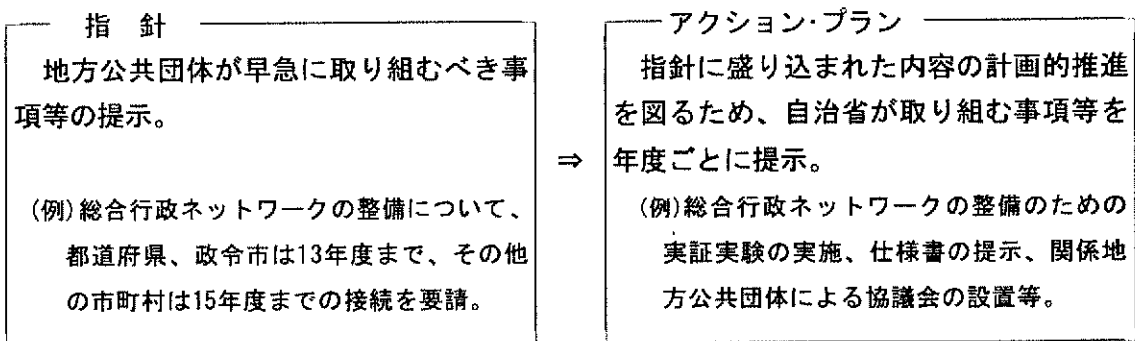
情報通信技術（IT）の恩恵を全ての国民が享受するためには、住民に身近な地方公共団体の取組が極めて重要である。

このため、自治省では、本年7月26日に大臣を本部長とする「IT革命に対応した地方公共団体における情報化推進本部（地域IT推進本部）」を設置して検討を行い、去る8月28日には地方公共団体が早急に取り組むべき事項等を具体的に示した「IT革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針」を策定し、各団体に通知したところである。

ITは、技術進歩が急速で、かつ内容も高度であることから、地方公共団体が的確に情報化施策等を推進するためには、他の分野にも増して、国が技術的・人的・財政的支援に努める必要性が高いと考えられる。

そこで、自治省では、上記指針を踏まえ、自治省が地方公共団体を支援するために実施する事項について、担当部局、年度ごとに予定している取組内容等を具体的に示したアクション・プランを策定することとした。

【アクション・プランの位置付け】



2 計画期間

2003年度までに電子政府の基盤を構築するという国の方針を踏まえ、本アクション・プランの計画期間を2003年度（平成15年度）までとする。

3 フォローアップ

ITは他の分野にも増して技術進歩が急速であることから、毎年度、地域IT推進本部においてフォローアップを実施し、その時点で最も適切で実効性のある計画とする。

4 アクションプランの検討項目一覧

項 目 名	ペー	部局名	課室名
1 行政におけるオンライン化の推進			
(1) 総合行政ネットワークの整備	3	大臣官房	情報政策室
(2) 庁内LAN・一人一台パソコンの整備	4	大臣官房	情報政策室
2 住民からの申請・届出等のオンライン化の推進			
(1) 地方公共団体における組織認証基盤の整備	5	大臣官房	情報政策室
(2) 地方公共団体における個人認証基盤の整備	6	大臣官房・行政局	情報政策室・振興課
(3) 個別手続のオンライン化の推進			
①法令の整備、標準仕様の提示等	7	大臣官房・各部局	情報政策室・各課室
②地方税の申告手続のオンライン化	9	税務局	企画課
③消防防災分野における申請・届出等のオンライン化	10	消防庁	予防課、危険物規制課、特殊災害室
3 地域における情報通信基盤の整備	11	大臣官房	情報政策室
4 住民基本台帳ネットワークシステムの整備	12	行政局	振興課
5 消防防災分野における情報通信の高度化等			
(1) 消防防災分野における情報基盤の整備等	14	消防庁	防災課・防災情報室
(2) 消防防災分野における情報通信の高度化	15	消防庁	防災情報室
6 各行政分野における情報化の推進			
(1) 統合型地理情報システムの整備促進	17	大臣官房	情報政策室
(2) デジタル・ミュージアム構想	18	大臣官房	情報政策室
(3) 歳入・歳出手続の電子化、電子調達	19	行政局	行政課
(4) 電子機器利用による選挙システムの検討	20	選挙部	管理課
(5) 地方公営企業の効率化・高度化の推進	21	財政局	公営企業第一課
7 電子化推進のための体制づくり			
(1) 地方公共団体が行う体制整備等への支援	22	大臣官房	企画室・情報政策室
(2) IT基礎技能講習開催の推進	23	地域IT推進本部	IT講習推進室
8 コンピュータ・セキュリティ対策及び個人情報保護対策	24	大臣官房	情報政策室

Ⅱ 個別事項

1 行政におけるオンライン化の推進

(1) 総合行政ネットワークの整備

担当：大臣官房情報政策室
(自治行政局地域情報政策室)

(施策目標) 迅速な文書交換等を実現し、地方行政の高度化、効率化を実現するため、機密性の高い地方公共団体間のネットワークの構築を推進するとともに、霞が関WANとの接続も図る。平成13年度までに都道府県・政令指定都市、平成15年度までに全ての市町村との構築を推進する。

○上記を実現するため、自治省は以下の支援策を実施する。

【平成12年度】

- (1) 国の予算により、ほとんど全ての都道府県・政令指定都市及び一部市町村の参加を得て、実証実験を実施。
- (2) 実証実験の結果、地方公共団体に提示する共通仕様書、セキュリティポリシー、認証ポリシー等、各種ドキュメントを策定。
- (3) 各地方公共団体を構成員とする「総合行政ネットワーク運営協議会（仮称）」を年度内に立ち上げ。
- (4) 霞が関WANとの相互接続実証実験及び相互接続における基本的要件の策定を予定。

【平成13年度】

- (1) 地方財政措置により、都道府県・政令指定都市等の総合行政ネットワーク構築を支援。以後、地方財政措置により適切に支援。
- (2) 自治部局から地方公共団体に対して行う各種調査、照会等については、可能な限り総合行政ネットワークを用いて発送。
- (3) 各省庁が総合行政ネットワークを活用した行政サービス（アプリケーション・サービス）を行うための連絡調整を実施。
- (4) 霞が関WANとの試行運用開始を予定。

【平成14年度～平成15年度】

- (1) 平成14年度までには霞が関WANとの相互接続について本運用開始を予定。
- (2) 平成15年度までには全ての地方公共団体が接続を行うよう要請。

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	
実証実験	→				
構築要請		→	(都道府県)		(市町村)

○フォローアップ体制

- (1) 各地方公共団体の接続状況等を定期的にとりまとめ、公表。
- (2) 各種会議等を通じて、未構築の地方公共団体に対して早急な構築を要請。

○施策に関する資料

- ・総合行政ネットワークの概要【参考1】

Ⅱ 個別事項

1 行政におけるオンライン化の推進

(2) 庁内LAN・一人一台パソコンの整備

担当：大臣官房情報政策室
(自治行政局地域情報政策室)

(施策目標) 庁内LAN及び必要な職員に対する一人一台パソコンについては、平成15年度までに全ての地方公共団体について総合行政ネットワークへの接続を推進していることを踏まえ、これと併せた早急な整備を推進する。

○上記を実現するため、自治省は以下の取組を実施する。

【平成13年度～平成15年度】

庁内LAN及び必要な職員に対する一人一台パソコンについては、平成15年度までに全ての地方公共団体について総合行政ネットワークへの接続を推進していることを踏まえ、これとあわせた早急な整備を推進するため、地方財政措置を段階的に拡充。

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	
都道府県 市町村	庁内LAN、一人一台パソコンの整備に 対する地方財政措置				→

○フォローアップ体制

- (1) 各地方公共団体の取組状況について、毎年度実施している「地方公共団体における地域情報化施策の概要」により調査を行い、結果を公表。
- (2) 各種会議等を通じて、未整備の地方公共団体に対して早急な整備を要請。

○施策に関する資料

- ・地方公共団体における庁内LAN、パソコン、ホームページ整備状況【参考2】

II 個別事項

2 住民からの申請・届出等のオンライン化の推進

(1) 地方公共団体における組織認証基盤の整備

担当：大臣官房情報政策室
(自治行政局地域情報政策室)

(施策目標) 地方公共団体が発信した電子文書が真に当該地方公共団体によってなされたものかどうか等を確認するための基盤として、総合行政ネットワークの整備と併せて、地方公共団体における組織認証基盤の構築を推進する。平成13年度までに都道府県・政令指定都市、平成15年度までに全ての市町村における構築を推進する。

○上記を実現するため、自治省は以下の取組を実施する。

【平成12年度】

- (1) 総合行政ネットワークの実証実験において、すでに行政内部の閉じたネットワークにおける認証基盤の実証実験を行っていることから、これらの成果を踏まえ、インターネットを通じて行う組織認証基盤(LGPKI)の基本仕様を作成。
- (2) 地方公共団体に組織認証基盤の周知を図るための媒体(CD-ROM)を作成し、配布。

【平成13年度】

- (1) 総合行政ネットワークにおける認証基盤の稼動状況等を勘案し、この認証基盤の活用を図りつつ、年度内における都道府県・政令指定都市等の組織認証基盤の構築を推進。
- (2) 各地方公共団体に対する説明会を開催。

【平成14年度～平成15年度】

未構築の市町村に対する構築を推進。

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	
基本仕様作成	→				
構築要請		→	(都道府県)		
				→	(市町村)

○フォローアップ体制

- (1) 各地方公共団体の構築状況等を定期的にとりまとめ、公表。
- (2) 各種会議等を通じて、未構築の地方公共団体に対して早急な構築を要請。

○施策に関する資料

- ・ 政府における組織認証基盤の位置付け【参考3】

Ⅱ 個別事項

2 住民からの申請・届出等のオンライン化の推進

(2) 地方公共団体における個人認証基盤の整備

担当：大臣官房情報政策室・行政局振興課
(自治行政局地域情報政策室・市町村課)

(施策目標) 申請者が発信した電子文書が真に当該申請者によってなされたものか等を確認するため、地方公共団体においても個人の公的認証基盤として民間取引にも使える現行の印鑑登録証明と同様の機能を持った電子認証基盤を構築する必要があることから、平成15年度までの運用開始を目指して検討を行う。

○上記を実現するため、自治省は以下の取組を実施する。

【平成12年度】

- (1) 「地方公共団体における個人認証基盤の在り方について」(平成12年3月報告書)を踏まえ、平成15年度までの運用開始を目指して、制度的枠組みについて検討。
- (2) 「特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律(システム法)」の枠組みに基づき、郵政省と連携して、個人認証基盤の構築に向けたシステム面の検討を実施。

【平成13年度～平成14年度】

- (1) 個人認証基盤の構築に向けた制度的枠組みについて検討。
- (2) システム法に基づき、個人認証基盤の構築に向けたシステム設計を進め、認証局(CA)のうち発行局(IA)と登録局(RA)の配置、検証機能、国の行政機関側及び民間の認証サービスと整合性のとれたシステムの実証実験等を実施。

【平成15年度】

地方公共団体による個人認証基盤の運用開始を目標。

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	
制度的枠組み 検討			→		
システム設計等			→	-----> 運 用	

○フォローアップ体制

制度的枠組みやシステム面における検討状況について、適宜とりまとめ。

○施策に関係する資料

- ・地方公共団体における個人認証基盤の在り方について(要旨)【参考4】
- ・個人認証基盤のイメージ【参考5】

Ⅱ 個別事項

2 住民からの申請・届出等のオンライン化の推進

(3) 個別手続のオンライン化の推進

①法令の整備、標準仕様の提示等

担当：大臣官房情報政策室・関係各部局

(自治行政局地域情報政策室・関係各部局)

(施策目標) 地方公共団体が法令等に基づき処理する事務について、各地方公共団体が当該地域の実情に応じてオンライン化に取り組むことが可能となるよう、法令の整備、標準仕様の提示等の環境整備に努める。

○上記を実現するため、以下の取組を実施する。

※ 地方税の納税申告、消防防災分野における申請・届出等については、別掲。

①第一号法定受託事務

【平成12年度】

所管省庁は、国の直接執行事務と併せて対象とする事務、実施方策の手順等を示したアクション・プランを策定。

【平成13年度】

所管省庁は、春から夏にかけてアクション・プランを改定。対象手続について、以後、順次法令の整備等を実施。

②自治事務等（自治事務及び第二号法定受託事務）

【平成12年度】

(1) 政府全体の取組方針をとりまとめ、行政情報システム各省庁連絡会議において決定。

(2) 法律に基づく自治事務等に係るオンライン化を円滑に推進するため、関係省庁からなる自治事務等オンライン化推進関係省庁連絡会議を開催。(以後、適宜開催。)

(3) 地方公共団体から要望を聴取し、各省庁に連絡。(以後、毎年実施。)

【平成13年度】

(1) 所管省庁は、法律に基づく自治事務等について、春から夏にかけて、法令改正の時期等を示したアクション・プランを作成。対象手続について、以後、順次法令の整備等を実施。

(2) なお、条例等に基づく自治事務についても地方公共団体の自主的な取組に対する情報提供等を実施。

③申請・届出等手続に関する汎用システムの基本仕様等の提示

【平成12年度】

申請・届出等の受付や結果通知等について複数の手続に汎用的に利用できるシステムの基本的仕様の概要及び具体的なスケジュールを決定。

【平成13年度～】

基本的仕様について自治事務等オンライン化推進関係省庁連絡会議において検討し、決定。

④電子自治体推進パイロット事業の推進

【平成13年度】

複数の地方公共団体において、ITを活用した電子申請、公共施設の案内・予約、各種の情報提供・情報公開、住民との情報交流等を行うモデル・システムを構築。

【平成14年度～】

前年度において構築したシステムを活用して、その利便性・有効性を検証し、その成果を全国の地方公共団体に普及。

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	
第一号法定受託事務	→	→	→	→	→
	アクションプラン作成	アクションプラン見直し	アクションプランに基づく検討・実施		
自治事務等		→	→	→	→
		アクションプラン作成	アクションプランに基づく検討・実施		
汎用システム	→	→	→	→	→
	基本仕様の概要	基本仕様	パイロット事業		

○フォローアップ体制

汎用システムの基本的仕様、各省庁における法令等の整備状況等、地方公共団体にとって必要な情報を、適宜、通知。

○施策に関する資料

- ・自治事務等に係る申請・届出等手続のオンライン化の推進に関する政府の取組方針【参考6】

Ⅱ 個別事項

2 住民からの申請・届出等のオンライン化の推進 (3) 個別手続のオンライン化の推進

②地方税の申告手続のオンライン化

担当：税務局企画課
(自治税務局)

(施策目標) 納税者の利便性及び税務行政の効率性の向上を図るため、地方税の申告等手続の電子化を推進する。

平成15年度までに一部の税目等について運用を開始することとしている国税の状況を踏まえつつ、地方税においてもできる限り早期の導入を目指す。

○上記を実現するため、自治省は以下の取組を実施する。

【平成12年度】

自治省と全国知事会、全国市長会、全国町村会及び全国地方税務協議会との協力体制を確立し、地方税電子申告等推進協議会（仮称）を立ち上げ。

【平成13年度】

インターネットを利用して地方公共団体が電子申告を受け付けるために必要な技術の研究開発を行う。（「インターネットを活用した地方税申告に関する研究開発」）

【平成14年度】

(1) インターネットを活用した地方税申告に関する研究開発（継続予定）

(2) 地方公共団体への成果の提示

(3) 地方税法の一部改正

(地方公共団体における個々の税務管理システムと電子申告受付システムとの接続検討)

(地方公共団体における条例改正)

【平成15年度】

(地方公共団体におけるシステム構築、試験運用、運用開始)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	
目標の提示	→				
検討体制の立ち上げ	→				
研究開発		→	→		
法令改正			→		
導入運用開始				→	→

○フォローアップ体制

地方税電子申告等推進協議会（仮称）を活用。

(実行組織として、全国地方税務協議会に主要税目ごとの分科会を立ち上げ。)

○施策に関係する資料

・インターネットを活用した地方税申告に関する研究開発【参考7】

・地方税申告手続の電子化のスケジュールと役割分担（案）【参考8】

II 個別事項

2 住民からの申請・届出等のオンライン化の推進 (3) 個別手続のオンライン化の推進

③消防防災分野における申請・届出等の オンライン化

担当：消防庁予防課、危険物規制課、特殊災害室
(消防庁予防課、危険物保安室、特殊災害室)

(施策目標) 住民の利便性向上と地方公共団体の事務の簡素効率化に資するよう、消防用設備等の設置の届出や危険物施設、石油コンビナート施設等の設置に関する申請等の行政手続の電子化と電子データの保管・管理システムの導入を推進し、平成15年度からの導入を促進する。

○上記を実現するため、消防庁は以下の取組を実施する。

【平成13年度】

- (1) 申請・届出について統一的な図面とデータの仕様を抽出し、システムの基本設計を実施。
- (2) 消防用設備等の設置届出の電子化をモデルケースとして、中核的なソフトウェアの開発を実施。また、危険物施設やコンビナート施設等の申請等についてはソフトウェアの仕様を検討。

【平成14年度】

- (1) 消防用設備等の設置届出の電子化について、全体システムを開発。
- (2) 平成13年度の中核的ソフトウェアの開発成果を基に、危険物施設やコンビナート施設等の申請等に関するソフトウェアを開発。また、国及び地方公共団体間等の手続についてもオンライン処理のシステムを開発。
- (3) 地方公共団体への導入に資するよう、実証実験を実施。
- (4) 必要とされる法令等の改正、地方公共団体への財政措置等の支援方策を検討。

【平成15年度】

研究開発の成果としてソフトウェアのプログラムを無償で公開。地方公共団体における申請・届出等の電子化システムの導入を促進。なお、直接国へ申請される手続について、15年度中にシステムを導入しオンラインによる運用を開始。

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	
仕様検討 基本設計		→			
システムの開 発実証テスト		→	→		
法令改正・ 財政措置等			→		
導入・運用 開始				→	

○フォローアップ体制

毎年度進捗状況を調査し、公表。

○施策に関する資料

- ・消防防災分野の申請・届出等の電子化【参考9】
- ・電子化申請のためのシステムの消防機関への普及のイメージ【参考10】

Ⅱ 個別事項

3 地域における情報通信基盤の整備

地域における情報通信基盤の整備

担当：大臣官房情報政策室
(自治行政局地域情報政策室)

(施策目標) 地域間における情報通信格差を是正し、全国どこにいてもＩＴの恩恵を享受することが可能となるよう、地域における情報通信基盤の整備に努める。

○上記を実現するため、自治省は以下の取組を実施する。

【平成１２年度】

地方公共団体が単独事業として行う以下の施設整備に対して、地域活力創出事業（ハード事業）のうち地域情報通信基盤整備事業として、地域総合整備事業債により財政措置。

- ・地域住民が活用する地域情報拠点施設の整備
- ・庁内ＬＡＮ、公共施設等を相互接続する大容量かつ高速な住民開放型ネットワークの整備（地方公共団体が本事業で整備した自設通信回線が無償又は保守管理費相当額で民間通信事業者を利用させ、住民にインターネット接続サービス等を提供することも可。）
- ・行政情報の提供、再送信業務等を目的とするＣＡＴＶの整備
- ・ソフトウェア団地、ＳＯＨＯ等の立地促進のための情報インフラの整備
- ・地域衛星通信ネットワークの地球局の整備及びデジタル・ミュージアム構想に資するシステム（ハード）整備

【平成１３年度～平成１５年度】

地域情報通信基盤整備事業の対象事業について、引き続き、地域総合整備事業債により財政措置。

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	
地域情報通信 基盤整備事業	→ 地域総合整備事業債により支援				

○フォローアップ体制

地域情報通信基盤整備事業の実施団体、実施事業、事業費等について、適宜とりまとめ、公表。

○施策に関する資料

- ・地域情報通信基盤整備事業の概要【参考11】

Ⅱ 個別事項

4 住民基本台帳ネットワークシステムの整備

住民基本台帳ネットワークシステムの整備

担当：行政局振興課
(自治行政局市町村課)

(施策目標) 住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民票の記載事項として新たに住民票コードを加え、住民票コードを基に市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理及び国の機関等に対する本人確認情報の提供を行うための体制を整備し、あわせて住民の本人確認情報を保護するための措置を講ずる。

〔平成14年8月〕 国の機関等、都道府県、市区町村における本人確認情報の利用開始

〔平成15年8月〕 住民票の写しの広域交付、転入転出特例及び住民基本台帳カード交付開始

○住民基本台帳ネットワークシステムに係るスケジュールは以下のとおり。

【平成12年度】

- (1) 基本設計
- (2) ソフトウェア開発等（～13年度）
- (3) 住民基本台帳カード開発（～13年度）
- (4) ハードウェア整備
- (5) 全国ネットワーク整備（～13年度）
- (6) 都道府県利用事務の検討（～13年度）

【平成13年度】

- (1) 都道府県サーバ及び都道府県ネットワークの整備
- (2) 市区町村CS整備及び既存住基システムの改修
- (3) テスト
- (4) 住民票コードの通知方法の検討
- (5) 住民基本台帳カードの利用事務の検討（～14年度）

【平成14年度】

- (1) データ整備
- (2) テスト
- (3) セキュリティ関係研修
- (4) ネットワーク完成（8月）
- (5) 住民票コード通知（8月）
- (6) 国の機関等、都道府県、市区町村における本人確認情報の利用開始（8月以降）
- (7) 住民基本台帳カードの調達

【平成15年度（～16年8月）】

住民票の写しの広域交付、転入転出特例及び住民基本台帳カード交付開始

○上記を実現するため、自治省は以下の取組を実施する。

【平成12年度】

- (1) 指定情報処理機関におけるソフトウェア開発、住民基本台帳カード開発等に対する協力（平成11年度～）

- (2) 住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会、住民基本台帳ネットワークシステム全国担当者説明会等における情報提供（平成11年度～）
- (3) 政省令の制定
- (4) 住民基本台帳ネットワークシステム・セキュリティ検討会の開催
- (5) 住民基本台帳カードの利用方法等研究会の開催
- (6) 国費による調査検討

【平成13年度】

地方公共団体のシステム構築に対して地方財政措置。以後、地方財政措置により適切に支援。

【平成14年度～平成15年度】

地方公共団体の取組に対する協力、情報提供等。

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	
ソフトウェア開発等	→				
住基カードの開発、調達等	→				
全国ネットワーク整備	→				
都道府県ネットワーク整備等	→				
CS整備、既存住基システム改修等	←→				
テスト		←→	←→		
自治省からの協力、情報提供等	→				

↓ ↓
平成14年8月 平成15年8月

○フォローアップ体制

- ・ 毎年進捗状況の調査を実施。

○施策に関する資料

- ・ 住民基本台帳法の一部を改正する法律の骨子【参考12】
- ・ 住民基本台帳ネットワークシステムに係る主なスケジュール【参考13】

Ⅱ 個別事項

5 消防防災分野における情報通信の高度化等

(1) 消防防災分野における情報基盤の整備等

担当：消防庁防災課・防災情報室
(消防庁防災課・防災情報室)

(施策目標) 市町村の消防防災部局及び消防本部において、IT化推進のために欠かせない共通基盤の整備を促進する。具体的には、パソコンの一人一台体制の整備及びこれらのパソコンを接続した庁内LANの構築を推進する。

また、消防職員に対する情報化研修を行うことにより、消防分野における情報化を促進し、消防業務の高度化を図る。

○上記を実現するため、消防庁は以下の取組を実施する。

【平成12年度】

各消防本部のIT化推進状況の把握及び整備計画の策定

【平成13年度～15年度】

(1) 基盤整備

全消防本部において、一人一台体制を目標としてパソコンの普及率を引き上げるとともに、全消防本部へのLANの導入を目標。このために必要となる経費に対して、地方財政措置により適切に支援。

(2) 情報化研修

地方公共団体の消防部局の幹部及び実務者に対し、ブロックごとに年1回程度消防業務における情報化技術の活用などについて研修を実施。

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	
パソコン1人1台体制の整備	→	全消防本部1人1台体制の確立	→		
LAN構築	→	全消防本部でLANを構築	→		
情報化研修			→		

○フォローアップ体制

毎年度パソコン、庁内LANの導入状況の調査を実施。また、ブロック会議等の機会を活用して各地方公共団体に早急な整備を要請。

○施策に関する資料

- ・組合消防における構成市町村とのLANシステム構築のイメージ及び消防本部におけるパソコン整備目標 【参考14】

Ⅱ 個別事項

5 消防防災分野における情報通信の高度化等

(2) 消防防災分野における情報通信の高度化 担当：消防庁防災情報室 (消防庁防災情報室)

(施策目標) 情報通信の高度化

消防分野における情報通信の高度化策として、(1) 画像、データ伝送等の通信の高度活用のためのデジタル化、(2) 災害時の通信確保のための衛星通信の活用を推進する。

(1) 通信のデジタル化の推進

① 消防・救急無線

消防・救急無線は、データ、静止画、心電図等の伝送、通信需要の増大への対応、秘話機能の確保等今後必要性の高まる機能を実現するため、デジタル化への移行を推進する。

② 地域衛星通信ネットワーク

地域衛星通信ネットワークシステムは、画像伝送機能の拡充のためのデジタル化、高速データ回線の構築等による次世代ネットワークの整備を推進する。

③ 市町村防災行政無線

市町村の防災行政無線については、デジタル化による高機能化を検討する。

(2) 衛星通信の活用

① 地域衛星通信ネットワークによる全国ネットワークの構築

地域衛星通信ネットワーク未整備府県・市町村・消防本部への導入を促進し、全国的な消防防災ネットワークとして早期に完成させる。

② 画像情報の活用

画像情報の活用による災害情報の共有化が、大規模災害時に現地の被災状況を迅速かつ正確に把握し、適切な初動体制を迅速に確立するために極めて有効であることから、衛星通信を利用した画像情報広域配信のための設備整備、画像情報配信のための広域運用体制の整備を促進する。

○上記を実現するため、消防庁は以下の取組を実施する。

① 通信のデジタル化の推進

【平成12年度】

消防・救急無線のデジタル化について、周波数帯域、通信方式について検討。

【平成13年度】

(1) 消防・救急無線のデジタル化について、移行期間(10年程度)中の運用も含めた移行計画を策定。移行計画の策定、運用計画の検討については全国消防長会と連携して実施。

(2) 市町村防災行政無線のデジタル化について、消防庁で高機能化のための検討を実施。

【平成14年度～】

(1) 消防・救急無線のデジタル化について、全国の消防本部における計画的な導入を推進。このために必要となる経費に対して防災まちづくり事業の対象に追加又は新たな補助事業の創設などの措置を検討。

(2) 地域衛星通信ネットワーク導入団体において、アナログ／デジタルの両方式が利用できる同時運用期間(3～5年程度)における次世代化対応への移行完了を推進。

- (3) 市町村防災行政無線にデジタル導入を行う場合には、現行の補助制度又は防災まちづくり事業等の活用が可能。

②衛星通信の活用

【平成13年度】

災害画像の広域配信のための広域運用体制を都道府県消防主管課長会(防災部会)等と連携して構築。

【平成14年度～】

- (1) 未整備府県・市町村・消防本部における地域衛星通信ネットワークの導入について、平成14年度以降のアナログ／デジタル同時運用期間内の早期の完了を推進。
- (2) 画像伝送システムの整備等により、ヘリコプターからの災害画像を国、地方公共団体に広域配信することができる体制について、アナログ／デジタル同時運用期間内に構築。

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	
通信のデジタル化の推進					
①消防・救急無線	デジタル化実験、周波数帯域、通信方法の決定	導入計画の策定、運用計画の策定	(デジタル化移行期間(10年程度) 全国消防本部で順次デジタル化へ移行		
②地域衛星通信ネットワーク	データ通信・データ放送システム構築	データ通信等の運用体制の検討	(アナログ・デジタル同時運用期間(3～5年程度) アナログ→デジタルへ移行		
③市町村防災行政無線		デジタル無線高機能化の検討実施			
衛星通信の活用					
①全国ネットワークの完成	整備計画の策定	アナログ・デジタル同時運用期間(3から5年)内に整備(目標)			
②画像情報の活用		アナログ・デジタル同時運用期間(3から5年)内に整備(目標)			
		広域運用体制の構築			

- フォローアップ体制
導入状況等の調査を実施。

Ⅱ 個別事項

6 各行政分野における情報化の推進

(1) 統合型地理情報システムの整備促進

担当：大臣官房情報政策室
(自治行政局地域情報政策室)

(施策目標) 地方公共団体の各部局の業務において共通に利用することが可能な共用空間データを有し、当該共用空間データに各業務固有の空間データを重ね合わせて利用する形態をとる統合型の地理情報システム(GIS)の普及を促進する。

○上記を実現するため、自治省は以下の取組を実施する。

【平成12年度】

統合型GIS共用空間データベースの調達仕様書の策定を念頭に置いた国費による実証実験。

【平成13年度】

(1) 統合型GIS共用空間データベースの維持管理及びデータの更新手法の確立を念頭に置いた国費による実証実験。

(2) 統合型GISに関する指針(データの整備に係る部分)の策定・提示。

(3) 空間データの整備に要する経費について地方財政措置を拡充。

【平成14年度】

統合型GISに関する指針(データの維持管理・更新に係る部分)等の策定・提示。

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	
実証実験		→			
指針の提示		整備指針	データ維持・更新指針		
国の整備計画を踏まえた 施策の提示			-----	→	

○フォローアップ体制

・各年度における取組状況について、政府の地理情報システム(GIS)関係省庁連絡会議に報告。

○施策に係る資料

・統合型地理情報システム(GIS)の導入【参考15】

Ⅱ 個別事項

6 各行政分野における情報化の推進

(2) デジタル・ミュージアム構想

担当：大臣官房情報政策室
(自治行政局地域情報政策室)

(施策目標) 地方公共団体における地域の有形・無形の文化財等をデジタル情報として保存・継承する取組(地域デジタル・アーカイブ)を促進するとともに、個々の地方公共団体が制作したデジタル情報を素材として全国各地の地域文化情報を紹介できる仕組み(地域文化デジタル化事業)を構築する。

○上記を実現するため、自治省は以下の取組を実施する。

【平成12年度】

デジタル・ミュージアム構想の普及。

- ① デジタル・ミュージアム・システムの整備(ハード分)を「地域情報通信基盤整備事業」の対象に追加。
- ② 地方財政措置により、デジタルコンテンツの制作に対し支援。
- ③ 「地域文化デジタル化事業」の推進に関するコンセプトの検討。

【平成13年度】

- (1) 「地域文化デジタル化事業」の実施に向けた検討。
- (2) 「デジタル・ネットワーク型博物館」の実現に向けた検討。(現システムの高度化(動画等への対応)を念頭に置いた検討)
- (3) デジタル・ミュージアム構想の普及。
 - ① 地方公共団体において制作されたデジタルコンテンツをインターネットで紹介する仕組みの検討。
 - ② 地方公共団体において制作されたハイビジョン手づくりソフト等の地域衛星通信ネットワークによる放映の検討。

【平成14年度～平成15年度】

「地域文化デジタル化事業」の推進。

「デジタル・ネットワーク型博物館」の実現に向けた検討。

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	
構 想 の 普 及					(システム整備・コンテンツ制作支援・協議会支援等)
「地域文化デジタル化事業」	コンセプトの検討	実施に向けた検討	事業の推進		
デジタル・ネットワーク型博物館		実現に向けた検討			

○フォローアップ体制

・各年度における検討状況について、協議会のホームページにおいて公表する。

○施策に関係する資料

・デジタル・ミュージアム構想の推進について(総務審議官通知)【参考16】

II 個別事項

6 各行政分野における情報化の推進

(3) 歳入・歳出手続の電子化、電子調達

担当：行 政 局 行 政 課
(自治行政局行政課)

(施策目標) 地方公共団体が歳入・歳出手続の電子化及び電子調達を円滑に推進できるよう、国における各種歳入・歳出手続や調達手続の電子化が平成15年度の実現を目指して検討されていることを踏まえ、地方自治法等の改正の必要性を検討し、平成15年度までを目途に法令で定められた諸手続きについて必要な検討を行う。

○上記の取組を実現するため、自治省は以下の取組を実施する。

【平成12年度～】

公共工事の入札及び契約の適正化促進に関する法律に基づく「適正化指針」による入札・契約のIT化の促進。

【平成13年度～15年度】

法令で定められた歳入・歳出手続や調達手続に関する必要な検討の実施。
(研究会の設置、地方公共団体からのヒヤリング、等)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	
公共工事の入札及び契約の適正化促進に関する法律に基づく「適正化指針」による入札・契約のIT化の促進					
法令で定められた手続に関する必要な検討の実施					

○ フォローアップ体制
毎年度、進捗状況を調査。

○ 施策に関係する資料

- ・ IT基本戦略（抜粋。平成12年11月27日、IT戦略会議決定）【参考17】
- ・ 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の関係条文及び法律の概要【参考18】
- ・ ワンストップサービスの推進について（抜粋、第4回IT戦略会議（平成12年10月16日開催）資料）【参考19】

Ⅱ 個別事項

6 各行政分野における情報化の推進

(4) 電子機器利用による選挙システムの検討 担当：行政局選挙部管理課 (自治行政局選挙部管理課)

(施策目標) 有権者の利便の向上や開票の迅速化を図るため、高度情報化の進展・科学技術の進歩等を踏まえ、電子機器を利用した投・開票などの選挙システムについて検討を行う。

○上記の取組を実現するため、自治省は以下の取組を実施する。

【平成12年度】

- (1) 電子機器利用による選挙システム研究会において中間報告（12年8月）
- (2) 現行制度において利用されている電子機器の導入の促進（以後継続）

上記研究会の成果等を踏まえ、電子機器を利用した投・開票などの選挙システムについて検討

【平成13年度以降】

電子機器利用による選挙システム研究会において最終報告（予定）

上記研究会の成果等を踏まえ、電子機器を利用した投・開票などの選挙システムについて検討

		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	
電子 投票	研究会	● 中間報告	→ 最終報告			
	検討					研究会の成果等を踏 まえて検討
電子機器導入 促進 (現行利用分)			● (参院選)	(統一選)	●	

○施策に関する資料

- ・ 電子機器利用による選挙システム研究会中間報告書（要旨）【参考20】

Ⅱ 個別事項

6 各行政分野における情報化の推進

(5) 地方公営企業の効率化・高度化の推進

担当：財政局公営企業第一課
(自治財政局公営企業課)

(施策目標) 地方公営企業においてＩＴの普及を促進することにより、経営の効率化、高度化を推進するとともに、アカウンタビリティーの確保を図る。

○上記を実現するため、自治省は以下の取組を実施する。

【平成１３年度】

(1) 研究会によるＩＴ活用方策の検討・報告

研究会において、公営企業におけるＩＴを活用した経営の効率化・高度化及びアカウンタビリティーの確保のための方策を検討し、報告書を取りまとめ。

(2) 公営企業経営戦略ＩＴフェア（仮称）の開催

地方公営企業におけるＩＴ活用事例や経営管理システム等を各地方公営企業に紹介するため、公営企業経営戦略ＩＴフェア（仮称）を開催。

【平成１４年度～平成１５年度】

研究会による報告を受けた事項等について、各地方公営企業に対し周知を図るとともに、上記公営企業経営戦略ＩＴフェアを充実していくことにより、公営企業におけるＩＴの普及を促進。

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	
研究会		←→ 報告	→ 周知		→
フェアの開催					→

○フォローアップ体制

・普及状況を定期的にとりまとめ。

Ⅱ 個別事項

7 電子化推進のための体制づくり

(1) 地方公共団体が行う体制整備等への支援

担当：大臣官房企画室・情報政策室
(自治行政局自治政策課・地域情報政策室)

(施策目標) 情報化はあらゆる行政分野にまたがることから、各地方公共団体における全庁的な推進体制の整備、計画策定等を推進する。また、ITの技術進歩が早く、かつ、その内容が高度であることから、職員の能力開発を支援するとともに、市町村の電子化推進へのサポートを行う。

○上記を実現するため、自治省は以下の取組を実施する。

【平成12年度】

- (1) 全ての市町村において情報化のリーダーを育成するため、インターネットを活用した研修システム等市町村を支援するためのネットワークシステムを整備。
- (2) 各種会議等において、国におけるIT施策に関する動向、自治省の取組等を説明。

【平成13年度】

- (1) 地方公共団体が行う情報化を推進するための計画策定、インターネット接続環境、事務の電子化に伴う事務処理手法の見直し、人材養成などの取組に対する地方財政措置の拡充。
- (2) 市町村が独力で情報化施策を推進することができるよう、ハード・ソフトの情報の収集・提供、相談に対する助言、研修・啓発の推進などのサポート機能の充実を図る。
- (3) 市町村においてICカードを福祉、医療その他の行政分野において活用するためのシステム開発等を推進。

【平成14年度～平成15年度】

引き続き、地方公共団体における体制づくりを支援するための取組を実施。

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	
地方公共団体の体制づくり	国費	地財措置の拡充			→
市町村へのサポート		・情報収集・提供、相談窓口の設置、研修・啓発等 ・ICカードのシステム開発			→

○フォローアップ体制

地方公共団体における取組状況を適宜把握。

Ⅱ 個別事項

7 電子化推進のための体制づくり

(2) IT基礎技能講習開催の推進 担当：地域IT推進本部IT講習推進室 (自治行政局IT講習推進室)

(施策目標) IT普及国民運動の一環として、都道府県への情報通信技術講習推進特例交付金の交付により、550万人程度を受講可能人数とするIT基礎技能講習を地方公共団体において平成13年度末までに開催し、IT基礎技能の住民へのできる限り早期の普及を図る。

○上記の取組を実現するため、自治省は以下の取組を実施する。

【平成12年度】

都道府県に対し情報通信技術講習特例交付金を交付。【平成12年度国費 54,549百万円】
各地方公共団体における講習事業を支援。

(1) IT基礎技能講習

①講習の内容：パソコンの基本操作、ワープロ文書の作成、インターネットの利用、電子メールの送受信

②講習場所：小・中・高等学校、庁舎、公民館、図書館、博物館、その他地方公共団体の施設、大学・短期大学、民間施設等

③講習事業の実施主体：都道府県及び市区町村（都道府県からの10/10補助）

④事業実施期間：平成12年度及び平成13年度

(2) 交付金

平成12年度の事業実施経費及び平成13年度の事業実施のための基金造成経費を都道府県に交付決定済。

【平成13年度】

各地方公共団体における講習事業を支援。

・都道府県が平成12年度に基金を造成した場合は、引き続きIT講習事業を行うことができる。

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	
交付金の交付	←→				
講習の開催を支援	←→	←→			

○推進体制とフォローアップ体制

- ・地域IT推進本部事務局にIT講習推進室を設置
- ・講習の実施状況について適宜とりまとめ

○施策に関する資料

- ・「情報通信技術（IT）講習推進特例交付金」の創設【参考21】
- ・情報通信技術講習推進特例交付金の仕組み【参考22】

Ⅱ 個別事項

8 コンピュータ・セキュリティ対策及び個人情報保護対策

コンピュータ・セキュリティ対策
及び 個人情報保護対策

担当：大臣官房情報政策室
(自治行政局地域情報政策室)

(施策目標) 地域ITの推進に伴い、これまで以上に必要となる地方公共団体におけるコンピュータ・セキュリティ対策及び個人情報保護対策を推進する。

○上記の目標を実現するため、自治省は以下の取組を実施する。

【平成12年度】

- (1) 政府におけるセキュリティ・ポリシーガイドラインや重要インフラのサイバーテロ対策に係る特別行動計画（策定中）等を踏まえ地方公共団体のためのセキュリティ対策基準の提示。
- (2) 地方公共団体においてセキュリティ・ポリシーを制定するよう要請。
- (3) 個人情報保護基本法制に関する大綱（平成12年10月11日）を踏まえ、地方公共団体に対する説明会を開催。

【平成13年度～15年度】

- (1) 地方財政措置により、地方公共団体が行うコンピュータ・セキュリティ対策に要するハードウェア（Firewall, IDS等）・ソフトウェア整備の段階的増額支援。
- (2) 個人情報保護基本法の制定後に、地方公共団体に所要の措置を講ずるよう要請。

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	
セキュリティ	対策基準の提示	整備支援			
個人情報保護	大綱 説明会	法案 提出			

○フォローアップ体制

- (1) セキュリティポリシーの策定状況等セキュリティ関連項目を「地方公共団体における地域情報化施策の概要」に追加し、調査結果を公表。
- (2) 個人情報保護条例の策定状況を毎年報告・公表。

○施策に関する資料

- ・ 個人情報保護基本法制に関する大綱（概要）【参考23】
- ・ 個人情報保護条例の策定状況（記者発表資料12年4月1日現在）【参考24】

総合行政ネットワーク説明書

平成 12 年 10 月第 1 版

自治大臣官房情報政策室

―――目 次―――

はじめに

1 調査研究における概要

2 政府における総合行政ネットワークの位置づけ

3 総合行政ネットワーク実証実験の目的と概要

- (1) 総合行政ネットワーク実証実験の目的
- (2) 実証実験の概要

4 総合行政ネットワークの構築について

- (1) 総合行政ネットワークにおける役割と責任範囲

5 総合行政ネットワークの内容

- (1) ネットワークインフラ
- (2) ネットワーク内基本サービス（プロトコル）
- (3) 個別業務
- (4) 総合行政ネットワークにおけるフロー

参考 1：既存制度との整合性

参考 2：認証について

はじめに

国の各省庁間においては、行政機関の閉じたネットワークである「霞が関WAN」が平成9年1月より運用を開始しており、地方公共団体においてもこれらの政府の取り組みを踏まえて社会的環境の変化、情報通信技術の発展等にも対応するため、行政情報化の基盤整備が求められているところです。

自治省としては、このような社会的要請に対応して、約3,300の地方公共団体により構成される行政機関の閉じたネットワークである「総合行政ネットワーク」の構築に関して、平成9年度から平成11年度までの3か年、調査研究を行ってきました。

図1が霞が関WANと総合行政ネットワークの位置づけを示したものです。

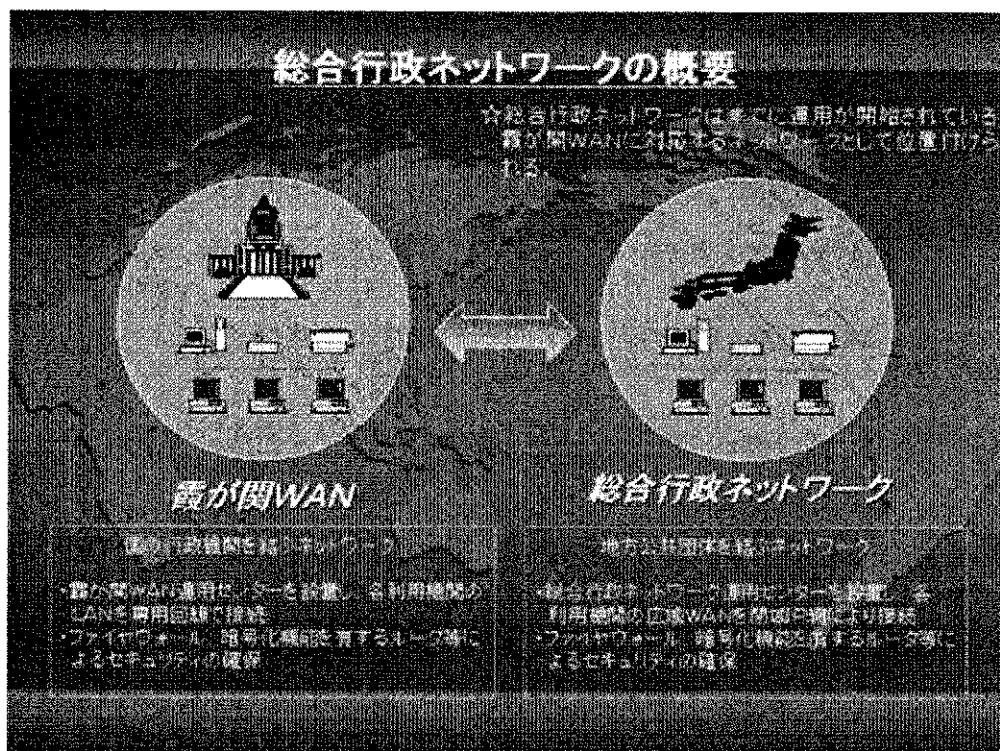


図1 総合行政ネットワークの概要

1 調査研究における概要

平成9年度から3か年にわたって行ってきた調査研究は次のとおりです。

＜1＞地方公共団体間のネットワーク構築・運用に関する調査

ねらい：既存のネットワークを調査することにより、本調査研究で提示する総合行政ネットワークとの整合性、接続性を検討する。

実績：地方公共団体に対し、アンケート形式により調査を行い、既存ネットワークのインフラ、プロトコル、使用プロダクト及びネットワーク上で交換・提供している情報について、その状況、傾向等をまとめた。

＜2＞省庁間、地方公共団体間での交換・提供される情報の分析

ねらい：省庁間、地方公共団体間において文書等で交換・提供されている情報を整理し＜3＞での検討の基礎資料とする。

実績：特定の地方公共団体を選定し、現地調査により具体的な情報を収集、分析を行った。

＜3＞ネットワーク上で交換・提供される情報の検討

ねらい：総合行政ネットワークの機能を検討する上において交換・提供される情報の機密性、重要性等をランキングし具体像を求める。

実績：＜1＞＜2＞で収集、分析した情報を基に、情報の機密性、迅速性、大量性、公報性等について検討を行い、行政情報が求める総合行政ネットワークのモデルを検討した。

＜4＞既存制度との整合性の検討

ねらい：行政情報の公的性格を踏まえ、行政の根幹をなす既存制度との整合性について検討する。

実績：既存制度における電子文書等の取扱いについて文書管理規則を中心に検討を行った。

＜5＞認証方法の検討

ねらい：なりすまし、伝送否認、情報改ざん等のセキュリティ脅威を防ぐ必要があるため、セキュリティ対策としてのデジタル認証を検討する。

実績：電子文書の機密性を確保するために必要なデジタル認証について制度面からの検討を行った。

＜6＞ネットワーク運営主体の検討

ねらい：総合行政ネットワークを地方公共団体で共同利用することから、その運営主体及び形態について検討する。

実績：ネットワーク運営の効率及びレスポンス等も考慮し、運営主体の組織形態及び機能等の検討を行った。

＜7＞費用対効果の検討

ねらい：本調査研究成果の実現性を裏付ける。

実績：具体的なモデルケースを選定し、費用積算及び通信費用の削減効果を算出した。

＜8＞地方公共団体がネットワークを構築した際の利用料金・負担区分の検討

ねらい：地方公共団体が総合行政ネットワークに参加する際の負担のあり方、地域間格差の是正、予算化の方法等について検討する。

実績：既存のネットワーク等の事例を参考に、ネットワーク構築・運用の際の負担方法、利用料金体系について検討を行った。

＜9＞地方公共団体がネットワークを構築した際の利用料金に対する財政支援措置の検討

ねらい：＜8＞の結果を受け、本ネットワーク実現のための財政支援措置を検討する。

なかでも＜4＞の既存制度との整合性と＜5＞の認証方法については、十分検討を要する事項ですので、別添の参考資料をご覧ください。

2 政府における総合行政ネットワークの位置づけ

政府においては、「行政情報化推進基本計画の改定について（平成9年12月20日閣議決定）」等に基づき、「紙」による情報伝達から情報通信ネットワークを駆使する電子化された情報伝達への移行を目指しており、加えて、「ミレニアム・プロジェクトについて（平成11年12月19日内閣総理大臣決定）」では、2003年度までに電子政府の基盤を構築することを目標の一つとして掲げています。

また、「申請・届出等手続の電子化推進のための基本的枠組み（平成12年3月31日行政情報システム各省庁連絡会議了承）」では、自治省において、平成12年度に、地方公共団体を相互に接続する総合行政ネットワーク構築の実証実験及び国の霞が関WANとの接続のための実証実験を行い、都道府県及び政令指定市に対しては13年度までの、その他市町村に対しては15年度までの総合行政ネットワークの構築を要請し、国は、同ネットワークの整備状況を勘案し、速やかに霞が関WANとの接続を図ることとしています。

（参考）

（1）ミレニアム・プロジェクト（平成11年12月19日内閣総理大臣決定）

【地方公共団体の情報化を先導するための実証実験】

2000年度において、全地方公共団体間を結ぶ広域的で機密性の高い行政ネットワークである「総合行政ネットワーク」についての地方公共団体の自主的な取り組みを先導するため、地方公共団体間ネットワーク構築の実証実験及び国の霞が関WANとの接続のための実証実験を実施。

2003年度までに、各地方公共団体の自主的な取り組みにより、総合行政ネットワークの整備と国の霞が関WANとの接続が図られることを期待する。

（2）申請・届出等手続の電子化推進のための基本的枠組み（平成12年3月31日行政情報システム各省庁連絡会議了承）

【国・地方公共団体間の情報化基盤】

自治省において、平成12年度に、地方公共団体を相互に接続する総合行政ネットワーク構築の実証実験及び国の霞が関WANとの接続のための実証実験を行い、都道府県及び政令指定市に対しては13年度までの、その他市町村に対しては15年度までの総合行政ネットワークの構築を要請する。また、国は、同ネットワークの整備状況を勘案し、速やかに霞が関WANとの接続を図る。

3 総合行政ネットワーク実証実験の目的と概要

（1）総合行政ネットワーク実証実験の目的

総合行政ネットワークは、「行政事務の効率化・迅速化」、「重複投資の抑制」、「ネットワーク管理コストの削減」及びその成果としての「住民サービスの向上」を主な目的としています。また、報告書において今後の課題とされたテーマもあり、さらに実際にネットワークを構築・運営することにより初めて明らかになる技術面・運用面等の課題も存在することが予想されるため、これらの課題の洗い出し、解決を図るためコンセプトと技術的に達成すべき目標を設定し実証実験を行います。

コンセプト及び技術目標は次のとおりです。

＜1＞コンセプト

- ・すべての地方公共団体を収容可能な行政内に閉じたネットワーク。
- ・電子メール、電子文書交換等の業務横断的サービスを提供。
- ・高いセキュリティを確保（ISO/IEC 15408等準拠を目標）。
- ・隣接WANとの相互接続。
- ・情報通信分野における標準的な技術を採用。
- ・各市町村や都道府県におけるネットワーク規模、多様な情報化の進捗や方法の違いを吸収。
- ・すべての地方公共団体が現実的に負担できる費用で運用。
- ・地方公共団体が持つ既存設備の有効利用。

＜2＞技術目標

- ・拡張性（スケーラビリティ）

当初17団体から始めてすべての地方公共団体を収容できることを目標に設計・構築し、団体の規模にかかわらず同等のサービスが提供できることを目標とします。

- ・信頼性（アベイラビリティ）

24時間365日運用可能なネットワークとします。各主体間での具体的なサービスレベルの合意や、業務アプリケーションの要求を根拠に稼働率を設定します。

- ・ネットワーク性能

すべての業務アプリケーション運用に十分な性能を確保します。また、アプリケーション要件に応じた通信路分離や品質保証ができることを目標とします。

- ・セキュリティ

総合行政ネットワークに対して考えられる脅威を確定し、それらに対応した暗号化、信号/経路分離、ファイアーウォール^{*1} 機能、監視、リアルタイム追跡、代替え経路等の技術要素を実装します。また、検証、監査/検査、ペネトレーションテスト^{*2} 等の運用技術も確立します。

- ・マネージャビリティ

性能管理、故障管理、ネットワークデバイスを遠隔操作できる技術を導入します。

- ・柔軟性（アダプタビリティ）

将来の新技術の採用を妨げない設計とします。後述するASP^{*3} の概念と技術を取り込むことにより多彩なアプリケーションが展開されるようにします。

- ・費用対効果

セキュリティとネットワークのユーザから見た使いやすさや、その他の技術目標とのバランスをとりながら、各団体の規模や地方公共団体の情報化の進捗に応じた適切な費用で運用できることを目標とします。

最終的にはこれらを踏まえて、総合行政ネットワークに参加するすべての組織や団体が一定のセキュリティ標準に拠って自組織のネットワークの設計/構築/運用を行うことにより、全国規模の行政ネットワークのセキュリティを確保することを目標とします。このセキュリティ標準は団体や組織が総合行政ネットワークに接続が認められるか否かの根拠や、参加団体のネットワーク運用にも関係します。

^{*1} ファイアーウォール

組織内部のネットワークと、その外部に広がるネットワークとの間に設置し、外部からの不正なアクセスを防ぐ機器やソフト。

^{*2} ペネトレーションテスト

ネットワークの内側や外側から擬似的な攻撃を行い、ネットワークの弱点等の評価を行うこと。

^{*3} ASP (Application Service Provider)

一般には、各種アプリケーションソフトの機能を、インターネット経由でユーザに提供する事業者を指す。ユーザはアプリケーションの使用料として、利用回数や期間に応じた費用を払う形態をとり、ハードやソフトの初期費用やその運用管理が不必要となる。

総合行政ネットワークのASPもサービス提供に関して同様の形態が考えられるが、インターネットではな

く、行政の閉じた専用のネットワークで提供される点で異なる。

(2) 実証実験の概要

平成12年度においては、本構築時のネットワーク規模を想定しつつ、財団法人地方自治情報センターを総合行政ネットワークの運営主体として、17の地方公共団体によりネットワークの設計・構築を行い、ネットワーク内で提供される各種アプリケーションの実証実験を行います。

その結果のトラフィックの種別や量を測定し、ネットワークの最適化を図り、併せて本構築・運用に必要な規定等を文書化し整備します。

4 総合行政ネットワークの構築について

総合行政ネットワークについては平成13年度以降順次構築を行うこととなりますが、その機器については、総合行政ネットワークの運営主体が使用料を各地方公共団体から徴収することにより、一括して総合行政ネットワーク運営センターと総合行政ネットワーク用の地域用設備を調達し、整備していく予定となっております。

それでは、現在考えているそれぞれの組織が、各々どのような役割でどのような責任のもとに総合行政ネットワークを構成していくのかを説明します。

(1) 総合行政ネットワークにおける役割と責任範囲

<1>都道府県

都道府県は庁内LANを中心に自組織のネットワークポリシーに基づき、ネットワークを整備し、管理、運用を行っています（以下これを「都道府県LAN」という）。

一方で、都道府県には総合行政ネットワーク専用の設備拠点（以下これを「広域行政NOC*4」という）を準備し、そこに市町村が接続を図ります。そして、後述する総合行政ネットワークのNOCと各広域行政NOCを相互に接続することで、総合行政ネットワークが構成されます。

広域行政NOCは、セキュリティ等を考慮して、原則として都道府県の庁舎内に拠点（スペース）を用意していただくことを考えています。ただし、拠点が準備できない場合もありますので、事業者等のハウジングサービスを利用するといった形態も考えられます。

なお、広域行政NOCの責任は総合行政ネットワーク運営主体側にあり、遠隔監視等を行いながら監視運用を行います。どうしても遠隔監視で対応できない場合の物理的障害やその他簡易的オペレーションについては、

1. 都道府県の担当者が対応する。
2. 都道府県が都道府県LAN等のシステム運用を委託している事業者が対応する。
3. 総合行政ネットワーク運営主体から委託を受けている地元のフィールドサービス事業者が対応する。

といったケースが想定され、現在検討しているところです。

また、都道府県は管内の市町村に対してASPとなり、都道府県・市町村間で行っている固有のサービスの提供や総合行政ネットワークに対する課金業務等はもちろんですが、広域行政ネットワーク内の業務運営を、総合行政ネットワーク運営主体（財団法人地方自治情報センター）と調整しつつ、部分的に行うことになります。

ところで、先進的な都道府県においては、自律したIPによって管内の各市町村とネットワークをすでに構築しています（以下これを「都道府県WAN」という）。

そのような都道府県WANとの接続については、これらのIP層を総合行政ネットワークの基盤として利用するのかどうか、接続基準等に基づき、再度、調整する必要があるでしょう。

*4 NOC (Network Operation Center)

ネットワーク機器等の設備があるネットワークを管理する拠点。

<2>市町村

市町村は庁内LANを中心に自組織のネットワークポリシーに基づき、自組織内部ネットワークを整備し、管理、運用を行っています（以下これを「市町村LAN」という）。

市町村LANは原則として総合行政ネットワーク運営主体の用意するアクセス回線を利用して、広域行政NOCへと接続します。この広域行政NOCを通じて各種アプリケーションやアプリケーション共通基盤ネットワークサービスの提供を受けることになります。

ただし、都道府県WANを通じて広域行政NOCに接続する場合は、アクセス回線部分を都道府県等が別途準備しているため、各都道府県WANの基盤を利用する上で、そこでの運用条件に従いつつ、総合行政ネットワークの各種ポリシーに従うことになります。

<3>総合行政ネットワーク運営主体（財団法人地方自治情報センター）

総合行政ネットワーク運営主体は、地方公共団体との合意で定義される役割と責任範囲において、総合行政ネットワークを一元管理する総合行政ネットワーク拠点の構築、維持、管理、運営を行います。また、後

述するASPとしても各種サービスを接続組織（地方公共団体及び広域行政ネットワーク運営主体）に対して提供します。

その他、地方公共団体のネットワーク管理者への研修や連絡機能等も持つことになります。

また、広域行政NOCの管理・運営も各都道府県の広域行政NOC管理者と調整しながら行っていきます。

＜4＞霞が関WAN

霞が関WANは、平成9年1月に運用開始された国の行政機関を結ぶ行政専用のネットワークです。総合行政ネットワークと霞が関WANとを接続することにより、各省庁との文書交換であるとか、お互いの持つコンテンツの相互利用による情報共有を促進し、高度利用を図ることができます。

＜5＞アプリケーション提供者（ASP：アプリケーション・サービス・プロバイダー）

総合行政ネットワーク内で利用可能な各業務アプリケーションやコンテンツをサービスとして提供する主体及び必要となる物理的な拠点を、規定（ASPガイドライン）に基づいてネットワーク上に設置可能とします。ASPになり得る組織としては、総合行政ネットワーク運営主体、広域行政ネットワーク運営主体、地方公共団体、各省庁、将来的には民間企業等の外部組織等が考えられます。このようなASPの存在により地方公共団体は総合行政ネットワークを通して様々なアプリケーションサービスが利用可能となることが期待できます。

ただし、一般的に言われるインターネット経由でサービスを提供するASPとは行政機関内に閉じたサービスを行うという点で異なります。

なお、総合行政ネットワーク上では、多重投資を避けるためにタイムサーバによって提供される時刻同期を用いたタイムスタンプを初めとして認証、公証といったサービスを基本サービスとし、標準API*5 を使用してこれらのサービスがすべてのアプリケーションサービスに実装され共通化されることを目指します。

*5 API（Application Program Interface）

アプリケーション・プログラムとオペレーティング・システムの仲立ちをする。OSの基本的な機能をアプリケーションで呼び出すための方法、仕様。

＜6＞監査組織

総合行政ネットワークにおいては、各地方公共団体が対等の関係で相互のネットワークを接続します。そのため、すべての地方公共団体が、同一の「セキュリティ標準」に拠ることが必要となると考えます。

それにより、ネットワーク全体のセキュリティレベルを維持することが可能となります。

総合行政NOC及び広域行政NOCは、第三者である監査組織からの監査を受け、監査結果の指摘事項に対し適切に対処し、自らのセキュリティレベルを保証する必要があります。方法としては、監査法人等によるシステム監査及びペネトレーションテスト等が考えられます。

これにより総合行政ネットワーク全体のセキュリティが担保されることになります。

5 総合行政ネットワークの内容

総合行政ネットワーク運営主体がシステム基盤を構築し、参加する地方公共団体に対して様々なサービスの提供を行います。

内容は、以下のように大別することができます。

1つは、新規開発要素を伴わない部分で、「ネットワークインフラ」、「ネットワーク内基本サービス（プロトコル）」、「個別業務」です。

2つ目は、開発的要素を持ち、外部の状況や標準を取り込みながら最終的な運用体制に順次合わせていく部分で、認証サービスや各アプリケーションのうち、公開鍵基盤や新規アプリケーション、ASPによるサービス形態をもつアプリケーション等、既存のリソースや製品の組合せでは対応することができないサービスがこれに該当し、これらのサービスについては開発が必要なシステムとして設計・構築を行う必要があります。

（1）ネットワークインフラ

＜1＞バックボーン回線

総合行政ネットワークで必要となるバックボーン回線には、以下のような要件が挙げられます。

- ・閉域性を持つネットワークである。
- ・全国均一な料金体系である。
- ・全国に提供される。
- ・大容量の帯域が確保できる。
- ・すべての地方公共団体を接続可能なスケーラビリティがある。
- ・アドレス空間を自由に設計できる。
- ・稼働率、障害修復時間、網内遅延時間、障害通知時間等のSLA*6 が提示される。

これらの要件を満たすものとして、現時点では閉域IPネットワークサービス（MPLS*7 等の技術を用いた回

線サービス)の利用を想定しています。

この部分の、バックボーン回線の調達や設定、障害対応等は総合行政ネットワーク運営主体が行います。

*6 SLA (Service Level Agreement)

サービスの品質を明文化した契約・規約

*7 MPLS (Multi Protocol Label Switching)

IPパケットにデータ転送先を識別するための「ラベル」を付加し、データリンク層で高速転送を実現する技術。

<2>アクセス回線

総合行政ネットワーク運営主体は、地方公共団体ネットワーク外部接続拠点からバックボーン回線へのアクセス回線の調達や設定、障害対応等を行います。

<3>広域行政NOC設計・構築

総合行政ネットワーク運営主体は、広域行政ネットワークで必要となるNOCを設計・構築します。

<4>ネットワーク層整備

総合行政ネットワークにおけるネットワーク層の整備については次のとおりです。

A. IPアドレスデザイン

総合行政ネットワークでは、ネットワーク通信プロトコルとしてインターネットで標準的に利用されているTCP/IPを中心に採用します。

B. 暗号化、論理的伝送路確保、品質管理等

アプリケーションを中心とした上位層の下位に、経路の暗号化、論理伝送路の確保、品質管理、運用監視等の仕組みを組み込みます。特に、1本の物理回線の上で、業務ごとやクライアント単位で他と分離したサブネットワークを構築する技術を確立します。

C. セキュリティ

総合行政ネットワーク運営主体は、ネットワークの適切な位置にファイアーウォールやIDS^{*8}等を設置し、セキュリティポリシー^{*9}に基づいて安全なネットワークの提供を行っていきます。

*8 IDS (Intrusion detection System)

侵入検知システム。コンピュータやネットワークシステムに対する行動を監視し、不正な侵入を検出するシステム。

*9 セキュリティポリシー

情報資産を適切に保護するために守るべき基本方針。

(2) ネットワーク内基本サービス (プロトコル)

個別業務アプリケーションが利用しなければならない以下のような基本的なプロトコルサービスを、適切なサーバ配置とともに実装します。

プロトコル	サービス内容	備 考
Telnet	リモート操作	
FTP	ファイル転送	
DNS	名前解決	
SMTP/X. 400GW	電子メール中継・転送	
HTTP	Web サービス	XML フォーマット含む
NTP	時刻の同期	
LDAP/X. 500	ディレクトリサービス	
X. 509	認証サービス	

<1>認証サービス

認証サービスには、行政機関内に閉じた行政機関と行政機関 (G to G) の認証と電子申請を見据えた行政

機関と民間（GtoC）といった対一般向けの認証サービスが考えられます。

総合行政ネットワークにおいては、行政機関内部に閉じたネットワークのため、ここで検討する認証についてはGtoGの認証システムになります。

・電子文書交換システム等アプリケーション共通の認証サービス（GtoG）

各広域行政NOCごとに（各都道府県ごとに）認証局を設置し、総合行政ネットワーク運営主体内に各認証局の橋渡しをするためのブリッジ認証局を設置します。

認証単位は職責となり、各都道府県に設置された認証局が、当該都道府県の知事や部局・課室長、あるいは管内市町村の首長、規模によっては部局・課室長を認証します。

認証局は登録業務を行う登録局（RA）や認証証明書の発行を行う発行局（IA）といったもので構成されます。

これらは業務量やトラフィックの負荷を考え、機能を分散する必要があります。

現在の想定では、登録局については負荷分散を考えて都道府県に設置し、登録業務担当者においては各都道府県のみならず、各市町村についても必要となると考えます。とりまとめは各都道府県で行うこととなります。

発行業務においては各都道府県で行うのか、それとも総合行政NOCで一括して行うのかは負荷分散を考え、今後検討する必要があります。また検証局（VA）を設置し、処理速度の向上を実施することも考えられます。

想定される総合行政ネットワーク内の認証構成は図3、4のとおりです。

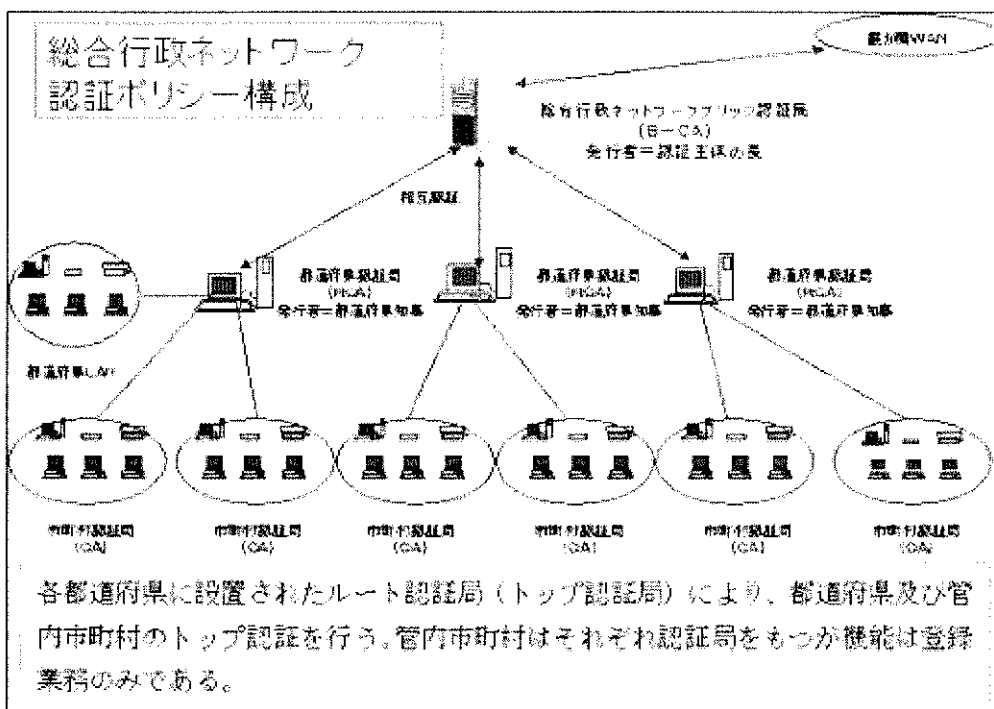


図3 総合行政ネットワーク認証ポリシー構成

*14 DMZ (DeMilitarized Zone)

非武装地帯、緩衝地帯と呼ばれる。ファイアーウォールで挟まれたDMZを設けることで以下の効果がある。

- ・公開サーバ群をファイアーウォールで保護し、必要以外のアクセスを排除する。
- ・公開サーバが不正アクセスにより侵入された場合でも、そこから内部に入れないようにすることで、安全性の向上を図る。
- ・公開サーバが不正アクセスにより侵入された場合でも、外部へのアクセス制限をすることで、そのサーバを踏み台にして外部へ攻撃することを困難にする。

*15 POP (Post Office Protocol)

電子メールをスプールしているシステムから、TCP/IPプロトコルを使ってメールスプールの内容を読み出すためのプロトコル。RFC1939で定義されている。

<5>霞が関WANとの電子メール

霞が関WANと接続された場合、霞が関WANの電子メールプロトコルであるX.400とSMTPとを変換する電子メール交換機能を提供し、地方公共団体と国との間の行政に閉じた安全な電子メール交換を実現します。

霞が関WANから総合行政NOCまではX.400を採用し、総合行政NOC内の「X.400/SMTP変換ゲートウェイ」でSMTPに変換します。総合行政NOCから地方公共団体まではSMTPの電子メールとして取り扱います。

(3) 個別業務

上記のインフラや基本プロトコルが整備された後、以下のようなカテゴリーで具体的な業務やコンテンツを意識した業務アプリケーション単位での運用を行います。

<1>電子文書交換システム

霞が関WANで構築されている省庁間電子文書交換システムと整合性のあるシステムを総合行政ネットワーク内に整備します。これにより参加団体間での文書交換が可能となるだけでなく、総合行政ネットワークと霞が関WANが相互接続された後には、地方公共団体と各省庁との文書交換も可能となります。

<2>Webを中心とした情報共有

総合行政ネットワーク内に参加団体間における情報共有空間を提供します。

A. 霞が関WANコンテンツ

総合行政ネットワークと霞が関WANとが相互接続された場合、地方公共団体と国の間でのコンテンツ共有が可能となります。

今後、霞が関WAN運用主体との調整により、コンテンツの提供を検討していきます。

B. 地方公共団体コンテンツ

総合行政NOCに共有Webサーバを設置し、情報共有の推進を図ります。

地方公共団体は自団体が持つコンテンツ、例えば条例等を総合行政NOCの共有Webサーバ上に整備することで、他の地方公共団体はいつでも共有Webサーバを閲覧し、自団体の条例制定等に役立てることが可能となります。

<3>電子メール（メーリングリスト）やニュース、掲示板

各業務担当者の円滑な連携を助けるため、それぞれの業務担当者が利用できる電子メールシステム等を運用します。これにより、例えば、他の地方公共団体の許認可事務の情報交換等がリアルタイムで行えることとなります。

<4>その他個別アプリケーション

将来的には、プロトコルやトラフィックに特徴のある音声・映像等のマルチメディアとして、Voice Over IP*16、Internet FAX、動画配信等を行うことも想定します。

*16 Voice Over IP

IPネットワーク上に音声データを流す手法。

(4) 総合行政ネットワークにおけるフロー

総合行政ネットワークにおいては、MPLS等の技術を用いることにより、閉域のIPネットワークサービスを提供します。

物理的構成は図5のとおりです。

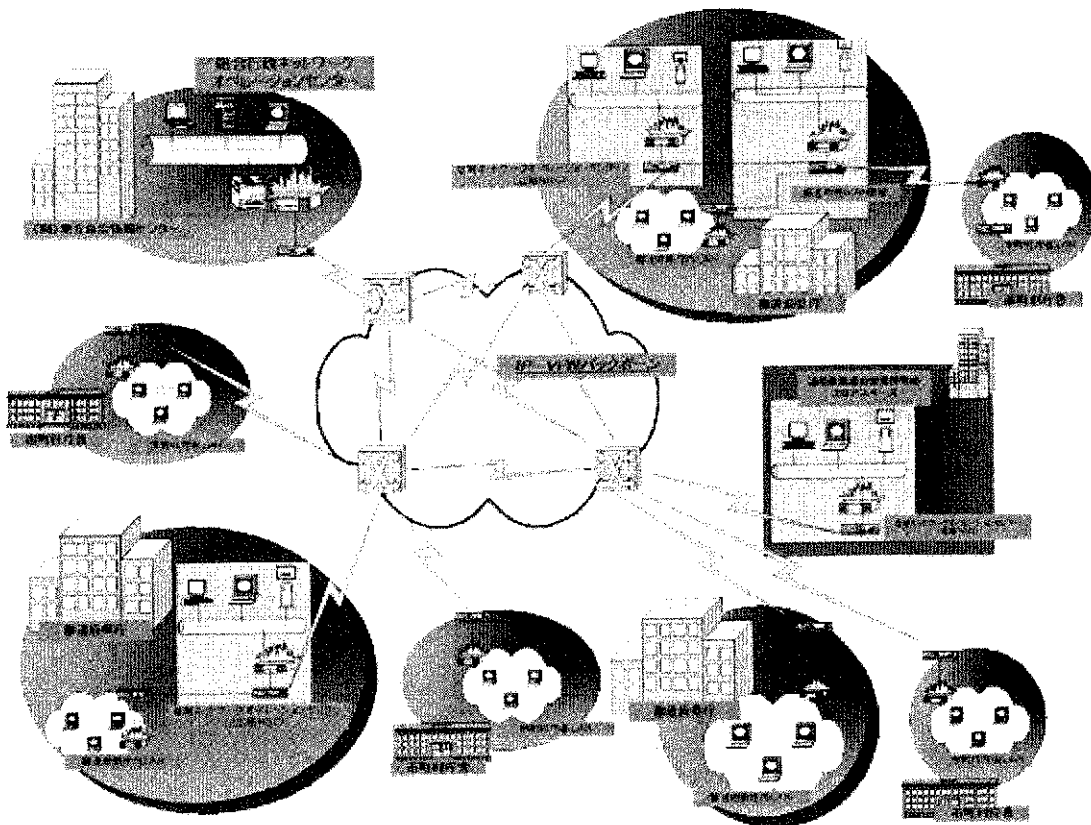


図5 総合行政ネットワーク物理構成図

この図に存在する広域行政NOCのパターンとしては次の3つのパターンが考えられます。

(パターン1：図左下) …都道府県庁舎内に広域行政NOCを設置するスペースがあり、市町村ともに総合行政ネットワークへ直接参加する場合。

(パターン2：図右下) …都道府県庁舎内に広域行政NOCを設置するスペースがないため、セキュリティの高い外部の事業所等に間借りし、管内の市町村もともに総合行政ネットワークへ直接参加する場合。

(パターン3：図右上) …都道府県域において自律したIPによって構成される独自ネットワークが存在し、広域行政NOCを通じて総合行政ネットワークへ参加する場合。

原則的に都道府県は広域行政NOCとLAN間接続しアクセス回線で、また、市町村は直接アクセス回線によりバックボーンのエッジ・ルータ*17へ接続されます。

エッジ・ルータにおいてはスタティック・ルーティング*18を行うため、各クライアントからは必ず広域行政NOCへ接続することになります。もし相手先が同一の広域行政NOC内に存在すれば、そこで取得した情報を基にエッジ・ルータへ折り返し、そこから相手先へというフローになります。相手先が広域行政NOC以外である場合は、そこで取得した情報を基にエッジ・ルータへ折り返し、総合行政NOCへと向かいます。そこで再び情報を取得し、相手先へというフローになります。

もし都道府県域において市町村間を結ぶ独自のシステムを導入する場合には、クライアント→エッジ・ルータ→広域行政NOC内ASP設備→エッジ・ルータ→クライアントといったようなフローになるため、エッジ・ルータに対しそのシステムを論理的に分割したうえで、スタティック・ルーティングを設定します。そうすることで他の都道府県や総合行政NOCを経ることなく、仮想的にグループ化されたネットワークを構成し、情報をフローさせることが可能です。

*17 エッジ・ルータ

バックボーンネットワークの末端にあるルータ。

*18 スタティック・ルーティング

静的に（固定的に）ルート設定を行うこと。

「総合行政ネットワーク構築に関する調査研究最終報告書（H12.3）」の要約

1 行政情報化の意義

「地方公共団体における行政情報化の推進に関する調査研究会報告書」（自治大臣官房情報政策室、1999.5）の要旨。

（1）質の高い行政サービス提供、簡素で効率的な行政システム確立の有効的手段

- ① 緊密な職員相互間の情報交換、共有、創造による協働（コラボレーション）の実現
- ② 情報通信システムによる、地域住民・企業と行政の関係の緊密化
- ③ 地域住民・企業に対し、効率的かつ高品質な行政サービスの提供
- ④ 様々なデータ及びノウハウの共有による、住民サービスのレベルアップ
- ⑤ 電子的手段で処理する事務の増加による、face to face の折衝の充実

（2）民間分野の情報化との整合性

- ① 民間分野の情報化との整合性
- ② 電子商取引等を行う際に必要となる各種証明書の発行
- ③ 行政への申請・照会の電子化
- ④ 住民への情報提供、公開における、団体間のサービス格差の縮小

2 総合行政ネットワーク（LGWAN）の必要性

行政情報の交換・提供の円滑化、行政情報の共有化及び行政事務の効率化・迅速化を目的とした行政情報化推進を行なうためには、情報を流通させる情報通信ネットワークが必要不可欠である。

いわゆる「地方分権」においては、「縦割行政」に縛られず、**地域の実情やニーズにかなった行政を展開することが求められており**、国・地方公共団体等の行政機関の位置づけを意識せずに必要な情報をタイムリーに入手し、**地域社会及び住民にフィードバックするための情報通信ネットワークが全国規模で構築されることが望まれている。**

総合行政ネットワークは、このような**地方公共団体における行政情報化の基盤としての役割を期待されている。**

3 LGWANの目的

（1）行政事務の効率化・迅速化

地方公共団体間の情報交換、情報共有、さらには地方公共団体と国のネットワー

クである霞が関 WAN との相互接続を実現し、より広範な情報交換、情報共有を実現することにより、行政事務の更なる効率化・迅速化を実現することができる。

具体例としては、地方公共団体と国との間の文書交換や、法令、条例、基礎的統計情報等の既存のデータベース等、国と地方公共団体で相互利用が可能な各種情報の共有の推進などがあげられる。

(2) 重複投資の抑制

従来は、各省庁が業務ごとに地方公共団体との情報通信ネットワークを整備する「特定業務ごとの予算獲得」といった「縦割行政」的な手法で事業を推進してきたことにより、ネットワークが団体内部の特定部署ごとに構築され、団体内での組織を横断した情報の流通が困難になる場合が多くみられた。

また、地方公共団体にとっては、省庁別・業務別に情報通信ネットワークを構築しなければならず、二重・三重の投資となり非効率が生じていた。

一方、今後、地方公共団体が独自に情報通信ネットワークを設計・構築した場合、他の地方公共団体との広域的な情報の交換・提供が必要となったときにネットワーク間の整合性がとれず、再構築しなければならない状況が発生することも予想される。

このため、地方公共団体間をネットワークで接続するに当たっての共通仕様を早期に確立することが求められてもいることから、個別の業務にとらわれない柔軟で汎用的な情報通信ネットワークを共通仕様の下に構築することで、地方公共団体におけるネットワークへの重複投資を抑制することも総合行政ネットワーク構築の目的である。

(3) 住民サービスの向上

地方公共団体間の行政情報の交換・提供の円滑化、共有化、高度化を図ることにより、住民サービスの向上を実現することも可能になる。

具体的には、「ワンストップサービスの実施」の基盤として、情報化の進み具合がまちまちな地方公共団体の情報化格差を是正する一役を担うことが期待されている。

また、霞が関 WAN との相互接続により、国・地方公共団体間の一層緊密な連携・協力が実現され、住民生活に必要な行政情報の提供、申請・届出等手続の電子化等、国と地方公共団体を通じた一体化された行政サービスの提供を実現することが求められている。

4 LGWANが対象とする情報分野

決裁の要不要、決裁前後、情報交換相手、情報交換手段の観点から、行政情報の整理

を行ない、その上でL G W A Nが対象とする情報分野について述べている。

表－7 情報分野と情報交換手段

情報分野	決裁	交換相手	情報交換手段
1	決裁不要	自団体内	口頭、メモの手渡し、内線電話、庁内LANの活用等
2		他行政機関	外線電話、FAX、郵便、手渡し、パソコン通信、インターネットメール、衛星通信等
3		民間	外線電話、FAX、郵便、手渡し、パソコン通信、インターネットメール等
4	決裁前	自団体内	口頭、メモの手渡し、内線電話、庁内便、庁内LANの活用等
5		他行政機関	外線電話、FAX、郵便、手渡し、パソコン通信、衛星通信等
6		民間	外線電話、FAX、郵便、手渡し、パソコン通信、インターネットメール等
7	決裁後	自団体内	文書の手渡し、庁内便、庁内LANの活用等
8		他行政機関	外線電話、FAX、郵便、手渡し、衛星通信等
9		民間	外線電話、FAX、郵便、手渡し、パソコン通信、インターネットメール、WEB、ポスター、広報メディア等

総合行政ネットワークが対象とする情報分野は、「地方公共団体が他団体と情報の交換・提供を行う」という定義に従い、次の3つの情報分野に絞り込むことができる。

表－8 情報分野の内容

情報分野	情報分野の内容
2	情報の交換相手が他の行政機関に限られた、決裁不要の行政情報
5	情報の交換相手が他の行政機関に限られた、決裁前の行政情報
8	情報の交換相手が他の行政機関に限られた、決裁後の行政情報

5 求められる総合行政ネットワーク像

L G W A Nが対象とする情報には、機密性、認証性の要不要により、構築、運営に求められる技術レベル及びセキュリティレベルが違ってくる。

(1) 機密保持手段

情報における機密性は「交換する情報や文書の中で第三者に漏れてはいけないもの」という意味で、情報通信ネットワーク上の不正行為である「盗聴」と深く関係している。この盗聴防止対策として、暗号技術による機密保持を用いるのが一般的である。

暗号化技術の適用に当たっては、総合行政ネットワーク内部での仕様の統一が不可欠である。

さらに、将来的な霞が関 WAN との相互接続を考えた場合、霞が関 WAN における暗

号化技術との整合性、互換性に配慮する必要がある、霞が関 WAN と同じ暗号化技術を採用することも視野に入れ、今後十分に検討する必要がある。

なお、暗号化技術は日々急激に進歩しているため、総合行政ネットワークで採用する具体的な暗号化技術については**実証実験で検討、検証**を行い、その成果に基づいて本構築を行うこととする。

(2) 認証手段

① 認証とは

情報通信上の「認証」概念は、情報が不正に作出・変更・消去されていないことを確認することである。（「認証と電子署名に関する法的問題（日本銀行金融研究所、1998.2）」より）

これを総合行政ネットワークにおける認証に当てはめると、「地方公共団体間及び地方公共団体と国の間で交換・提供される電子化された公文書等が、間違いなく作成者本人によって作成され、受取人に渡るまでに不正な変更等が行われていないことを証明すること」であると言える。

② 認証に必要な機能

総合行政ネットワークの用途・形態に照らし合わせた場合、必要となる認証機能としては、主に以下のものを挙げることができる。

(ア) 本人確認

ネットワークを通じて情報のやり取りを行う際に、その通信相手（人間・サーバ等）が、本当に自分の意図している本人であるのかどうかを確認し、第三者によるなりすましを防止するという目的に対応する機能。

(イ) 否認防止

ネットワークを通じて情報のやり取りを行う際に、データ送信者が送信したという事実を証明したり、送信データの内容を、事後に相手方によって否認されることを防ぐという目的に対応する機能。

(ウ) 完全性確認

送信者によって送られたデータが、送信途中で改ざんされることなく、そのまま相手方に到達したことを確認するという目的に対応する機能。

③ 総合行政ネットワーク上での認証手段

総合行政ネットワークにおける認証については、現時点において電子商取引等で主流となりつつある、**認証局の設置**を前提とする**公開鍵基盤方式**を採用するのが妥当と考えられる。

ただし、認証局の設置に当たっては、その設置のための準備（設置基準、運

については、このような政府部内の動きを受け、その成果を見ながら技術的にも制度的にも十分な検討及び措置が必要である。

(3) 地方公共団体の条例・規則との整合性

総合行政ネットワークは 3,300 の全地方公共団体をネットワークで接続するため、その主体である地方公共団体が持つ条例・規則など既存制度との整合性を検討しておく必要がある。

① 文書管理規則

現在、ほとんどの地方公共団体の文書管理規則では、電子文書に関する明文文化された規定がない。

既に、先進的な地方公共団体では、権利・義務の発生しない文書及び個人情報の含まれない文書を対象に、暫定的に文書の電子化及び電子化に対応した文書管理規則の整備を進めているところもあるが、総合行政ネットワークを有効活用し、より迅速かつ効率的に行政事務を行うためにも、文書管理規則を見直し、電子文書を適切に取り扱えるようにする必要がある。

② 公印管理規程

地方公共団体は首長印などの公印についても、その取扱いや運用管理の規程を定めている。

公印管理規程は、現物の印鑑についての規定であるが、総合行政ネットワークを利用する上においては、公印と同様の機能を持つ認証方式の導入が必要であり、その整合性の検討が必要となる。

③ 個人情報保護制度

多くの地方公共団体は「個人情報保護条例」等を設け、個人情報の保護対策を講じており、その中には、各地方公共団体が持つ個人情報の外部への流出を防ぐため、国等とのオンライン接続禁止条項を定めているものがある。

国の「行政改革プログラム」（平成 8 年 12 月 25 日閣議決定）では、このようなオンライン接続禁止条項の見直しが高度情報通信社会の実現のために不可欠であるとの認識から、「地方公共団体に対し、情報通信システムの外部とのオンライン接続禁止措置の見直しを要請する。」としている。

地方公共団体においては、個人情報の厳格な保護は当然ではあるが、総合行政ネットワークに参加するためにも、その運用について外面的な制約で「オンライン接続を全面禁止」するのではなく、内容的な選別を行い、情報の内容によってはオンライン接続を容認する方向への舵取りが望まれる。

④ 情報公開制度

平成 11 年 5 月 7 日に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」が成立している。この法律の中で、情報公開の対象となる行政文書とは、「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録」と定義され、紙媒体だけではなく電磁的記録についても情報公開の対象とされている。

地方公共団体においては、「情報公開条例」などにより、行政情報の公開に積極的に取り組んでおり、情報公開への先進的な取り組みを行っている地方公共団体の中には、既に電子文書の情報公開を規定しているところもある。

また、このような制度的な整備に合わせ団体内で文書管理システムなどの環境整備を進めているところもある。

このように、情報公開制度との整合性も必要となるものである。

(4) 文書管理規則の見直しの方向性

① 文書管理規則

文書管理規則では、文書の発生から流通、保存及び廃棄に至る文書のライフサイクルを規定している。文書管理規則では、明確な記述はないものの、「文書」＝紙媒体、という前提に規定されている場合が多く、特に「収受」及び「発送」に関する現行規定では電子文書を取り扱うことができない可能性がある。

② 文書管理システム

「地方公共団体における文書管理システムの調査研究」報告書（財団法人地方自治情報センター、1998. 3）によると、文書管理システムとは、文書の発生から流通、保存、廃棄に至る文書のライフサイクル全般をコンピュータシステム化するものとされている。

この文書管理システムの導入により文書流通時のコピー削減、文書保管時の保管庫の圧縮、文書廃棄時の廃棄コストの削減などの直接的なコスト削減を目指すとともに、庁内の文書流通の迅速化や、情報公開要求への迅速な対応などの住民サービスの向上につなげようとしている。

③ 総合行政ネットワークと文書管理システムの接続

文書管理システムが庁内システムであり、外部との接続を行っていない場合、他の行政機関との文書交換の際に、文書の「収受」においては外からの紙媒体による「文書」から「電子文書」への変換、また「発送」においては「電子文書」から紙媒体による「文書」への変換作業が発生することになる。

しかし、文書管理システムと総合行政ネットワークとの接続が実現すれば、上記のような紙媒体による「文書」と「電子文書」の変換作業が不要になり、事務的にも効率化を図ることができる。

総合行政ネットワークとの接続と、文書管理システムを併せて導入すれば、文書のライフサイクル全般を包括的にコンピュータシステム化する上で効率的であり、総合行政ネットワークの有効利用、高度利用にもつながることになる。

文書管理システムの導入は文書管理規則の見直し抜きにはできないと考えられ、国においても、省庁間電子文書交換システムの導入及び省内の総合的な文書管理システムの構築に合わせ、各省庁が独自に持つ文書管理規則の見直しが進められているところである。

文書管理規則の見直しに当たっては、「電子文書」の収受及び発送の処理に加え、全庁的な文書管理システムの導入を考慮した上、所要の規定を整備する必要があると考えられる。

7 LGWANの定義

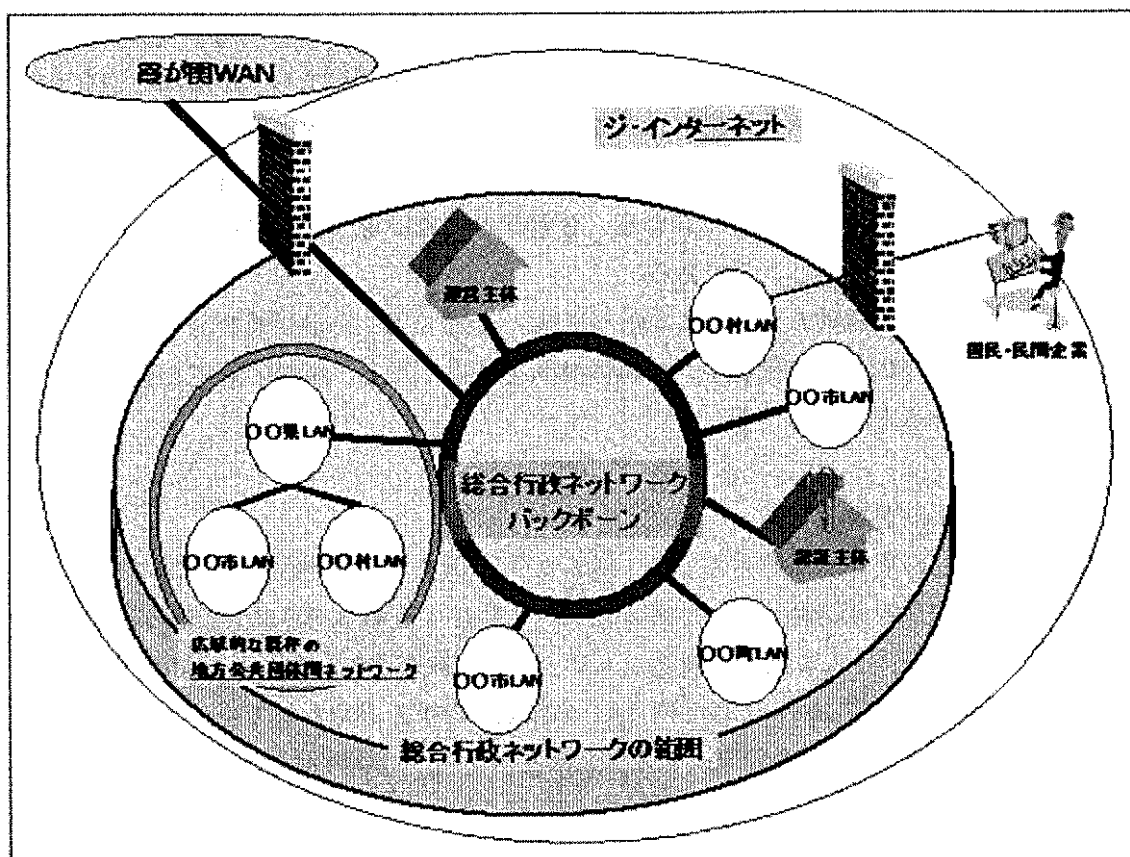
国の行政機関のネットワークとして、平成9年1月より行政専用の閉じたネットワークである霞が関WANが運用されているが、これに対応する約3,300の全地方公共団体間を結ぶネットワークとして総合行政ネットワークは位置づけられることになる。

現在、地方公共団体においては庁内LANの整備が着々と進められており、一部の先進的な地方公共団体では、都道府県内の地方公共団体を結ぶ広域的なネットワーク（以下、「広域WAN」と呼ぶ）が既に実用化されている。

総合行政ネットワークは、これらの庁内LAN及び広域WAN等と接続することができる柔軟で汎用的な情報通信ネットワークであり、霞が関WANとの相互接続も視野に入れている。

また、総合行政ネットワークは地方公共団体以外の団体に対して門戸を閉ざしてしまうものではなく、総合行政ネットワークが定めるセキュリティ基準を確保している事務組合等についても、参加を可能とすべきであろう。

図一5 総合行政ネットワークの概念図



(1) 運営組織

総合行政ネットワークの機密性を確保し、安定的な運用管理を実現するためには、以下の組織が、それぞれの役割に応じて、運営に関する業務を適切に行う必要がある。

- * 総合行政ネットワーク運営主体（以下、運営主体）
- * 総合行政ネットワーク認証主体（以下、認証主体）
- * ネットワークサービス主体（以下、サービス主体）
- * 地方公共団体
- * 監査団体

総合行政ネットワークは将来的に霞が関 WAN との接続を予定しているため、各運営組織には霞が関 WAN と同等若しくはそれ以上の運用管理能力が求められる。

また、霞が関 WAN は総務庁の外郭団体である行政情報システム研究所が運営しており、総合行政ネットワークにおいても公共性が高く、中立であり、信頼性のある機関が運営主体及び認証主体を運営することが望ましい。

なお、認証に不可欠な鍵を管理する認証主体には一段と高いレベルでのセキュリティの確保が求められるため、本調査研究においては認証主体を 1 つの独立した組

組織として定義している。

しかし、運営主体と認証主体のネットワーク、組織等を明確に分離し、セキュリティにも十分に配慮することによって、同一の機関が両主体を運営することも可能である。

① 運営主体

運営主体は、総合行政ネットワーク全体の円滑な管理運営を行う中心組織である。

② 認証主体

認証主体は、認証実施規定を策定し、運営主体の承認を得て認証局を設置、運用する。認証局で行う電子認証サービスと鍵ペア生成・保管サービス、鍵復元サービスは認証主体内の異なった組織で担当する。

③ サービス主体

サービス主体は、各地方公共団体を接続するバックボーンネットワークを構築・運営し、各種ネットワークサービスを提供する。

④ 地方公共団体

個々の地方公共団体は、総合行政ネットワークとの接続システムを統一仕様書に基づいた形で構築し、内部システムのユーザ管理を行う。

⑤ 監査団体

監査団体は、各運営主体との契約に基づいて総合行政ネットワークのセキュリティポリシーの実現状況を監査する。

監査団体は、運営主体、認証主体、サービス主体、各地方公共団体に対し、総合行政ネットワークのセキュリティポリシーが実現されているか、外部の視点から監査を行ない、その適切性を保証する。

(2) 総合行政ネットワークにおける管理責任範囲

総合行政ネットワークを運用していく上では、各種機器、回線、ソフトウェア等に様々な問題が発生すると考えられる。ここでは、セキュリティを含めた管理責任範囲の基本的な考え方についてまとめる。なお、管理責任範囲の詳細については、**実証実験後**に作成される統一仕様書で規定する。

① 運営主体

運営主体は、運営主体の機器等の管理及び運営主体が管理する各種アプリケーションの提供について責任を負う。責任の範囲は各地方公共団体若しくは広

域 WAN 等の接続システムまで（接続システムを含む）とし、地方公共団体内部の設備（庁内 LAN・端末等）、広域 WAN 等自体及び広域 WAN 等に接続するための設備については、運営主体の責任の範囲外とする。

また、運営主体は総合行政ネットワーク全体の管理運営を統括する立場にあるため、各運営組織の管理運営状況を把握し、必要に応じて的確な指示を出さなければならない。

② 認証主体

認証主体は、団体認証局の機器等の管理及び認証サービスの提供について責任を負う。ただし、地方公共団体等が独自に設置した区域内認証局及び組織認証局の管理については、当該認証局を運営する認証主体の責任とする。

③ サービス主体

サービス主体は、ネットワーク基盤（バックボーンネットワーク、アクセスポイント、各地方公共団体までの足回り回線等）の管理及びネットワーク基盤における基本的なネットワークサービスの提供について責任を負う。

④ 地方公共団体

個々の地方公共団体は、総合行政ネットワークの接続システムより内側の庁内 LAN・端末等の団体固有のシステムの管理について責任を負う。ただし、広域 WAN 等を利用している団体は、広域 WAN 等の接続システムなどの管理についても責任を負う。

また、総合行政ネットワークへ向けて、団体固有の情報及びアプリケーション等を提供する場合は、その管理についても責任を負う。

また、地方公共団体が総合行政ネットワークに接続するに当たっては、運営主体と地方公共団体の間で契約関係を結ぶことになるが、その際、3,300 の全地方公共団体と個別に契約書の作成を行うのは非効率であり、契約関係を公平に結ぶという視点からも標準契約書形態が望ましい。

8 費用対効果

(1) 費用積算

総合行政ネットワークは全国規模の巨大なネットワークシステムであり、また様々な構成・形態をとる地方公共団体のネットワークが接続され、将来的には霞が関 WAN との接続も予定される複雑なネットワークシステムでもあるため、現時点で正確な費用積算を行うことは非常に難しい。

そこで、総合行政ネットワークにおける代表的なネットワークモデルを想定し、

費用の積算を行う。

ただし、実際に総合行政ネットワークを構築する際には、技術進歩によりネットワーク機器及びコンピュータ機器等の高性能化及び低価格化が進んでいることが想定される。

① 総合行政ネットワークのネットワーク形態

3つの総合行政ネットワーク像として、総合行政ネットワーク(A)、(B)、(C)が導き出された。

都道府県が交換する情報の14.4%及び市区町村が交換する情報の12.2%が公認性を有し、電子化された公文書の交換をネットワーク利用によって実現することを考慮すると、機密保持手段に加え認証手段を持った総合行政ネットワーク(C)の実現が必要であろう。

また、最も機密性の高い総合行政ネットワーク(C)の実現によって、地方公共団体間の行政情報の交換・提供において97%以上を占める間接的情報交換のすべてを総合行政ネットワークに乗せることができるともいえる。

したがって、本調査研究では、総合行政ネットワーク(C)の形態で構築することを前提に費用積算を行うこととする。

② 霞が関WANとの接続

総合行政ネットワークは将来的に霞が関WANとの相互接続を予定しているが、物理・プロトコル・セキュリティ・アプリケーション等の面で、霞が関WANとの相互認証の妨げになる要素はないか、霞が関WAN運用センタの省庁間認証システム(相互認証局)と総合行政ネットワークの認証主体(団体認証局)間の相互認証をどのように行うか、省庁間電子文書交換システムの組織認証と総合行政ネットワークの団体認証間の整合性をどのように確保するか、相互接続に当たっての費用負担及び運営責任をどのように取り決めるか等、解決すべき多くの課題があり、霞が関WANとの接続に関しては不確定要素が多いため、この費用積算の対象からは除外することとした。

③ ネットワークインフラ

各種機器と同じく、ネットワークインフラについても高性能化、低価格化が著しく進行しており、現段階で特定するのは適当ではない。

しかし、一方では費用積算を行う前提条件として利用するネットワークインフラを特定する必要があるため、ここでは総合行政ネットワーク・バックボーンに「インターネット+VPN」の利用を想定した。

また、地方公共団体—総合行政ネットワーク・バックボーン間はLAN間接続

とし、アクセス回線にデジタル専用線（以下、専用線）の利用を想定した。

④ 費用積算の主な対象

費用積算に当たっては、費用全体を総合行政ネットワーク構築のための費用（初期費用）と構築後に維持・運営していくための費用（維持・運営費用）に分けてある。

それぞれについて費用積算の主な対象項目を総合行政ネットワークシステム（運営主体及び認証主体が各種サービスを提供するために必要な機器等）と地方公共団体側接続システム（各地方公共団体がセンタ側システムに接続するために必要な機器等）別に列挙してある。

ただし、広域 WAN 等を経由して総合行政ネットワークに接続する団体については、地方公共団体側接続システムは必ずしも必要ではない点に注意されたい。

⑤ 費用積算モデル

費用積算を行うに当たり、地方公共団体が総合行政ネットワークに接続する際の接続方式の違いにより、実際に構築するネットワークを想定した費用積算モデルを3つ挙げてある。

（ア）モデル A

モデル A は、各地方公共団体が個別に LAN 間接続で総合行政ネットワークに接続するネットワーク形態である（個別接続方式）。

（イ）モデル B

モデル B は、都道府県の主導により自行政区域内の地方公共団体を結ぶ広域 WAN を構築し、さらに広域 WAN を総合行政ネットワークに接続する。

各地方公共団体は広域 WAN 経由で総合行政ネットワークを利用するというネットワーク形態である（広域 WAN 方式）。

（ウ）モデル C

モデル C は、基本的にはモデル B と同じ接続方式（広域 WAN 方式）を採用ることによって広域 WAN の有効活用を図っているが、広域 WAN の構築を待たずに先行して総合行政ネットワークを利用したい団体が存在することを考慮し、モデル A の考え方も取り入れたネットワーク形態としている（複合方式）。

自治省が平成 11 年 11 月に地方公共団体に対して行ったアンケートの結果によると、構築中及び計画中を含め、広域 WAN 形式のネットワークを持つ都道府

県が 16 団体（構築済：6 団体、構築中：5 団体、計画中：5 団体）存在する。このように、地方公共団体においては、その足取りは緩やかではあるが、広域 WAN の構築が大きな流れになっている。

また、現在、政府においても「電子政府」実現に向けて行政情報化を推進しているところであり、今後行政文書の電子化等が一層進むことは明らかであり、広域 WAN の必要性がますます増大する。

それらから、総合行政ネットワークはモデル B の広域 WAN 方式の形態を採ることが望ましいと考えられるが、しかし、現実には総合行政ネットワークの運用開始までに全都道府県において広域 WAN が構築される保証はない。

最終的にはモデル B の広域 WAN 方式のネットワーク形態を目指すものの、総合行政ネットワークの運用開始当初においてはモデル C の複合方式にならざるを得ず、広域 WAN の構築が完了した団体から順次広域 WAN 方式の形態へ移行していくのが現実的であろう。

⑥ 費用積算の結果

各費用積算モデルにおける費用積算結果については、資料編に詳述してある。

		初期費用合計 (千円)	維持・運営費用合計 (千円)
モデル A	L G W A N システム	4,268,350	402,693
	地方公共団体側接続システム	(1 団体) 29,450	208
		(3299 団体) 97,155,550	687,704
モデル B	L G W A N システム	559,150	25,236
	地方公共団体側接続システム	(1 団体) 29,450	208
		(47 団体) 1,737,550	12,299
モデル C	L G W A N システム	3,560,350	323,763
	地方公共団体側接続システム	(1 団体) 29,450	208
		(2619 団体) 77,129,550	545,952

(2) 効果

費用の積算とともに、総合行政ネットワークを利用することによって得られる効果についても検討を行った。

① 定量的効果

定量的効果については、地方公共団体の現状を把握するために行ったアンケート調査（「3 地方公共団体間コミュニケーションの現状と課題」参照）によれば、各地方公共団体の平均的な通信費用は表-19 のようになる。

表－19 地方公共団体の通信費用

公共団体	通信費(年間)
都道府県	1,000万円から5,000万円に集中 (平均3,000万円)
政令指定都市	400万円から600万円に集中 (平均500万円)
市区町村 (人口10万人以上)	500万円以下に集中 (平均250万円)
市区町村 (人口10万人未満)	100万円以下に集中 (平均50万円)

(ア)総合行政ネットワークの利用による通信費用の削減効果

情報の「大量性」、「機密性」、「公認性」、「迅速性」、「公報性」、「簡易性」の比率を適用して、期待される通信費用の削減効果の算出式を以下のように定義し、この算出式を用いて、地方公共団体の規模別に通信費用の削減効果を求めた。

$$\text{通信費用の削減効果} = \text{通信費} \times (\text{大量性} + \text{機密性} + \text{公認性} + \text{迅速性} + \text{公報性} + \text{簡易性})$$

表－20 地方公共団体の通信費用の削減効果

地方公共団体の規模	年間平均通信費 (単位:万円)	総合行政ネットワーク(C)における通信費用削減効果	
		削減比率 (単位:%)	削減効果 (単位:万円)
都道府県	3000	96%	2880
政令指定都市	500	87%	435
市区町村 (人口10万人以上)	250	87%	217
市区町村 (人口10万人未満)	50	87%	43

(イ)通信費用の削減効果の考察

表－20 から、通信費用の削減効果の表れ方に、都道府県と市区町村等、地方公共団体間の規模及び業務内容の違いによる大きな差異は発生していないことが分かる。

これは、総合行政ネットワーク(C)の形態を採ることにより、機密性の高い情報及び公認性の必要な情報の交換・提供が可能になり、直接住民サービスを地方公共団体におけるネットワーク利用の有用性が向上するため

と推察できる。

また、認証手段を付加することによって、より高い通信費用の削減効果が見込まれることになる。

なお、その他の定量的効果として、ペーパーレス化による経費の削減が挙げられるが、その効果を現時点で数値化することは難しい。

② 定性的効果

総合行政ネットワークを利用することによって得られる効果には、定量的に積算できない定性的な効果について、次のようにまとめた。

- (ア)行政情報の電子化による、事務手続の簡素化、迅速化、効率化等の効果は、直接的に行政事務コストの削減及び政策立案の効率化・迅速化につながる
- (イ)ネットワーク化による、距離的、時間的、コスト的、量的な格差の是正は、地域の均衡ある発展を促すとともに、情報の過度の集中を抑制する
- (ウ)ネットワーク基盤の共通化による、文書形式、事務手続等々の共通化の効果は、重複投資の抑制や情報共有の高度化などにより、最終的には行政事務コストの削減につながる

このような効果を数値化することは非常に難しく、一律に比較・評価することはできない。

しかしながら、これらの定性的効果を総合行政ネットワークの目的と照らし合わせると、その効果は定量的に表される通信費用削減効果と同等、若しくはそれ以上に大きいであろう。

9 利用料金と負担区分

(1) 負担区分

総合行政ネットワークは、将来的には霞が関 WAN との相互接続を視野に入れているが、本来の位置づけは 3,300 の全地方公共団体を接続するところにある。

この接続が行われ、そして活用されることにより、他団体との通信費用の大幅な削減が見込まれ、また事務手続の迅速化・効率化が可能になる。

すなわち、総合行政ネットワークを利用することによる効果は、主に地方公共団体が享受することになる。

したがって、総合行政ネットワークの構築及び維持・運営にかかる費用については、利用者負担の原則から、各地方公共団体が応分に負担することが望まれる。

10 財政支援措置

総合行政ネットワークの構築に当たっては、その財源が非常に重要な課題となる。

先にも述べたように、総合行政ネットワークとは地方公共団体のネットワークであるため、その費用のすべてを各地方公共団体の財源で負担される性質のものである。

しかし、一部の地方公共団体は財政的に非常にひっ迫しており、新規事業の停止等、行政情報化の投資さえ削減されるような状況が考えられる。また、総合行政ネットワークは 3,300 の全地方公共団体を接続することによって最大の効果が発揮できるものであり、一部の地方公共団体でも不参加ということになれば、その効果は半減することとなる。

以上のような状況を踏まえ、総合行政ネットワークの構築・運営に当たっては適切な財政支援措置が望まれるところであるが、地方公共団体における費用負担方法とも密接にかかわってくる部分であるので、今後本構築における費用負担方法等について更に検討を行う必要がある。

11 将来像

本調査研究の最後に、電子政府の実現に向け、総合行政ネットワークの将来像を描いた。

省庁及び特殊法人等、国の行政機関を結ぶネットワークとして霞が関 WAN があり、これに対応する全都道府県・市区町村を結ぶ地方公共団体のネットワークとして総合行政ネットワークがある。

霞が関 WAN 及び総合行政ネットワークはそれぞれ独立したネットワークであるが、ゲートウェイによってセキュリティを確保した上で相互接続されることによって、省庁間及び地方公共団体間だけでなく、国と地方を通じた、より広範で高度な情報交換及び情報提供が行えるようになる。

これら 2 つのネットワークが、行政機関における情報基盤の両輪として存在し、日本全体の行政情報化が推進されていく。

さらに、それぞれのネットワークには独立した内向け及び外向けの認証局があり、インターネットにおける行政機関の認証基盤の役割を担っている。

一方、住民や企業はインターネット等のオープンな情報通信ネットワークを通じて国や地方公共団体の様々な情報を取得したり、各種申請・届出、公共施設の予約等の行政サービスを受けることが可能になる。

そして、これら行政機関及び住民の総合ネットワークが構築され、様々なサービスの提供が実施されることにより、政府が 2003 年度までの実現を目標とする高度に情報化された行政、すなわち「電子政府」が実現されることになる。

図-38 LGWANの将来像

